

平成 30 年度

高知学園短期大学
自己点検・評価報告書



平成 30 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	34
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	42
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	42
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	78
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	101
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	101
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	116
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	121
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	125
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	130
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	130
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	132
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	134

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 30 年 12 月 20 日

理事長

吉良 正人

学長

小島 一久

ALO

吉村 齊

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

明治 32 年 4 月	江陽学舎創立。
明治 36 年 4 月	江陽学舎を江陽学校と改称。
大正 5 年 4 月	江陽学舎に簡易商業科併設。
大正 7 年 4 月	簡易商業科を廃止して商業補修学校設立。
大正 7 年 12 月	乙種商業学校文部科学大臣認定。
大正 8 年 4 月	商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立。
大正 10 年 12 月	財団法人城東商業学校設立。
大正 15 年 3 月	城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格。
昭和 4 年 3 月	江陽学校廃止。
昭和 19 年 4 月	高知女子商業学校設立。
昭和 21 年 4 月	高知女子商業学校を橘高等女学校と改称。
昭和 23 年 3 月	新制度により城東高等学校、城東中学校設立。
昭和 26 年 3 月	財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更。
昭和 27 年 3 月	学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更。 城東学園附属幼稚園設立。
昭和 31 年 5 月	学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更。 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改称。
昭和 31 年 12 月	高知小学校設立。
昭和 35 年 1 月	高知学園高知工業高等学校設立。
昭和 37 年 1 月	高知学園高知工業高等専門学校設立。
昭和 38 年 3 月	高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）。
昭和 39 年 3 月	高知学園高知工業高等学校廃止。
昭和 42 年 1 月	高知学園短期大学設置認可。
昭和 43 年 2 月	高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）。
昭和 44 年 2 月	高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称。
昭和 50 年 3 月	高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認。
昭和 55 年 12 月	高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認可。
平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称。
平成 9 年 4 月	高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置。
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置。

＜短期大学の沿革＞

昭和 42 年 1 月	高知学園短期大学食物栄養科設置認可。
-------------	--------------------

3月	食物栄養科を栄養士養成課程として指定。
4月	高知学園短期大学開学。
昭和43年2月	衛生技術科設置認可
3月	食物栄養科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許状（保健・家庭）。 衛生技術科を衛生検査技師養成学校として指定。
昭和44年2月	幼児教育科設置認可。 幼児教育科を保母養成学校として指定。 幼児教育科を幼稚園教諭二級普通免許状を得させるための課程として認定。
昭和45年1月	保健科設置認可。
2月	保健科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許。
4月	保健科を歯科衛生士学校養成所指定規則第2条の規定に基づき歯科衛生士養成学校として指定。
昭和46年4月	衛生技術科を臨床検査技師学校養成所指定規則第2条の規定に基づき臨床検査技師養成学校として指定。
昭和53年12月	高知学園短期大学専攻科幼児教育専攻設置。
昭和62年12月	保健科に保健専攻、歯科衛生専攻設置。
昭和63年1月	保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許。 保健科歯科衛生専攻を歯科衛生士学校養成所指定規則第3条第1項の規定に基づき歯科衛生士学校として指定。
平成2年3月	食物栄養科、幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定。 食物栄養科：中学校教諭二種免許状（家庭） 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻：中学校教諭二種免許状（保健）、養護教諭二種免許状
平成7年4月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称。
平成12年2月	幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定。 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻保健コース：中学校教諭二種免許状（保健） 同専攻 養護コース：養護教諭二種免許状
平成13年3月	専攻科幼児教育専攻廃止 専攻科応用生命科学専攻設置

平成 17 年 4 月	食物栄養科を生活科学学科に、幼児教育科を幼児保育学科に科名変更。
平成 18 年 3 月 4 月	第三者評価「適格」認定。 保健科保健専攻廃止。 医療衛生学科設置。 医療衛生学科医療検査専攻、歯科衛生専攻を臨床検査技師等に関する法律第 15 条第 1 項、歯科衛生士法第 12 条第 1 号に定める学校として指定。
平成 19 年 10 月 12 月	看護学科を保健師助産師看護師法第 21 条第 1 項に定める学校として指定。 看護学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭二種免許状。
平成 20 年 3 月 4 月	衛生技術科及び保健科歯科衛生専攻廃止。 看護学科設置。
平成 22 年 8 月	専攻科地域看護学専攻を保健師助産師看護師法第 19 条第 1 号に定める学校として指定。
平成 23 年 2 月 4 月	専攻科地域看護学専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭一種免許状。 専攻科地域看護学専攻設置。
平成 25 年 3 月	第三者評価「適格」認定。
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置。

(2) 学校法人の概要

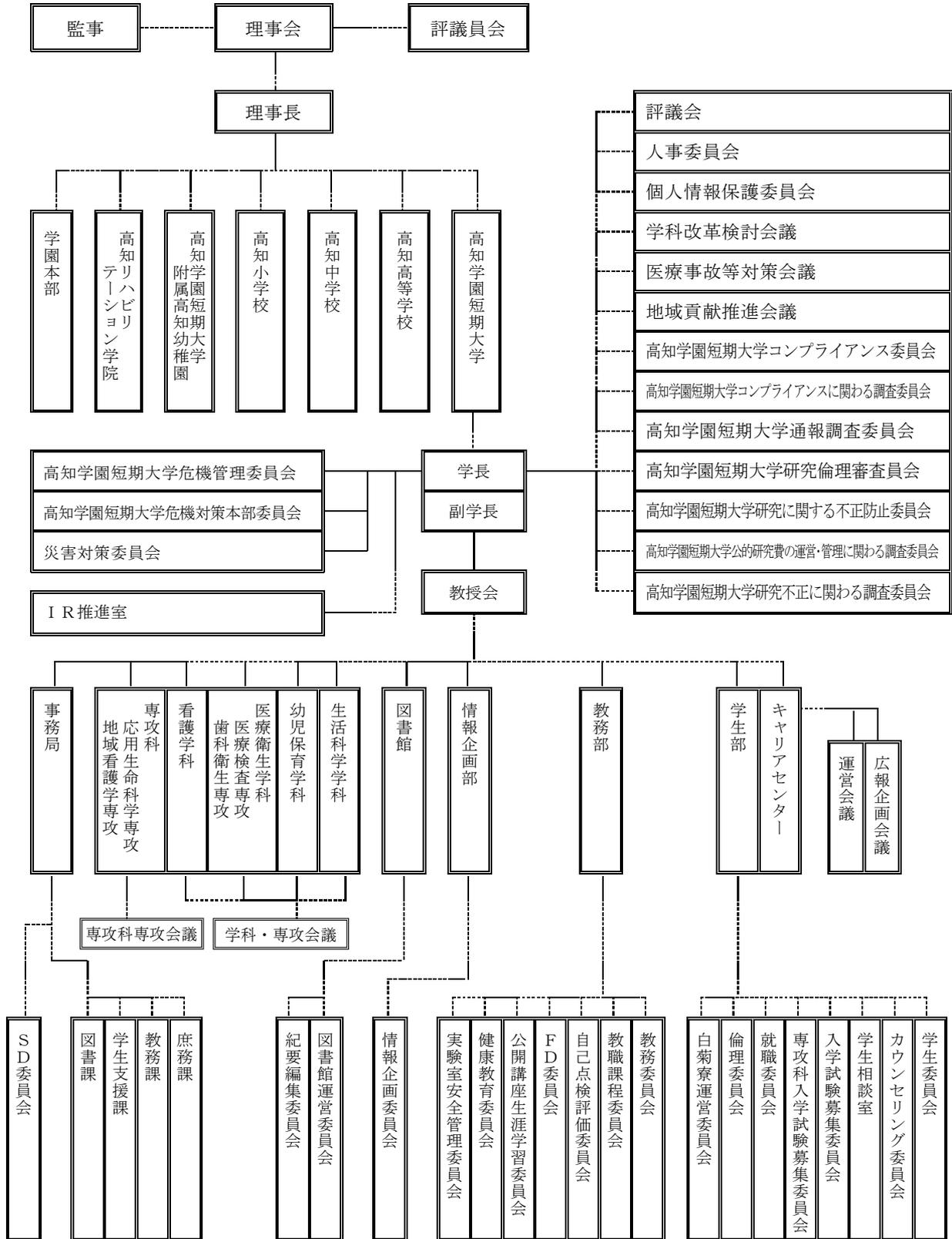
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 30 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高知学園短期大学*	高知市旭天神町292-26	330 (30)	770 (30)	765 (32)
高知高等学校	高知市北端町100	420	1,260	602
高知中学校	高知市北端町100	330	990	393
高知小学校	高知市北端町100	80	480	315
高知学園短期大学附属 高知幼稚園	高知市北端町100	30	120	93
高知リハビリテーション 学院	土佐市高岡町乙1139-3	150	600	516

* () 内は専攻科の学生数

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 30 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

高知学園短期大学は JR 高知駅から西方約 3 キロの旭天神町に所在する。高知市は国から中核市に指定されている高知県中部の中心都市であり、県内最大の商業地を持つと同時に県内の人口の 40% を占めるプライメイトシティ（一極集中型都市）でもある。旭天神町を含む旭地区は、JR 旭駅を中心に新旧の住宅地が広がっている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	25 年度		26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
高知県	282	95.9	309	96.6	306	97.8	273	97.2	296	98.7
愛媛県	3	1.0	3	0.9	1	0.3	4	1.4	0	0
香川県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.7	0	0
徳島県	1	0.3	0	0.0	1	0.3	1	0.3	1	0.3
中国地方	2	0.7	1	0.3	2	0.6	0	0	0	0
九州地方	0	0.0	2	0.6	0	0.0	0	0	0	0
近畿地方	0	0.0	3	0.9	0	0.0	0	0	0	0
その他	6	2.0	2	0.6	3	1.0	1	0.3	3	1.0

[注]

- 短期大学の实態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の平成 29 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

高知県は、著しい少子高齢化の状況を受けて、日本一の健康長寿県構想に取り組んでいる。そのため、食・教育・医療各分野の果たす役割は大きい。老後を健康に過ごすためには食と医療の専門的職業人に寄せられるニーズが高い。また、核家族化や地域及び家庭の教育力の低下が問題視される中で、幼児期の教育・保育は人間形成の基盤となるものである。その重要性は高く、保育の責任は非常に大きい。

■ 地域社会の産業の状況

高知県の産業は、第一次産業が盛んな一方で第二次産業の集積度が低いのが特徴であり、大規模な工業地帯等はない。郊外は大手ショッピングセンターやコンビニエンスストアの進出が相次いだり、近年は高知市役所庁舎建て替えに伴う周辺の整備をは

じめ、中心市街地で新たな公立博物館や公立図書館が開館するなど、再開発が進んでいる。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(C)Yahoo Japan,(C)ZENRIN



高知学園短期大学

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
シラバスには、学習成果に対応すると思われる具体的な到達目標の設定が全体的に必要であり、シラバスの記述について教員間の更なる共通理解が望まれる。
(b) 対策
学習成果の獲得に向けて活用価値のあるシラバスを作成するため、「高知学園短期大学・シラバス作成要領」を整備した。特に、学習成果と関連した到達目標を明示することを徹底するようにした。提出されたシラバスに対しても、教務委員会委員が確認し、必要に応じて修正を行った。
(c) 成果
教員間で「学生の学びを促進する」シラバスを書く意識を共有することができている。また、各学科・各専攻の学習成果に対応した到達目標も記述されるように修正されてきた。書式の見直しも行い、よりよいシラバスとなるよう取り組んでいる。今後も共通理解を図るよう努めていく。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
学位授与の方針は、ウェブサイトでは公表されているが、学生便覧等に明記し更なる周知・共有化に努められたい。
(b) 対策
卒業認定・学位授与の方針を「学生生活と履修の手引き」等に明記するとともに、入学者へのオリエンテーションや大学説明会、合格者登校日においても説明するなど、周知・共有の機会を増やすこととした。
(c) 成果
入学時のオリエンテーション直後より、卒業後の進路を意識して取り組む雰囲気が生まれ、将来像を明確に抱く学生が増えた。その姿勢が学外実習への主体的な取組につながるケースも見られる。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
「学生生活と履修の手引き」にセクシュアル・ハラスメントに対する対応が記載されているが、それ以外のハラスメントに関しても規程の整備や周知等の対応が望まれる。
(b) 対策
パワーハラスメントをはじめ、セクシュアル・ハラスメント以外の内容についても規程に追加し、新たに「セクシュアル・ハラスメント等に関する規程」として改正した。また、オリエンテーションや「学生生活と履修の手引き」への記載等も通じて学生に周知を図っている。
(c) 成果
学生や保護者への周知だけでなく、教職員においても対応方法がわかりやすくなり、総合的な安心感が生まれた。引き続き周知をさらに図るよう努めていく。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
各学科・専攻における三つの方針と学習成果の具体化。
(b) 対策
各学科・各専攻における三つの方針と学習成果を見直し、より具体的な表現で定めた。あわせてポリシー・マップを作成して常に整合性を確認するよう努めている。
(c) 成果
各学科・各専攻の目的に基づいた具体的な方針や学習成果を定め、整合性を検証することが定着し始めたことにより、カリキュラム・マップの充実にもつながっている。

(a) 改善を要する事項
教員組織における教授数の充足。
(b) 対策
短期大学設置基準と確実に照らし合わせて「高知学園短期大学教員の採用・昇任の手続き」に則り人事異動を行っている。

(c) 成果
各種法令を常に点検しながら、継続的な教育・研究の質保証に取り組むための組織体制を形成・維持することができている。

(a) 改善を要する事項
決算及び事業の実績に関する評議員会への報告。
(b) 対策
理事会と評議員会の議事次第に基づいて日程を調整している。
(c) 成果
私立学校法を常に確認しながら、決算及び事業の実績に関する報告を評議員会へ確実にを行うよう徹底することができている。

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

該当なし。

(6) 短期大学の情報の公表について

- 平成 30 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ウェブサイト 「教育基本方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html 大学案内アカデミックポリシー編 学生生活と履修の手引き 高知学園短期大学要覧
2	卒業認定・学位授与の方針	高知学園短期大学要覧 学生生活と履修の手引き 大学案内アカデミックポリシー編 ウェブサイト 「卒業認定・学位授与の方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html
3	教育課程編成・実施の方針	高知学園短期大学要覧 学生生活と履修の手引き 大学案内アカデミックポリシー編 ウェブサイト 「教育課程編成・実施の方針」

		http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html
4	入学者受入れの方針	学生募集要項 高知学園短期大学要覧 学生生活と履修の手引き 大学案内アカデミックポリシー編 ウェブサイト 「アドミッション・ポリシー」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/admission.html
5	教育研究上の基本組織に関すること	高知学園短期大学要覧 ウェブサイト 「学科紹介」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/index.html
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイト 「専任教員数」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/disclosure_teachers.pdf 「教員紹介：生活科学学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/life_teacher.html 「教員紹介：幼児保育学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/infant_teacher.html 「教員紹介：医療衛生学科医療検査専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/m-inspection_teacher.html 「教員紹介：医療衛生学科歯科衛生専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/m-hygiene_teacher.html 「教員紹介：看護学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/nursing_teacher.html 「教員紹介：専攻科地域看護学専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/nursing_tiiki_teacher.html
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	学生募集要項 大学案内 学生生活と履修の手引き 高知学園短期大学要覧 ウェブサイト 「学科と学生数」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/disclosure_students.pdf
8	授業科目、授業の方法及び内容並び	学生生活と履修の手引き シラバス

	<p>に年間の授業の計画に関すること</p>	<p>ウェブサイト 教養教育科目： 「生活科学学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_kyo_sei.pdf 「幼児保育学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_kyo_you.pdf 「医療衛生学科医療検査専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_kyo_ken.pdf 「医療衛生学科歯科衛生専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_kiso_shika.pdf 「看護学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_kiso_kan.pdf 専門教育科目： 「生活科学学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_sen_sei.pdf 「幼児保育学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_sen_you.pdf 「医療衛生学科医療検査専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_sen_ken.pdf 「医療衛生学科歯科衛生専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_sen_shika.pdf 「看護学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_sen_kan.pdf 「専攻科応用生命科学専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_sen_ouyou.pdf 「専攻科地域看護学専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/shirabasu_sen_chiiki.pdf</p>
<p>9</p>	<p>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当た</p>	<p>学生生活と履修の手引き 大学案内 大学案内アカデミックポリシー編 シラバス</p>

	すべての基準に関すること	高知学園短期大学要覧 ウェブサイト 「開設科目、選択必修、卒業要件、資格取得」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_30/disclosure_youken.pdf
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	学生生活と履修の手引き 高知学園短期大学要覧 学校法人高知学園要覧 ウェブサイト 「キャンパス案内」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/campus.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学生生活と履修の手引き 学生募集要項 ウェブサイト 「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_24/disclosure_hiyouo.pdf
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生生活と履修の手引き ウェブサイト 「キャリアセンター」 http://www.kochi-gc.ac.jp/career/center.html 「学生相談・保健室」 http://www.kochi-gc.ac.jp/education/consultation.html 「図書館」 http://www.kochi-gc.ac.jp/toshokan/ 「白菊寮」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/dormitory.html

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ウェブサイト 「事業報告」 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701jyugyou.pdf 「財務情報」 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 29 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。毎年度開催している科学研究費助成事業（科学研究費補助金）説明会では、制度概要等を中心に説明を行い、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員へ周知している。また、交付された公的研究費については、毎年度 1 回内部監査を実施し、適正な執行を確認している。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
- ・高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン
- ・高知学園短期大学研究倫理指針
- ・高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
- ・高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・高知学園短期大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・高知学園短期大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- ・高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

高知学園短期大学は、自己点検・評価委員会を平成7年に設置して以降、現在は自己点検評価委員会として定期的に自己点検・評価報告書（案）を作成している。構成員は、教務部長を委員長とし、各学科・各専攻及び専攻科各専攻教員とその他学長が指名する者をもって構成している。現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の13名から構成されており、その事務は教務課が行っている。

委員長： 教務部長

委員： 生活科学学科教員

幼児保育学科教員

医療衛生学科医療検査専攻／専攻科応用生命科学専攻教員

医療衛生学科歯科衛生専攻教員

看護学科教員

専攻科地域看護学専攻教員

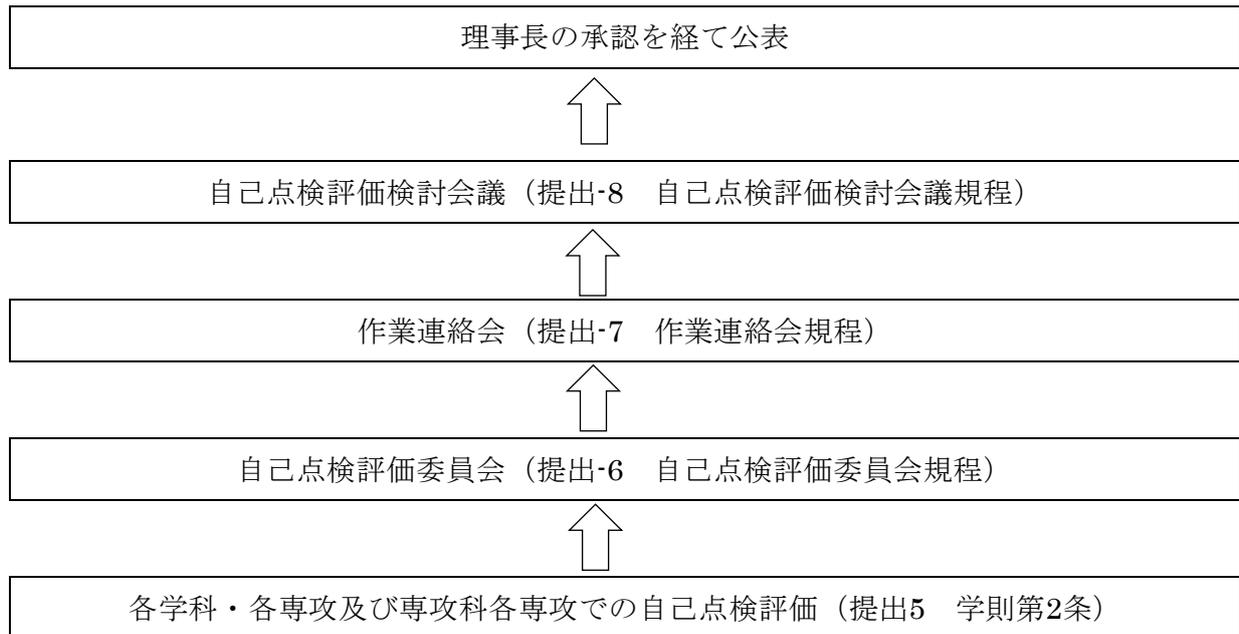
事務局長

事務局次長

庶務課長
 学生支援課長
 教務課長
 図書課長

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会でさらに検討する。最後に、自己点検評価検討会議の審議を経て決定する。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



本学では、まず各学科・各専攻・各部署で自己点検評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科・各専攻及び専攻科各専攻、事務局各課等各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書（案）を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書（案）を自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で決定している。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を公表している。

自己点検・評価報告書は印刷製本の後、全教職員へ配付するとともに、ウェブサイトでも公表している。同時に、課題や計画等を活用して、本学及び各学科・各専攻や事務局における事業計画を策定している。また、自己点検・評価活動が日常の活動として位置付けら

れるよう、自己点検評価委員会では自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート（備付-27）を作成し、各部署で日常の活動をシートへ記入することによって、常に確認と点検を行うことを推奨して進めている。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、評議会や自己点検評価委員会等で報告するとともに、前年度からの本学における取組状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成29年度を中心に）

平成29年	4月	11日	第1回自己点検評価委員会＝作業割り当ての確認
	8月	22日	第2回自己点検評価委員会＝報告書案の検討
		22日	平成29年度第1回作業連絡会＝報告書案の検討
		25日	第3評価期間認証評価に関するALO対象説明会（東京） ＝参加者：教務部長、IR推進室長
	9月	4日	第2回作業連絡会＝報告書案の検討
		6日	第3回作業連絡会＝報告書案の検討
		12日	第8回評議会＝平成30年度用評価校マニュアルについて
		13日	第4回作業連絡会＝報告書案の検討
		15日	第5回作業連絡会＝報告書案の検討
		25日	第6回作業連絡会＝報告書案の検討
	10月	17日	平成29年度第1回自己点検評価検討会議＝報告書の決定
平成30年	1月	9日	第13回評議会＝自己点検・評価活動の動向について
	2月	9日	第3回自己点検評価委員会＝平成30年度の留意点
	4月	17日	第1回自己点検評価委員会＝作業割り当ての確認
	8月	24日	平成31年度認証評価ALO対象説明会（東京） ＝参加者：教務部長、教務課長
	9月	19日	第2回自己点検評価委員会＝報告書案の検討
		19日	平成30年度第1回作業連絡会＝報告書案の検討
	10月	23日	第2回作業連絡会＝報告書案の検討
	11月	6日	第3回自己点検評価委員会＝平成31年度報告書案作成に 当たっての作業割り当て、留意点等の確認
		13日	第3回作業連絡会＝報告書案の検討
	12月	11日	平成30年度第1回自己点検評価検討会議＝報告書の決定
		20日	理事長承認

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

＜根拠資料＞

- 提出資料** 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編、4 ウェブサイト、5 学則
- 備付資料** 1 高知学園短期大学開学50周年記念誌、2 入学式次第、3 卒業証書・学位記授与式次第、4 飛翔式次第、5 幼稚園教諭免許状授与式次第、6 宣誓式次第、7 継承式次第、8 戴帽式次第、9 教員災害時の歯科医療救護に関する協定書、10 歯科保健医療対策に関する協定書、11 協定書、12 北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定、13 高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定書、14 高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書、15 高知学園短期大学公開講座・生涯学習、16 教員免許状更新講習実施要項、17 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得の特例の講習実施要項、18 イキイキ健康フェア、19 本学が参加した学外行事に関する資料、26 ウェブサイト、90 口腔健康指導（小学校）、125 各学科・各専攻会議議事録
- 備付資料・規程集** 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、28 公開講座生涯学習委員会規程、50 高知学園短期大学科目等履修生規程、51 高知学園短期大学卒後研修生規程、151 看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

高知学園短期大学の建学の精神は、高知学園のシンボルである「世界の鐘」の精神が謳うところにある。この鐘は、昭和32年3月、現在の場所に高知学園が移転した時に、教育の象徴として「世界の平和と友愛」の願いを込めて制作された。世界25ヵ国85校のハイスクールから寄贈されたその国の銅貨が周囲を取り巻く鐘には「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがやき、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれ、本学の建学の精神として位置付けられている（提出-1、p.1；備付-1、p.6～9）。特に「永遠の真理と希望」「平和と友愛」の精神に基づいて本学の教育目的を学則（提出-5）第1条で定めるとともに、同条第2項に基づき、本学の教育理念・理想として「平和と友愛」を柱とした教育基本方

針を高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付・規程集2）第2条で定めている。

「世界の平和と友愛」は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を願う精神である。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠となる。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第1条に定める「公共性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものである。現在の「世界の鐘」は平成17年11月に世界40ヵ国から贈られた銅貨をもって鑄造された二代目の鐘である。

世界の鐘は、学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して建学の精神が自覚されるよう、1日に朝夕の2回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業証書・学位記授与式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して建学の精神を自覚し共有するよう取り組んでいる。本学の入学式及び卒業証書・学位記授与式では配付される式次第に世界の鐘の紹介文を記載し、式の中で建学の精神となる由縁や込められた願いを説明することも通して学内外に表明している（備付2～3）。保護者に対しては短期大学と保護者の懇談会を毎年開催し、建学の精神を説明している。さらに、大学案内アカデミックポリシー編（提出-3、p.3～4）やウェブサイト（提出-4「歴史」）等も通じて学内外に表明している。特にオープンキャンパスでは本学志望者とその保護者に対して本学が果たすべき「世界の平和と友愛」の精神を説明して理解を求めるなど、教育理念の達成に向けて取り組んでいる。また、全学生に対しては、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.3）で建学の精神を明示し、オリエンテーション時にはカリキュラム・マップも活用して、建学の精神に基づいた学習成果と教育課程を示すよう努めている。授業や日常の学生生活を通して「世界の平和と友愛に貢献できる専門的職業人」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条の2に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内においても、建学の精神を示したパネルを学内の複数の場所で掲示している。この環境のもと、教職員は教授会、評議会、さらに各種委員会で、建学の精神に基づいた教育活動であることを常に点検している。また、学修の節目として開催している生活科学学科の飛翔式、幼児保育学科の幼稚園教諭免許状授与式、医療衛生学科医療検査専攻の宣誓式、同学科歯科衛生専攻の継承式、看護学科の戴帽式においても「世界の鐘」の音を聞きながら黙想し、学外実習や社会へ向う学生も建学の精神を自覚し共有する機会を設けている（備付-4～8）。さらに、平成30年1月28日に執り行われた高知学園短期大学開学50周年記念式典においても、教職員と学生に来賓者も含めた出席者全員が「世界の鐘」の音を聞き、建学の精神を改めて自覚することを行った。こうした取組を通して、教職員及び学生は本学の教育・社会活動が「世界の平和と友愛」へどのように貢献するのかを強く意識するようになり、それらの成果を建学の精神から考察することが定着している。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結

- するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

高知学園短期大学では、地域の発展に貢献するため、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を定期的実施している。その内容は、公開講座生涯学習委員会規程(備付-規程集28)に基づき、各学科・各専攻で企画して行っている(備付-15)。また、本学は幼稚園教諭を対象とした教員免許状更新講習を開講している(備付-16)。平成29年度の講習担当者は、幼児保育学科の専任教員が6名、看護学科の専任教員が2名、専攻科地域看護学専攻の専任教員が1名、外部講師が4名の計13名であった。さらに、厚生労働省による「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例の講習」も開講している(備付-17)。講習担当者は、幼児保育学科の専任教員が2名、看護学科の専任教員が1名、外部講師が2名の計5名であった。なお、本学における正規授業の開放に関しては高知学園短期大学科目等履修生規程(備付-規程集50)や高知学園短期大学卒業後研修生規程(備付-規程集51)等に基づき、必要に応じて開放している。

また、本学及び各学科・各専攻では、それぞれの専門性や教育に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行っている。とりわけ、歯科衛生専攻を中心に、本学は一般社団法人高知県歯科医師会と「災害時の歯科医療救護に関する協定」を締結し(備付-9)、災害時の歯科医療救護を支援することとしている。また、高知県歯科医師会、国立大学法人高知大学、国立大学法人徳島大学、高知県及び本学は「歯科保健医療対策に関する協定」を締結し(備付-10)、歯科保健医療対策における相互の連携を強化することとするなど、交流しながら地域貢献に寄与するよう努めている。学術面においても、まず国際的交流・連携について歯科衛生専攻を中心とする本学は北京大学口腔医学院と「北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定」を締結している(備付-12)。本協定を通じて、留学生の受け入れや本学教員の派遣等、教育及び学術交流の拡大に取り組んでいる。教育研究の連携についても、一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園は、歯科医学に関する基礎専門的知識を本学歯科衛生専攻学生によりよく修学させるため、協定を締結している(備付-11)。さらに、本学並びに同じ学校法人の高知リハビリテーション学院が高知県・高知市病院企業団立高知医療センターと連携して医療、健康、福祉、栄養分野における知的・人的資源の交流連携を推進するため「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」を締結している(備付-13)。本学図書館は、高知県立図書館と連携して地域の利用者へのサービス向上に努めるため「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結している(備付-14)。以上の活動は、地域貢献を直に感じることができ、教職員と関わりのある学生にとっても自尊感情の高まりにつながっている。また、学生の社会参加と教育の面においても有益となっている。

各学科・各専攻の特性を活かした食・教育・医療の分野でボランティア活動を通じて、本学の教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育へ還元している。これまでも多くの保育・教育機関や社会福祉施設へ出向いて健康教育に関する活動を展開し、地域貢献へ努めている。全学科参加による「イキイキ健康フェア」では、地域の高齢者と健康推進

の重要性と意義について理解を深めるよう取り組んでいる（備付-18）。また、本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催する「リレー・フォー・ライフ・ジャパン2017高知」へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与することで生命の尊さの理解を深めている。さらに、近年は毎月1回、休日の朝を利用して学生が本学周辺の住宅街を清掃する活動を行っている。この活動は、教職員も多く参加し、学生と一体になりながら清掃活動に取り組むことで、地域の平和と友愛への意識を高めている（備付-19）。

生活科学学科

生活科学学科では、地域の栄養分野の発展並びに健康分野の発展に貢献することを目的として、地域社会に向けた公開講座や生涯学習に取り組んでいる。平成29年度の公開講座は、一般を対象として「フレイルを予防して、健康で長生き」のテーマでフレイル予防のための生活や食事のとり方などについて講話を行った。生涯学習では、栄養士の資格を有する方・取得見込みの学生を対象に「管理栄養士国家試験準備講座」を開催している。平成29年度は、本学教員8名が18講座（各2時間）を担当した。

地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動に関しては、生活科学学科の教員は、高知県各自治体の専門会議や委員会等の委員、各種団体の役員や理事（備付-26）を務めるとともに各自治体及び各種団体が主催する研修会や研究会等の講師を務めるなど、地域に貢献している。また、調理実習室を、集団給食受託企業や高知県下の栄養士、調理師の研修会の場として提供している。さらに、給食実務論実習において使用する食材は可能な限り高知県産とすることで、地場産物活用の授業を実践している。

教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献するために、生活科学学科では、活動を積極的に行っている。平成29年度は、「イキイキ健康フェア」（備付-18）においては、地元食材を使用したバランスのよい昼食の提供（ガクタン特製やさしちらし寿司セット）と、健康講話、栄養相談を行い、地域の人々の健康に貢献して、本県の掲げる健康長寿県高知の実現のための一助とした。また、本学周辺の住宅街を清掃する活動にも取り組み（備付-19）、地域への意識を高めるとともに地域環境の理解につなげている。

平成29年度からは、土佐茶ガールズ（備付-19）を結成し、高知県と連携して各イベントなどにおいて土佐茶のPRに取り組み、地域貢献の活動を行っている。また、リレー・フォー・ライフ・ジャパン2017に学科教員が参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与することで生命の尊さの理解を深めている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、保育界の発展に貢献することを目的として、現職教員・保育士、その他県民を対象に公開講座・生涯学習に取り組んでいる（備付-規程集28）。平成29年度の生涯学習では、就職して1～2年の幼稚園教諭・保育士を対象に「保育者としてのリアリティショック」を開講し、18名の参加があった（備付-15）。さらに、平成29年度教員免許状更新講習では、本学科の教員を中心に他学科の教員と必修領域・選択領域計17科目の講座を開講している。平成29年度保育士資格取得特例講座においても本学科の教員を中心に他学科の教員と協力し4講座を担当し、8名の参加があった。また、保育士資格取得者を対象とした幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の特例に対応するため、希望者は科目等履修生として対象科目の受講が可能になるように体制整備をしている（備付-規程集50）。

幼児保育学科の教員は、高知県内外自治体の専門会議・委員会の委員、各種団体の役員

や理事、委員を務めるとともに、幼稚園教諭・保育士等で組織する団体や各自治体が主催する研修会・研究会・保育巡回指導・助言等の講師を務めて地域に貢献している。また、平成29年11月23日に開催された、文部科学省委託事業：幼児教育の推進体制構築事業として高知県教育委員会主催の「平成29年度高知県幼児教育の推進体制シンポジウム～改訂幼稚園教育要領・保育所保育指針 解説集中講座&キャリアアップ研修の実施（高知からの発信）～」では、本学科教員8名が参加するとともに、本学科学生84名も参加し、高知県内の幼稚園及び保育所の職員、高知県教育委員会職員とも研修を通して交流を行った。

高知学園短期大学では、各学科・各専攻の特性を生かした食・教育・医療の分野でボランティア活動を通じて、本学教員及び学生は地域に貢献すると同時に教育に還元している。これまでも多くの保育・教育機関や社会福祉施設に出向き、健康に関するあらゆる活動を展開し、健康推進の重要性と意義について理解を深めるよう取り組んでいる。

また、RKC子育て応援団すこやか2017（備付-19）に教員3名、学生40名が参加して、子どもたちとの関わりを通して子ども理解に努めた。子育て支援センターぼけっとランドにおける乳児と保護者対象の人形劇には教員2名、学生6名が参加し、授業の内容等の発表を行った。リレー・フォー・ライフ・ジャパン2017高知には教員5名、学生4名が参加した。

高知学園短期大学主催のイキイキ健康フェアでは、地域の高齢者と健康推進の重要性と意義について理解を深めるよう取り組んでいる。幼児保育学科では教員5名、学生24名が参加し地域の高齢者と懐かしい童謡を一緒に歌ったり、学生のダンスを楽しんだりした。

さらに近年は毎月1回、休日の朝を利用して教職員、学生が本校周辺の道路、住宅街の清掃活動に取り組みながら、地域の平和と友愛の意識を高めるよう努めている。幼児保育学科では教員延べ人数11名、学生45名の参加であった。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、地域の発展に貢献するため、公開講座や生涯学習を定期的に実施している。平成29年度は二つの公開講座を企画し、15名が参加した。生涯学習「初心者のための超音波検査」では頸動脈超音波検査を企画し2名の参加があった。また、生活科学学科が実施している生涯学習「管理栄養士国家試験準備講座」に医療検査専攻教員が協力している。本専攻における正課授業の開放に関しては高知学園短期大学卒業後研修生規程（備付-規程集51）に基づき、平成29年度は3名の卒業後研修生を受け入れ、3人全員が第64回臨床検査技師国家試験に合格した（備付-125「医療検査専攻」）。

本専攻の学生と教員は、医療分野の職能団体等と活発な交流活動を行ない、健康・福祉・医療分野における社会への啓発・啓蒙活動に積極的に参加している。リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2017へ学生35名、教員9名が参加したほか、骨髄バンク推進骨髄移植推進事業へは学生42名、教員1名が参加し、一部の学生は学園祭で骨髄バンクのPR活動を行った。また、日本臨床検査技師会主催・検査と健康展に学生5名、教員1名が参加した。これらの活動に参加することで、学生は患者様の心の痛みや生命の尊さに理解を深めている。さらにイキイキ健康フェアでは教員5名、学生9名が参加したほか、高知市歯科医師会主催の歯っぴいスマイルフェアでは教員7名、学生38名が参加し、それぞれ骨密度や体組成測定を通じて地域住民や市民に健康維持への啓蒙を行っている。氾濫する健康食品問題に対しては教員が四国健康食品管理士会高知県部会の中核を担い、市民公開講座などを開催し健康食品の正しい利用法に関する啓発活動を推進している。その他、自治体病院から「健

康フェア」ボランティアの募集もあり、国立病院機構高知病院や佐川町立高北国民健康保険病院に学生が専門性を生かして地域の人々と関わっている（備付-18、19、125）。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、一般の方を対象として公開講座に取り組んでいる。平成29年度のテーマ「超高齢化社会」では「介護予防と義歯」を予定していたが、台風のため、中止となった。生涯学習は、PMTCを実施し1名の参加があった（備付-15）。また、リカレント教育として高知県歯科医師会と共催し、復職支援を継続して開講し6名の参加があった（備付-26「歯科衛生士復職支援研修会のご案内」）。高知県の委託事業として平成29年度高知県在宅歯科医療連携推進事業を5回実施し、参加者は291名であった。歯科衛生士等の歯科医療従事者を対象に訪問歯科医療に関する研修及び口腔ケアの実技研修を行い、専門知識及び専門技術の習得による資質向上を図ることを目的に、高知県に協力している。

地域・社会の地方公共団体等の連携においても、高知市と連携し、小学校及び中学校にて教員と学生が歯科口腔健康指導に取り組んでいる。平成29年度の指導校数31校、1,954名であった（備付-90）。また、幼稚園、保育所は18園、514名、特別支援学校は2校、91名に歯みがき指導を実施している。これについては、学校関係者や保育士から高い評価を得ている（備付-125）。教員も子育て支援等で4箇所、子どもの歯の話講話を実施している。

さらに、歯っぴいスマイルフェア2017（来場者数2,022名）にも積極的に参加し交流活動を行っている。また、第74回全国小学生歯みがき大会には、20名が参加し歯肉炎の予防について支援を行った。リレー・フォー・ライフ・ジャパン2017高知には教員6名、学生8名が参加し、がん患者、家族、支援者と共に歩き、がん撲滅運動に寄与している（備付-19）。さらに、イキイキ健康フェアでは「すごろくゲーム・お口の体操」へ教員8名、学生12名参加し、口腔の機能向上に努めた（備付-18）。

看護学科

看護学科では、平成29年度に地域住民が参加しやすいよう地区の公民館に出向き、近年の課題である「認知症とその予防について」というテーマで公開講座を開いた。合計29名の参加者があり、知識の提供ができたとともに、住民との関係性も作られ、今後につなげることができた。また、この取り組みについては内規(備付-規程集151)に基づく看護学科と専攻科地域看護学専攻の合同会議（以下、「学科・専攻科会議」と表記。）にて報告し教員同士で共有した（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。

本学科の卒業生に向けては生涯学習に取り組んでいる（備付-規程集28）。平成29年度は、『急性期看護を語ろう』～集中治療の場における看護の今～と題し、2名の卒業生に急性期の現場について話題提供をしてもらった。5名の卒業生と、希望した14名の在学生在が参加し、教科書では学ぶことのできない最新の医療・看護について学ぶことができた。この取り組みの成果について学科・専攻科会議にて報告し、次年度以降もシリーズ化することとしている（備付-125）。イキイキ健康フェアでは、専攻科地域看護学専攻と合同で、教員と学生が地域の住民を対象に血圧測定や健康相談を実施した。この取組では、地域住民が自身の健康に関心を向け、取り組んでいくための支援につながるよう取り組んだ。

また、本学は高知医療センター等との協定（備付-13）に基づき、病院での症例検討会への教員への参加など臨床に何が提供できるか、その具体について検討を始めている。そして、建学の精神（提出-1～4）に基づき、人や社会のために貢献できる人材となることを目

指し、学生には積極的にボランティアを勧めている。平成29年度は、近隣の清掃活動に学生とともに教員も参加し、その他、高知県立高知若草養護学校修学旅行介助ボランティアに1年生2名、チャリティイベント「土佐の夢話想2017」（一般社団法人高知がん患者支援推進協議会）に1年生2名、第23回日本保育保健学会に1年生23名、リレー・フォー・ライフ・ジャパン2017高知に14名（1年生4名、2年生6名、教員4名）、第7回キッズ☆バリアフリーフェスティバル（高知県社会福祉協議会主催）に1年生14名、高知龍馬マラソン2018救護ボランティアに10名（1年生5名、2年生5名）、高知赤十字病院災害訓練ボランティアには34名（1年生12名、2年生22名）がそれぞれ参加し、人の役に立つ体験に取り組んでいる。学生には、その記録をポートフォリオ（備付・規程集151）に残すよう指導し、自己肯定感の向上にもつながるよう配慮している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

歯っぴいスマイルフェア2017に本専攻学生11名専攻教員7名が、イキイキ健康フェアに11名の学生と専攻教員5名が参加し、骨密度測定や骨に関するパネル展示を行い、地域の方々との交流を通して、臨床検査技師としての実践力を養っている。また、リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2017には8名の学生と専攻教員9名が参加し、がんやその患者に対する理解を深めている。また、高知県主催のがん検診受診向上キャンペーンで4名の学生と教員1名が子宮頸がんパネル展示を行い（備付-125「応用生命科学専攻」）、臨床検査技師としての専門性を活かして、がん検診の重要性を地域社会へ発信している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻は、看護学科と連携して、公開講座、生涯学習に取り組んでいる（備付-15）。看護学科と本専攻は、全学的な方針に基づき、看護学科及び本専攻内で公開講座（備付・規程集151、4-2）④と生涯学習（備付・規程集151、4-2）⑩の担当教員の役割を明確にし、それに則って事業を企画、実施している。テーマや内容については、看護学科と本専攻の合同会議（以下、「学科・専攻科会議」と表記）において検討している（備付・規程集151、1-1）。平成29年度の公開講座は、『「超高齢社会」今、知っておくこと・できること』をテーマとし、看護学科教員が地域の公民館において「認知症とその予防について」の講座を行った。このように、直接地域へ出向いて、地域住民の健康増進への働きかけを行い、地域全体の健康レベル向上のために貢献した。

平成29年度の生涯学習は、卒業生、修了生を対象に『「急性期看護を語ろう」～集中治療の場における看護の今～』のテーマで開催した。内容は、看護学科の卒業生2名が、それぞれの職場での取り組みについて話題提供し、その後、全体でディスカッションした。生涯学習は、卒業生や修了生がどのように成長したのかを確認できる機会であり、また、卒業生や修了生にとっても参加者との情報交換や交流ができることや、看護専門職者としての経験を語ることを通して力量形成につながっている。

イキイキ健康フェアでは、看護学科及び本専攻の教員と学生が地域住民に対して血圧測定や健康相談等を行い、住民が自身の健康について考える機会を提供し、看護専門職者の立場で地域の人々の健康を支援する取組を実践した。また、リレー・フォー・ライフ・ジャパン2017高知には、本専攻の教員が参加した。また、学生はルミナリエバッグにイラストを描き、がん闘っている人たちへメッセージを送った。さらに、平成29年度は近隣の清掃活動に計6名の学生が参加した。そして、第27回日本産業衛生学会に1名、全国子育て

ひろば実践交流会セミナーに10名の学生が運営ボランティアとして参加し、公衆衛生看護に関係する学会やセミナーがもつ役割、機能について学んだ。このように、地域に根ざした活動や看護の質の向上に向けた学会活動に積極的に参加し、地域や社会に貢献している。

平成29年度は、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター等との協定（備付-13）を受け、看護学科と本専攻では、看護学科の各看護実習の受け入れと高知医療センターからの特別講義への講師派遣、病院での症例検討会及び院内研修等への教員の参加、本学のキャリア教育の一環である「ようこそ先輩」での話題提供者として卒業生・修了生の病院からの派遣について協議し、次年度の協定に基づく取組を検討した（備付-125）。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神に基づいた教育目的等を達成するためには、入学時点で確実に建学の精神を自覚するよう広報活動も含めた取組の工夫が必要である。あわせて、入学後に学ぶ意義と責任感を深化する指導体制の強化を図るため、各科目で学ぶことで「何ができるようになるのか」その目標を踏まえた授業内容を理解する教育体制の工夫が課題である。

地域・社会への貢献においては、現在の正規授業の開放が科目等履修生と卒後研修生を中心としている。そのため、対象者が絞られており、地域のニーズに答えられているかは十分に分析できていない。特に、科目等履修生では免許や資格取得に関わることも多い。そのため、受け入れの状況によっては受講者数の過多を招く恐れもある。学生の教育効果と合わせて総合的に吟味して受け入れの可否を検討しなければならない。さらに、公開講座や生涯学習については、講座内容や学習内容、実施時期や広報活動のあり方によって受講者数が左右される面もある。広報活動については、公開講座や生涯学習の開講時期が長期に分散しているため、一括した広報では開講時期の遠い講座に対する効果が薄い傾向も見られてきた。広報活動や実施体制も工夫の余地に加え、例えば生涯学習とリカレント教育を組み合わせた取組を、まず本学卒業生を対象の中心とし、その実績から専門分野に係る人々へ拡大するなど、卒業生と連携した中長期的計画を立案することも課題である。

食・教育・医療各分野から「世界の平和と友愛」へ貢献していく上で、地域との連携は不可欠である。その際、連携の責任の主体を明確にし、チェック体制を厳格にした上で、ルールに基づいた連携強化が必要である。本学の教職員及び学生によるボランティア活動についても、活動後の学習成果を査定するシステム作りに課題を残している。一部の科目では、ボランティア活動の要素を教育科目における活動へ反映させているが、科目の単位修得へ直接取り入れるまでには至っていない。授業が行われている平日にボランティア活動を行うことが困難な状況において、授業時間確保とボランティア活動の調整を図ることは今も課題として残っている。同時に、学生は専門分野に関連する機関へのボランティア活動へ積極的に参加していることから、参加者の拡大もあわせて工夫しなければならない。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料** 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内2018アカデミックポリシー編、4 ウェブサイト、5 学則、9 学生募集要項、10 シラバス
- 備付資料** 20 高知学園短期大学ポリシー・マップ、21 高知学園短期大学・シラバス作成要領、22 シラバスの確認について、28 高知学園短期大学FD・SD活動報告書、33、栄養士実力認定試験結果報告、34 幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック、42 高知学園短期大学幼児保育学科卒業生対象調査、44 専攻科応用生命科学専攻修了生過去5年のアンケート調査、48 オリエンテーション資料一式、121 教授会議事録（平成27年度）、122 教授会議事録（平成28年度）、123 教授会議事録（平成29年度）、125 各学科・各専攻会議事録、130 評議会議事録（平成27年度）、131 評議会議事録（平成28年度）、132 評議会議事録（平成29年度）、133 医療衛生学科医療検査専攻キャリア形成事業アンケート結果
- 備付資料-規程集** 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、148 幼児保育学科・学外実習に関する内規、151 看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・

評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

<区分 基準 I -B-1 の現状>

高知学園短期大学は、建学の精神に基づいて教育目的を学則（提出-5）第1条に定めている。この教育目的を達成するため、本学では「世界の平和と友愛」の精神を柱とした教育基本方針を、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）第2条に定めている。本学の教育目的及び教育基本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.1）や大学案内アカデミックポリシー編（提出-3、p.5）、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.1～2）及びウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で表明している。

さらに、教育目的と教育基本方針に基づき、各学科・各専攻はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条(1)～(7)に定め、学生生活と履修の手引きに明記し、オリエンテーションや授業の中で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内アカデミックポリシー編や高知学園短期大学要覧、ウェブサイトで表明するとともに、大学説明会等を利用して広く認

識してもらうよう説明している。このように、本学は短期大学設置基準第2条に基づいて「教育研究上の目的」を表明している。毎年度、各学科・各専攻では、進路決定状況や学外実習における評価、またボランティア活動等を通じた地域・社会からの意見を参照し、教育目的に基づく人材養成の状況を、まずは学科・専攻会議、専攻科専攻会議で点検している。その上で、社会の動向も踏まえ、必要に応じて教育目的の改正を行うなど、評議会と教授会で定期的に点検している（備付-121～123、130～132）。

生活科学学科

生活科学学科では、建学の精神に基づき、教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条（1）に定め、学生生活と履修の手引き及びウェブサイトで学内外に表明している。また、学科・専攻会議（備付-125「生活科学学科」）で定期的に点検している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、建学の精神に基づき、保育を通して「世界の平和と友愛」に貢献できる専門的職業人を育成するため、高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条（2）で本学科の教育目的を定めている。教育目的は、高知学園短期大学要覧や学生生活と履修の手引き、大学案内アカデミックポリシー編及びウェブサイト等で学内外に表明している。また、その主旨はオープンキャンパスや大学説明会、オリエンテーション等でも表明している。さらに、進路決定状況や進路先及び学外実習における評価等を通じて、地域や社会からの意見を参考に学科・専攻会議で教育目的に基づく人材養成の状況と教育課程との整合性を毎年点検している（備付-125「幼児保育学科」）。その上で、具体的な目標を事業計画として高知学園短期大学要覧に表明し、教育効果の向上に努めている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、建学の精神に基づき教育目的を「医学および臨床検査に関する学習を通して高度化・多様化する現代医療に貢献できる実践力を備えた臨床検査技師を養成する」ことを高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条（3）に定め（備付-規程集2）、学生生活と履修の手引きや大学案内、高知学園短期大学要覧及びウェブサイト等に表明している。教育目的は入学時及び年度末の本専攻オリエンテーションやキャリア形成事業（先輩から学ぶ、ようこそ先輩、臨地実習報告会、臨床病理学演習発表会、専攻科修了研究発表会など）の取組を通して学生に周知している。また、入学前の進学説明会やオープンキャンパス等の機会にも臨床検査技師の仕事内容や活躍の場を紹介し、意欲的、継続的な学習の必要性を説明している。教育目的に基づいた人材養成ができていくか就職・進学状況、臨地実習施設からの評価、就職先からの意見を参考に、学科・専攻会議（備付-125「医療検査専攻」）で定期的に点検している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、建学の精神に基づき、教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条（4）に定め、学内外に表明している（提出-1、p.2; 提出-3、p.5）。このことについては、特に、入学時から口腔に関しての専門職という自覚を持つとともに、専門的知識や技術を習得し、生涯にわたり自己研鑽をする歯科衛生士という職業的使命感を有する人材を育成している。また、学科・専攻会議を通じて教育目的・目標に関しての定期的な点検を行っている（備付-125）。

看護学科

看護学科では、建学の精神に基づき、人々の健康生活の向上に貢献できる看護師を養成するために教育目的を定め（備付-規程集2）、学内外には高知学園短期大学要覧、学生生活と履修の手引き、大学案内2018アカデミックポリシー編、ウェブサイト等で公表している。

年度初めの学科・専攻科会議では看護学科全教員が教育目的を確認し、各自が教育に反映できるよう努めている（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。平成28年度より取り組みを始めた“育てたい学生像”についての検討のプロセスを高知学園短期大学FD・SD活動報告書にて報告し（備付-28）、教育目的・目標の見直しにつながるよう改めて現状や今後の課題を明確化した。また、教育目的・目標に基づく人材養成が、社会の要請に応えることができているかを点検するために、「ようこそ先輩」で来学した卒業生の自己評価や、就職先からの評価をまとめる方法について検討している（備付-125）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、より高度な臨床検査学の知識・技術を習得した臨床検査技師の養成のため、教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条（6）に明確に定め、学内外には高知学園短期大学要覧、大学案内2018アカデミックポリシー編及びウェブサイト等で公表している。本専攻では、医療検査専攻での3年間の学びに加えて、さらに幅広い教養と実践力を養い、生命科学分野や保健医療分野での応用力や問題解決能力を養うことのできる教育を目指している。幅広い教養を養うために外国語や基礎分野の科目も設定し、その知識を基盤として応用力や問題解決能力を身につけた人材養成を行っている。また、平成29年度には教育目的・目標を実践するために、社会的に求められている生殖医療分野の資格につながる科目として「生殖発生生物学」を開講した。この科目の受講を通して、生殖補助業務を担う「胚培養士」の資格取得を目指すようになり、就職先の選択にもつながるなど、開講による効果が見られている。教育目的と教育課程の整合性について、専攻科専攻会議で逐次点検・確認を行っている（備付-125「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻は、建学の精神に基づき、地域で生活している人々の健康増進を目指すとともに、地域全体の健康レベルの向上に貢献できる看護専門職者を養成するために教育目的を定めている（備付-規程集2）。このことは、高知学園短期大学要覧、学生生活と履修の手引き、大学案内2018アカデミックポリシー編及びウェブサイト等で学内外に表明している。また、学生には履修要項（シラバス含む）（提出-10、p.1）に教育目的を明記して、オリエンテーション等でも説明を行い、学生の認識を深めるように指導している。

現在、医療制度改革に伴い、療養の場が病院から在宅・地域へと転換が図られており、看護基礎教育や保健師教育の質の保証のために、全国的にも教育内容の検討がなされている。そこで、平成29年度は全国保健師教育機関協議会の総会や研修会等に参加し、その動向に目を向けるとともに情報収集に努めた。また、本専攻の教育目的に基づく人材養成が地域や社会の要請に応えているかどうかを点検するために、修了生自身や就職先からの評価の把握方法について学科・専攻科会議（備付-125）で検討した。

【区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

高知学園短期大学では、建学の精神である「世界の平和と友愛」に貢献する人材を育成するための学習成果を示している。具体的な専門性については各学科・各専攻で教育目的に基づいて掲げ、各専門的職業人に必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力の獲得を学習成果として示している。全学及び各学科・各専攻の学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.9）や大学案内アカデミックポリシー編（提出-3、p.6～7）、高知学園短期大学要覧（提出-1）及びウェブサイト（提出-4「学習成果」）等に明記し、学内外に表明している。また、オープンキャンパスや大学説明会、合格者登校日等においても学習成果を説明するとともに、入学式では学長が式辞の中で学習成果について述べるなど、学生及び保護者へも周知している。

学習成果については、全学的な内容を評議会で点検し、その方針に基づいて学科・専攻会議、専攻科専攻会議で点検している。改正する際は評議会で審議して学習成果を示し、教授会で理解の徹底を図っている（備付-121～123、130～132）。このように、学校教育法第108条に基づき、専門的能力と汎用的能力の両面から学習成果を定期的に点検している。

生活科学学科

生活科学学科は、建学の精神と教育目的に基づき食と栄養から健康を保持・増進することで、世界の平和と友愛に貢献できる社会人になるために学習成果を定め、それらの能力を身につけることとし、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.22）で表明している。

本学科の学習成果では、教育目的として「専門的知識と社会性」を具体化した能力として「食・栄養に関わる専門的知識を適切に活用する」こと、及び「コミュニケーション能力と情報発信力」を身に付ける能力として「栄養に関する専門的職業人となる」こと、「連携・協働による実践力」を身に付ける能力として「地域や医療・福祉等の組織と連携・協力することができる」こと、さらに「課題解決力」を身に付ける能力として「食生活や食習慣の改善に寄与する」ことを掲げている。それゆえ、本学科の学習成果は教育目的を明確に示したものと見える。学習成果の点検については、学科・専攻会議（備付-125「生活科学学科」）で定期的に行っている。日頃から学生個々の授業態度や生活状況に関する情報を教員間で共有し、支援を行う環境を整えている。また、クラス担任を中心に、学生の学習到達状況等についても定期的に学科・専攻会議で報告し、課題に対する取り組みを行っている。各教員は授業アンケートを必ず確認し、自己分析（備付-55）して課題に取り組み、授業改善を行っている。栄養士免許資格取得に向けて、一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験を課しており、それぞれの専門教科担当教員が栄養士実力認定試験準備講座を担当している。平成29年度からは、模擬試験を数回実施し、習得状況に応じて補習を実施した。その結果（備付-33）から学習成果を測定し、評価している。また、教育効果を検討するため、1年次に模擬試験を実施した（備付-125）。

幼児保育学科

幼児保育学科では、建学の精神と本学科の教育目的に基づき、子どもの健やかな成長を育むことで、世界の平和と友愛に貢献できる能力を学習成果として示している。本学科の学習成果では、教育目的に定めた「子どもたちの集団生活を育む教育・保育に必要な知識と技術」を具体化した能力として「問題を発見し理論的な洞察力で解決する」こと（以下「問題解決」と表記）や「子どもの心身の発達を支援する」こと（以下「発達支援」と表記）、「愛情に満ちた豊かな人間性」として「健やかな成長に適した環境を構成する」こと（以下「環境構成」と表記）、さらに「新たな幼児保育理論を備えた実践力」として「最新の教育・保育理論を備えた保育の指導計画を立案し実践する能力を獲得することで、保育に関する指導を行う」こと（以下「保育指導」と表記）を示している。それゆえ、本学科の学習成果は教育目的を示している。この学習成果は、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.3）や学生生活と履修の手引き（提出-2、p.31）、大学案内アカデミックポリシー編（提出-3、p.6）及びウェブサイト（提出-4「学習成果」）等で学内外に表明している。また、オープンキャンパスやオリエンテーション等においても説明している。本学科の学習成果の点検については、学科・専攻会議で学生の状況を含めて学習成果の達成状況を共有し、常に点検している（備付-125「幼児保育学科」）。特に学外実習前には、幼児保育学科・学外実習に関する内規（備付-規程集148）に基づき、各学生が学外実習受講の条件を満たしているか否かを確認した上で実習に関する諸手続きを行っている。ポートフォリオでは、学生自身の教育や社会的な面における成長過程をふり返り、今後の目標を定期的に定めて自尊感情の育成に努めている。このように、本学科では学校教育法第108条に基づき、幼児保育の学芸教授研究に努め、職業及び生活に必要な能力の育成を目指して点検している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、建学の精神である「世界の平和と友愛」に貢献できる臨床検査技師を養成するための学習成果を掲げ、実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力の獲得を学習成果として示している。本専攻の学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.41）や大学案内（提出-3、p.6）、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.3～4）及びウェブサイト（提出-4）等で学内外に表明している。まず「臨床検査技師として臨床現場で活躍できる知識と技術」や「臨床検査データを分析して評価する」等の専門的能力に関する学習成果については教育課程の履修を中心に測定している。履修すべき科目と単位数は、短期大学設置基準第5条及び臨床検査技師学校養成所指定規則に適用のものである。学生の学習成果の査定に関しては、学則や教育基本方針に基づいて学習成果査定の方針を掲げ、学生生活と履修の手引きに示している。また、具体的な到達目標や測定方法と基準等についてはシラバスに示している。また「高い倫理観をもって自ら行動する」や「適切なコミュニケーションをもって自らの役割を果たす」等の汎用的能力に関する学習成果については、グループ学習、臨地実習、演習科目のプレゼンテーションなどを量的質的に評価している。また、学生生活やボランティア活動における取組状況、学生との個人面談等においても質的データを測定できている。さらに入学前にはオープンキャンパスや合格者登校日等において学習成果を説明している。さらに「保護者と短期大学との懇談会」において保護者にも学習成果を説明している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻は、建学の精神及び教育目的に基づき、学習成果を掲げている。学生生活と履修の手引き（提出-2、p.49）、大学案内（提出-3、p.7）、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.4）及びウェブサイト等に明記し、合格者登校日、入学時及び在学生オリエンテーションで説明し、学内外に表明している。学習成果は、教育目的に到達するために具体的には継続的な口腔管理を支援するために必要な専門的知識・技能に加え、汎用的能力・職業的自立に必要な基本的なコミュニケーション力等を身に付け他職種と協働・連携できる倫理観を備えた歯科衛生士を育成することを掲げている。また、学習成果については、学科・専攻会議で報告し点検している（備付-125「歯科衛生専攻」）。

看護学科

看護学科では、教育目的に沿って人々の健康生活の向上に貢献できる看護専門職者を養成するために学習成果を示している。このことはオープンキャンパスや進学ガイダンス等で説明し、高知学園短期大学要覧（提出-1）、学生生活と履修の手引き（提出-2）、大学案内2018アカデミックポリシー編（提出-3）、ウェブサイト等で学内外に公表している。学習成果の査定に関しては、学習成果の査定の方針を掲げ、学生生活と履修の手引き（提出-2）に示している。また、これらの査定の方法等については定期的に学科・専攻科会議にて議題に挙げ、信頼性を高めるよう努めている（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、本専攻の教育目的に即して学習成果を示し、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.4）、大学案内2018アカデミックポリシー編（提出-3、p.7）及びウェブサイト等で公表し周知を図っている。教育目的である「臨床検査技師養成教育を受け、習得した専門知識と技術を活用し、幅広い教養と実践力を養う」ために、習得した知識・技術の内容と意義を評価説明することを学習成果の第1に示し、また、「生命科学分野から保健医療分野まで広く活用できる問題解決能力を有する」ために、自ら最新の知見を情報収集して問題点・研究課題を抽出し、解析・考察することを学習成果の第2とし示している。さらに、研究における問題解決のために必要となる倫理的配慮とディスカッションのためのコミュニケーション能力を学習成果の第3と第4に示している。学習成果の最終点検については、専攻科専攻会議で成績判定を諮っている（備付-125「応用生命科学専攻」）。掲げた学習成果を特例適用専攻科の実情に即したものとするために定期的に点検している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻は、教育目的に則って学習成果を示し、公衆衛生看護を实践するために必要な専門的能力及び汎用的能力の獲得を目指している。このことは、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.5）、大学案内2018アカデミックポリシー編（提出-3、p.5）及びウェブサイト等で学内外に表明している。平成29年度は、特例適用専攻科として認定された後の初年度であったことから、学科・専攻科会議において教員間での情報共有を行い、指導体制の確立に努めた（備付-125）。また、教員間で関連領域ごとに三つのグループに分かれて少人数で定期的に話し合い、指導体制を整えるとともに、教員の教育力の向上に努めている。このように、本専攻は学校教育法の定める規定により、公衆衛生看護学に必要な専門的能力及び汎用的能力獲得に向けて、学習成果の点検を行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

高知学園短期大学では、三つの方針及び学習成果を見直す際、学習成果と方針間で整合性を保つよう高知学園短期大学ポリシー・マップ（備付-20）を作成し、評議会及び教授会で策定している（備付-121～123、130～132）。その結果、高知学園短期大学ポリシー・マップを用いて現代社会のニーズや各分野の発展に必要な能力と教育目的、三つの方針等との整合性を確認することが定着し、一体的な方針となるよう常に点検している。

また、この取組を通して三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となっている。シラバス作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分と関連が深いのか、また獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-21）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに必要に応じて修正している（備付-22）。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.9）に明記し、オリエンテーションや授業の中で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内アカデミックポリシー編（提出-3、p.6～7）や高知学園短期大学要覧（提出-1、p.2～5）、ウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）で表明し、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。また、入学者受け入れの方針については、学生募集要項（提出-9、p.28～31）にも記載して表明している。

生活科学学科

生活科学学科では、三つの方針及び学習成果を見直す際、学習成果と方針間で整合性を保つようポリシー・マップ（備付-20「生活科学学科」）を作成して議論を重ね（備付-125「生活科学学科」）、教育活動を行っている。三つの方針を学習生活と履修の手引き及びウェブサイトで学内外に表明している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、学習成果と三つの方針間で整合性を保つよう、ポリシー・マップ（備付-20「幼児保育学科」）に基づき、学科・専攻会議で毎年度点検している（備付-125「幼児保育学科」）。その結果、保育における現代社会のニーズや貢献と発展に必要な能力と三つの方針等との整合性を確認することが可能となり、一体的な方針を意識した教育活動となるよう点検している。また、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック（備付-34）に基づき、ルーブリックを活用した授業実践が拡大しつつある。その結果、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となり、当該科目と卒業認定・学位授与の方針との関連も明確になるなど、三つの方針を踏まえた教育活動の充実に取り組ん

でいる。本学科の三つの方針は学生生活と履修の手引き（提出-2、p.31～32）に明記し、オリエンテーションや授業の中でも表明している。学外に対しても高知学園短期大学要覧や大学案内アカデミックポリシー編、ウェブサイト等で表明するとともに、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、三つの方針と学習成果を見直す際には整合性を保つようポリシー・マップ（備付-20「医療検査専攻」）を作成し、学科・専攻会議（備付-125「医療検査専攻」）で議論したものを評議会及び教授会に提案し策定している。その結果、三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、シラバスには当該科目と卒業認定・学位授与の方針との関連や、獲得される学習成果を具体的に明示するようになっている。作成されたシラバス案は本専攻の教務委員を中心に確認し、教務委員会の確認も踏まえて修正している。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。本専攻が掲げた三つの方針は学生生活と履修の手引き（提出-2、p.41～42）に明記し、オリエンテーションや授業の中で学生が把握しやすいように表明している。学外に対しても大学案内2018アカデミックポリシー編や高知学園短期大学要覧、ウェブサイト等で表明するとともに、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、建学の精神と三つの方針を関連付けて学習成果に反映させている。このことについては、学科・専攻会議（備付-125「歯科衛生専攻」）で議論し共有している。三つの方針についての関連性は、入学者受け入れの方針で具体的な入学者に求める人物像や選抜方法の明示を行い、入学後はカリキュラム・マップ（提出-2、p.55）を用いて、学生が卒業までに身に付けるべき資質・能力を示す卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を踏まえながら、カリキュラムを構成する授業科目の目標、内容、教育方法と各科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方法等を記載したシラバス（提出-10）で説明を行い、教員と学生間での共有化を図っている。学外に対しても大学案内2018アカデミックポリシー編で表明している。

看護学科

看護学科では、「育てたい学生像」に基づいて三つの方針及び学習成果を関連づけ、整合性が保たれるよう配慮しながら議論を重ねている（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。平成29年度は、三つの方針及び学習成果を見直す際に不可欠なポリシー・マップの運用に向けて検討している。各教員は、自身の授業や実習に三つの方針がどのように関連しているかを、シラバス作成の機会などを活用して振り返り、一貫性のあるものになっているかを再確認しており、これら三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことができている。本学科の三つの方針は、オープンキャンパスや進学ガイダンス、在学生オリエンテーション、合格者登校日等で度々説明し、高知学園短期大学要覧、学生生活と履修の手引き、大学案内2018アカデミックポリシー編、ウェブサイト等で学内外に公表している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、医療の高度化・専門化に伴う社会的な臨床検査技師へのニーズ（検査値の読解、遺伝子解析など）に対応できる臨床検査学の習得を目指し、学習成果に対応した卒業認定・学位授与の方針を定めている。さらに、卒業認定・学位授与の

方針に対応し、教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程は学習成果にも対応している。入学者受け入れの方針は、学習成果である四つの能力を習得するため、学習成果に対応している。このように、三つの方針は相互に結びついている。三つの方針については、高知学園短期大学要覧、大学案内2018アカデミックポリシー編及びウェブサイト等で公表し、学生には本専攻入学時のオリエンテーションで履修要項（シラバスを含む）の説明の際に学生へ周知している（備付-48）。本専攻の三つの方針の整合性については、ポリシー・マップを作成し（備付-20）、確認・点検を行っている（備付-125「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、高知学園短期大学の教育目的及び教育基本方針に基づき、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を策定している。このことは、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.5～22）、大学案内2018アカデミックポリシー編（提出-3、p.5）及びウェブサイト等で学内外に表明している。

平成29年度は、専攻科専攻会議で卒業認定・学位授与の方針について検討し、見直しを行った。そして、学科・専攻科会議（備付-125）でさらに協議した内容について定期的な議論を重ねて策定している。卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針は、修了までに学生が身につける知識、技能とそれを達成するための具体的な教育課程の内容や方法であり、学習成果を評価する際の基本的な方針となる。また、入学者受け入れの方針についても、入学に際して求められる知識や態度であることを踏まえ、三つの方針に一体性と整合性を持たせるよう確認し点検している。本専攻では、これら三つの方針に基づき、教員が日頃から学生が個々の力量に応じて卒業認定・学位授与の方針を達成できるように必要な教育内容と方法を常に考えて教育活動に当たっている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学では、平成28年度に学習成果を改正したことから、平成29年度の取組に基づいて学習成果の到達状況を検証することが課題である。また、短期大学生に関する調査との関連に基づいた検証や、一部の学科で実施している同窓生対象の調査と関連付けた検証も拡大することが課題である。

また、三つの方針については、ポリシー・マップを活用した一体性の点検を継続しなければならない。特に、学科・専攻レベルのポリシー・マップの作成は一部に止まっている。全学科・専攻で作成し、点検する取組が定着するよう推進することが課題である。

生活科学学科

本学科では、ポートフォリオとルーブリックの作成と運用による検証が課題である。

幼児保育学科

本学科では、卒業1年目の同窓生を対象とした調査を実施している（備付-42）。そこで考察された成果と課題の検証を継続して、学習成果達成に向けた教育指導力向上に必要な課題を全教員で共有し、その改善に努めなければならない。特に、学習内容が将来の何に有益であるのか、明るい展望をもつことのできる授業展開の工夫が大きなテーマである。

また、三つの方針についても、入学から卒業、就職に至る過程を一連のものとして捉え、学生の将来構想と本学科の学習活動が一致するよう、点検を継続しなければならない。そのため、今後もポリシー・マップを活用して一体性を洗練させることが課題である。

医療衛生学科医療検査専攻

本専攻では、教育の効果について個々のデータの関連性を明確にすることが課題である。具体的には、入学者、休退学者、卒業者、留年者、再履修者、成績分布などを総合的に分析して、教育の効果を確認することが課題である。また、キャリア形成事業アンケート、ボランティア活動、卒業後の評価などのデータも加えて分析することも課題である。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻では、医療の進歩に対応できる教育を行うため、今後は三つの方針の一貫性及び授業改善に向けたPDCAサイクルを機能させ教育効果につなげていくことが課題である。

看護学科

医療制度改革に伴い、治療・療養の場は病院から地域へと移行してきており、看護専門職者には、地域包括ケアを総括的に進める力や多職種連携に協働できる力が求められるようになってきている。今後、社会のニーズに合わせた教育が行えるよう繰り返し検討する必要がある。そして、運用に向けて検討を始めているポリシー・マップを作成し、三つの方針及び学習成果の整合性が保たれるよう議論を進める必要がある。また、三つの方針及び学習成果は、学生がより日常的に確認ができる工夫が必要である。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

平成29年度に過去5年間の修了生の動向を調査し、教育効果の点検を行なった（備付-44）。その中で、英語の能力については、身に付いたことを実感できている修了生が40パーセント程度であり、「医学英語特論」や「生命科学原書講読」の教育効果の向上が課題である。今後、さらに調査対象の修了年度を拡大し、また関連学会、臨床検査技師会等と連携し、修了生の動向を調査し、就職先での評価も把握することが重要である。修了生の追跡調査等の取組をより体系的に企画・実施し、調査結果を学習成果の点検、在学生の教育・就職活動に生かすと共に本専攻修了の意義も確認していく。

専攻科地域看護学専攻（参考）

医療制度改革に伴い、看護基礎教育後の就業年数に関することや保健師教育の教育内容が検討されている現在、社会の変化に合わせて看護専門職者に求められる役割が変化してきている。今後も社会の動向に目を向け、教育目的や学習成果及び卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について検討し、見直しを継続していく必要がある。さらに、ポリシー・マップを作成し検討することで、三つの方針の整合性が見える形で整理し、本専攻の教員が共通認識をもって教育目的の達成のために日常の教育活動にあたるよう、体制を整備していくことが課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内2018アカ

- デミックポリシー編、4 ウェブサイト、5 学則、6 自己点検評価委員会規程、7 作業連絡会規程、8 自己点検評価検討会議規程、10 シラバス
- 備付資料** 23 自己点検・評価報告書（平成27年度）、24 自己点検・評価報告書（平成28年度）、25 自己点検・評価報告書（平成29年度）、26 ウェブサイト、27 授業改善に向けた公開授業の進め方、28 高知学園短期大学FD・SD活動報告書、29 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート、34 幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック、40 幼児保育学科実習懇談会記録、54、授業アンケート結果集計資料、121 教授会議事録（平成27年度）、122 教授会議事録（平成28年度）、123 教授会議事録（平成29年度）、125 各学科・各専攻会議事録、130 評議会議事録（平成27年度）、131 評議会議事録（平成28年度）、132 評議会議事録（平成29年度）
- 備付資料・規程集** 43 試験規程、151 看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

高知学園短期大学では、学則（提出-5）第2条第1項に自己点検・評価活動の実施を定めている。そして同条第2項に基づき、学科・専攻会議または専攻科専攻会議、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を経て、毎年度自己点検・評価報告書を作成し公表している（備付-23～25）。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科・各専攻及び専攻科各専攻、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度初めに取りまとめ、自己点検評価委員会規程（提出-6）に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討している。自己点検評価委員会でまとめられた自己点検・評価報告書（案）は作業連絡会規程（提出-7）に基づいて開催される作業連絡会において、全学的な視点での編集を中心に検討している。最終的には自己点検評価検討会議規程（提出-8）に基づいて自己点検評価検討会議で審議し、自己点検・評価報告書を決定している。

自己点検・評価報告書は印刷製本の後、全教職員へ配付するとともに、本学図書館やウェブサイトで学内外に公表している。同時に、課題や計画等を活用して、本学の事業計画を策定している。また、全国的な認証評価の結果を参考に、本学の取組状況に問題はないか、評議会です定期的に確認し（備付-130～132）、自己点検評価委員会で検討している。

さらに、高等学校の進路指導関係者を対象とした本学独自の説明会では自己点検・評価報告書の概要を含めて説明を行っている。その際、質問や意見を聴取しながら、自己点検・評価活動に反映するよう、PDCAサイクルを展開している。このように、本学は学校教育法第109条に基づいて定期的に自己点検・評価報告書を公表し、その成果を日常の教育・研究の改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

教育の質保証に当たり、本学は学習成果査定の手法を高知学園短期大学及び各学科・各専攻の学習成果査定の方針に示して実施している(提出-2、p.114～116)。具体的な内容は、教育目的を達成するために必要な知識や技能等に焦点を当てた学習成果に基づく到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス(提出-10)へ示し、試験規程(備付-規程集36)に基づいて査定している。この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格の取得がある。卒業要件については学則(提出-5)第25条、資格取得については学則第28条に定めている。学内では学科・専攻会議、教務委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下、FD委員会と表記)、評議会、教授会等を通じて査定している。

この過程を通して教育の向上・充実を図るため、以下のPDCAサイクルを有している。まず、Planについては学校教育法、短期大学設置基準及び資格取得に関する法規に則り教育課程を定め、学則には教育目的、高知学園短期大学の教育目的に関する規程(備付-規程集1)には教育基本方針と各学科・各専攻の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それに従い、Doとして講義、演習、実験・実習・実技による授業、さらに学外実習を行い、随時学生の学習成果を試験、レポート、創作作品、取組状況等で測定している。その上で、Checkとして授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、学科・専攻会議やFD委員会での課題の発見と分析、さらには授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。続いて、Actionとしてはその点検を自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行するとともに、全学的なファカルティ・ディベロップメント(FD)活動への積極的な取組、あわせて教員が研究活動を通して新たな知見を教育活動へ還元させることにより、教育力の向上に努めている。

学校教育法、短期大学設置基準等法令の変更や改正については、文部科学省、厚生労働省、内閣府等の通達や中央教育審議会答申等を事務局各課及びIR推進室、各学科・各専攻で適宜確認し、対応するなど、法令順守に努めている。本学は教職課程を有することから、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、教員免許状の取得状況を、また他の免許・資格の取得状況についてもウェブサイトで公表している(備付-26「免許・資格取得状況」)。

生活科学学科

生活科学学科では、学習成果査定の方針（提出-2、p.114）に基づき、学生の進路決定状況、栄養士免許・栄養教諭二種免許状の取得状況、卒業要件達成状況、一般社団法人全国栄養士養成施設協会認定栄養士実力試験の判定結果から学習成果の達成状況を査定している。シラバスに提示された授業科目の到達目標に対する評価、及び学生の授業アンケートの結果（備付-54）を定期的に点検し、PDCAサイクルにより、教育力の向上に努めている。学校教育法、短期大学設置基準等法令の変更や改正に対応し、教員免許状、他の免許・資格取得状況を適宜確認し、法令順守に努めている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、学習成果を査定する手法を幼児保育学科・学習成果査定の方針に示し（提出-2、p.114～115）、その方針に基づいて量的・質的データを測定している。「問題解決」に関する学習成果は、定期試験やレポートによる量的データ、作品制作や発表内容とそれに対する態度等による質的データ、さらには学外実習園からの評価やその事前事後の取組に対する評価等で知識と技能を中心に測定している。「発達支援」に関しては、定期試験やレポート、学外実習園からの評価等による量的・質的データに加え、学科独自のポートフォリオを通じて自尊感情の獲得状況も質的に測定している。また「環境構成」に関しては、定期試験やレポート、実技や学外実習園による評価等より、子どもの健やかな成長を願う人間性の獲得状況を中心に量的・質的データに基づいて測定している。さらに「保育指導」に関しても、定期試験やレポート及び実技等に加え、授業への取組や学外実習園の評価、個人面談等による量的・質的データから測定している。以上の測定を通じて、また学則及び試験規程等に基づいて学習成果の査定に取り組んでいる。

学習成果を査定する手法について、本学科では学科・専攻会議で点検し、各授業科目で具体的な学習成果を示すよう取り組んでいる。特に、平成29年度からは幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック（備付-34）に基づいて各科目の特性に応じた基準を作成するよう取り組んでいる。教育の向上・充実に向けても、全学共通のPDCAサイクルのシステムに加え、学科・専攻会議で共有された情報に基づいて学科として対応する策を検討したり、学外実習園からの意見を参考に授業改善へ反映させたりして、その成果を高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会（備付-28、p.82、p.85～86）や実習懇談会（備付-40）で討論することで、PDCAサイクルの活用にも努めている。また、本学科では幼稚園教諭、保育士等に関わる法令等の改正について適宜確認し、対応している。平成29年度には、学校教育法改正に伴う教職課程再課程認定へ対応し、準備を進めている。また、保育士資格養成課程等検討会による教授内容の再編等にも対応している。さらに、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、幼稚園教諭二種免許状の取得状況をウェブサイトで公表している（備付-26「免許・資格取得状況」）。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻の教育の質は、学習成果査定の方針に基づいた査定を実施することで保証している。シラバスには、学習成果に基づく目的と到達目標、評価方法を示し、試験規程（備付-規程集43）に基づいて査定している。この教育課程の結果として臨床検査技師国家試験受験資格の取得がある（提出-2、p.45～46）。卒業要件・資格取得は学則（提出-5）に定め、学内では学科・専攻会議（備付-125「医療検査専攻」）等を通じて査定

している。この過程を通して教育の向上・充実を図るため、以下のPDCAサイクルを活用している。まず、Planについては学校教育法、短期大学設置基準及び臨床検査技師学校養成所指定規則に則り教育課程を定め、学則（提出-5）には教育目的、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）には本専攻の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。Doとしては学内の講義、演習、実習、さらに臨地実習を行い、学生の学習成果を試験、レポート、取組状況等で測定している。Checkとしては教員同士による授業参観（備付57、58）と事後検討会（備付-59）、そして学科・専攻会議での討議、さらには授業終了後の学生による授業アンケート（備付-54、55）で問題点を点検している。Actionとしてはその点検を自己分析し改善計画を具体化して実行している（備付-60）。また教員は研究活動を通して得られた知見を教育活動にも還元し、教育力の向上に努めている。教育の向上・充実のためにPDCAサイクルを活用し授業改善に努め、臨床検査技師国家試験等の合格率も高くなってきている（備付-125）。臨床検査技師に関する法令の変更や改正については、文部科学省、厚生労働省の通達や、日本臨床検査学教育協議会からの情報で適宜確認し、法令順守に努めている。また他の免許・資格の取得状況も高知学園短期大学要覧（提出-1、p.48～49）等で公表している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、学習成果査定の方針に掲げ、三つの方針に基づき（提出-2、p.49）、適切に学習成果を査定している（提出-2、p.115）。また、学生の学習成果を前・後期クラス担任が学科・専攻会議（備付-125「歯科衛生専攻」）で報告し、学生個人の学習成果を点検している。教育の向上・充実のためのPDCAサイクルは、Planを教育課程編成・実施の方針（提出-2、p.49）に基づき各科目の目的と到達目標をシラバスに示している。Doは授業、Checkとして定期試験及び小テスト、レポートのほか、実習では目標に対する実技の到達度チェック表など、さらにプレゼンテーションやグループディスカッションも活動評価の観点の評価指標で示し、ルーブリック評価を行っている。その後、学生にフィードバックをしている。また、授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検している。Actionとしてはその点検を自己分析し報告書をまとめ改善計画を実行している。また、教員はFD・SD活動へ積極的に参加している。さらに、平成29年度高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-28、p.87）にまとめ、教育力の向上に努めている。

看護学科

看護学科では、教育の質の保証に際し、学習成果査定の方針を掲げ、適切に査定している（提出-2）。学習成果に基づく到達目標と測定方法を科目ごとにシラバスに明記し、試験規程（備付-規程集36）に基づいて査定を行っている。この教育の成果の一つとして看護師国家資格の取得が挙げられる。看護師国家試験終了時には、全国の合格率に比した本学の合格率・問題の正答率・試験内容や傾向などを分析し、教員全員が自身の授業や演習・実習を振り返り、次年度以降の試験に対応できるよう見直しの機会を設けている。これらは文書にて提出し、運用するための作業を行っている。また、学科・専攻科会議にて議論し（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）、次年度に向けた改善点を検討している。こうしたPDCAサイクルを有し、教育の向上・充実を図っている。FDについては、2件の学外研修を学科・専攻科会議にて報告を行った。教員はそれぞれの専門領域について学会に参加するなど教育力を上げるよう努めているが、教育・研究・倫理・管理・災害などい

れの領域にも影響のある内容については全員で情報を共有し、質の保証に取り組んでいる。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、学習成果査定の方針に基づいて学習成果の達成状況を査定している。査定の手法・方針については、専攻科専攻会議で検討し、自己点検・評価活動を行い、各教員が関与して定期的に点検を行っており（備付-25、125「応用生命科学専攻」）、さらに、大学改革支援・学位授与機構の学位授与の方針に則っていることも考慮して点検している。この過程を着実に実施するにあたり、PDCAサイクルの活用に努めている。Planとして、専攻科応用生命科学専攻の教育目的を定め、各授業科目のシラバスに授業の目的と到達目標を明確に記載している（提出-10）。Doとしては、各授業・演習、修了研究の指導を行い、学生の取組状況を評価している。次の段階のCheckとしては、授業参観や、修了研究の履修計画書・成果の要旨の教員相互の点検作業を行い、問題点を取り上げ、互いの教育活動、研究活動の向上に活かしている。続くActionとしてCheckで指摘された問題点の修正を各教員独自に行っている。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、三つの方針に基づいて学習成果を査定する方法を定め（備付-10、p.3）、適切に査定している。具体的な内容は、履修要項（シラバス含む）（提出-10）へ記載し、査定の方法を明確に示している。そして、試験規程（備付-規程集43）に基づいて査定を行っている。教育の質の保証を証明するものとして、学則第54条に掲げる保健師国家試験受験資格及び養護教諭一種免許状の取得がある。国家試験終了後は、試験内容のチェックと分析を行い、次年度の授業や教育活動へ活かすため検討を行っている。このことは、学科・専攻科会議において報告し、教員間で共通認識を図っている（備付-125）。

さらに、本専攻は特例適用専攻科であることから、学修総まとめ科目の指導体制が十分に整備されている必要があり、適切な指導や成績評価が確実に実施されることが前提とされている。そのため、学科・専攻科会議において教員間での情報共有を行い、指導体制の確立に努めている。全体での情報共有、及び教員間で関連領域ごとに三つのグループをつくり、研究計画書作成の段階や研究データの分析の段階、論文の作成過程など、定期的に討論の場をもち、課題を出し合いながら学生が学習成果を達成できるように努めている。さらに、グループ間で検討された課題は学科・専攻科会議（備付-125）で共有し、課題解決のための対策を全体で検討し、改善を図っている。このように、学生の学習成果の達成に向けて教育内容や体制の改善を図り、教育の質の保証に努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動を通して見出された課題が、翌年度も改善に至らない場合が残されている。確実に評価結果を次年度の改善へ活かすよう強化しなければならない。そのためにも、IR推進室で収集する情報を反映するシステムの向上が課題である。また、高等学校等の関係者の意見聴取が本学の説明会等に限られている。今後、外部評価のシステムを構築するに当たり、高等学校等の関係者を含む組織体制作りの検討が課題である。

学習成果を獲得状況については、短期大学生に関する調査等を通して把握しているが、さらに組織的に検証する体制が求められる。その上で学習成果査定の方針に示す査定手法の改善を進めることが課題である。教育の向上・充実に向けたPDCAサイクルについても、

授業改善に焦点を当てた場合、Actionに関する活動を組織的にチェックする体制が十分とはいえない。平成30年度より授業改善を試みた公開授業も開催することから（備付-27）、その成果の向上を全学的に果たすことが課題である。

生活科学学科

本学科では、基礎から応用へのつながりが十分とはいえない。したがって、教員間で横断的に授業改善に取り組むことが課題である。

幼児保育学科

平成29年度に見直した幼児保育学科・学習成果査定の方針に基づく教育実践の効果を検証することが課題である。またPDCAサイクルについても、専任教員による各授業科目のルーブリックが適切に機能する水準であるかを検証し、改善を継続することが課題である。

医療衛生学科医療検査専攻

PDCAサイクルのActionにおいて、休退学者、再履修者の防止する有効な改善策を具体化することが課題となっている。

医療衛生学科歯科衛生専攻

FD・SD等の研修会等で得たものをどのように教育に活かすか、学科・専攻会議で計画し実行していくことが課題である。また、学習成果の状況を常に点検し、それらの結果が専門的職業人としての能力と結びついているかを検証することが課題である。

看護学科

各教員による授業や実習を振り返り等については、学科全体での評価体制に課題が残されている。特に専門領域ごとの見直しだけでなく、領域間のつながりを見直す必要もあると考える。また、教員は専門以外の領域についても学ばなければならない。特に、時代に見合った教育内容や評価の方法、教員の倫理的姿勢や学生の倫理観の育成について学ぶために、学会への参加や抄読会などを学科FDとして企画していく必要がある。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

本専攻で取得を勧める上級バイオ技術者認定と医療情報技師能力認定の資格については、取得者が少ないことから、取得人数を増やし学習成果の具現化を図っていく。学習成果査定の方針については、大学改革支援・学位授与機構の学位授与の方針に従い、逐次専攻科専攻会議で見直し点検を行っていく。また、PDCAサイクルのCheck⇒Actionの回転が不十分であり、教育の質の担保に向けて、修了研究や各授業への学生と教員両者の取り組み姿勢について、教員相互が忌憚のない意見を出し合い改善を図っていく。

専攻科地域看護学専攻（参考）

平成29年度は特例適用専攻科としての初年度であった。学修総まとめ科目としての修了研究は、教員1名が学生を1名ないし2名受け持ち、研究を進めていく。そのため、担当する教員が一定ラインの教育の質を担保するためには、教員間での連携が重要となる。本専攻では、平成28年度から指導体制を検討し、教員間の連携を図りながら学生への研究指導を進めてきた。平成29年度は、全員が特例適応専攻科の学生であり、その制度に則って全員が学士（看護学）を取得できた。しかし、本専攻は、特別入試で看護学科から進学してくる学生以外にも門戸を広げ、一般の入学者も受け入れている。そのため、特例適用専攻科と認定専攻科の2本柱を並行して実施する指導体制を構築していく必要がある。この異なる体制を相互に連動させながら、学生の学習成果の獲得を目指すことが課題となる。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況**

平成 24 年度に第三者評価を受審した際、「建学の精神の表明」は式典で紹介したり、印刷物に記載したりするレベルであった。それ以降、本学が取り組む教育・社会活動において、どのような意味で「世界の平和と友愛」へ貢献するのかを教職員が吟味する習慣が定着してきた。学生の意識についても、一部の取組では平素の授業や社会活動の成果を建学の精神の視点から考察することを取り入れるなど、格段に高まっている。

また、学科・専攻の教育目的についても、それぞれで養成する人材のイメージを具体化するよう改善に努め、高知学園短期大学の教育目的に関する規程の改正も行った。その目的を達成するよう、教育研究の向上へさらに努めていく。

内部質的保証において、前回受審時には自己点検評価委員会の取組に加え、試行的に作業連絡会、自己点検評価検討会議を行いながら、中身の伴う自己点検・評価活動のあり方を検討していた。現在は、その成果に基づいて作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程を定め、組織的なチェック体制を確立している。今後は、各学科・各専攻及び各部署で完成度の高い自己点検・評価活動を実践できるよう質的向上を図っていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「建学の精神」に基づく教育目的を達成するためには、卒業生も含めた点検が必要である。一部の学科では卒業生の学習成果の達成状況を点検している。その取組を拡大して全学科で実施するよう準備を進める。また、ボランティア活動への参加に当たっては、教職員及び学生が独自に取り組むだけでなく、本学が行政や関連種団体の事業と連携し、情報提供や参加可能日の調整等、ボランティア活動に取り組みやすい環境をさらに整備するよう取り組んでいる。今後も希望者が確実に参加することができるよう体制を整備していく。

「教育の効果」については、資格と関係ない職種に就く卒業生が少数いる。本学の教育基本方針に基づく、その卒業生が専門外の分野においても各学科・各専攻の定める教育目的に適した人材として社会に貢献しているのか、その査定方法に工夫の余地が残されている。この問題も含め、学習成果と三つの方針との整合性を高めることが、教育目的を達成する上で必要である。まずは、本学及び学科・専攻のポリシー・マップを検証する体制を確立する。そのため、ポリシー・マップを活用していない学科・専攻への支援も行う。

「内部質保証」についても、自己点検・評価活動が日常の活動へ定着することを徹底するため、現在推奨している自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート（備付-29）の活用を進める。また、平成29年度には学習成果査定の方針の汎用的能力の査定方法を具体化するよう努めたことから、その適正についても検証していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編、4 ウェブサイト、5 学則、9 学生募集要項、10 シラバス、11 行事予定表

備付資料 5 幼稚園教諭免許状授与式次第、20 高知学園短期大学ポリシー・マップ、21 高知学園短期大学・シラバス作成要領、26 ウェブサイト「免許・資格取得状況」、28 高知学園短期大学FD・SD活動報告書（平成29年度）、30 単位認定状況表、31 短期大学生に関する調査研究、32 キャリアデザイン・ノート、キャリアビジョン・ノート、キャリアチャレンジ・ノート、33 栄養士実力認定試験結果報告、34 幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック、35 幼児保育学科・ポートフォリオ年間予定、39 幼児保育学科実習巡視報告書、40 幼児保育学科実習懇談会記録、41 高知県歯科医師会と高知学園短期大学との打合わせ会および意見交換会、42 高知学園短期大学幼児保育学科卒業生対象調査、43 幼児保育学科生涯学習記録・終了後のアンケート結果、44 専攻科応用生命科学専攻修了生過去5年のアンケート調査、45 入学手続き他に関する資料一式、46 合格者登校日資料一式、47 各学科・各専攻合格者登校日資料一式、50 進路一覧表、65 ニュース時事能力検定、67 給食管理実習訪問の報告書、71 幼児保育学科実習事後面談、77 教員個人調書、78 過去5年間（平成25年度～平成29年度）の教育研究業績書、81 専任教員の研究活動状況表、85 高知学園短期大学紀要（平成29年度）、121 教授会議事録（平成27年度）、122 教授会議事録（平成28年度）、123 教授会議事録（平成29年度）、125 各学科・各専攻会議議事録、126 生活科学学科学外実習反省会（事前事後検討会含む）議事録、130 評議会議事録（平成27年度）、131 評議会議事録（平成28年度）、132 評議会議事録（平成29年度）、133 医療衛生学科医療検査専攻キャリア形成事業アンケート

備付資料・規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、5 学科・専攻会議規程、42 広報活動並びに学生支援組織に関する規程、43 試験規程、46 高知学園短期大学学位規程、47 高知学園短期大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程、48 高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程、63 高知学園短期大学の教員人事に関する規程、66 高知学園短期大学教員資格、73 高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き、74 教員人事に係る選考委員会に関する規程、88 生活科学学科におけるCAP制に関する内規、89 幼児保育学科におけるCAP制に関する内規、90 医療衛生学科（医療検査専攻）におけるCAP制に関する内規、91 医療衛生学科（歯科衛生専攻）におけるCAP制に関する内規、92 看護学科におけるCAP制に関する内規、93 専攻科応用生命科学専攻におけるCAP制に関する内規、94 専攻科地域

看護学専攻におけるCAP制に関する内規、148 幼児保育学科・学外実習に関する内規、151 看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

高知学園短期大学では、建学の精神に基づいて教育目的を確立し、学則（提出-5）第1条に示している。この教育目的を達成した者に短期大学士の学位を授与することとし、卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-2）等で表明している。

卒業認定・学位授与の方針では、学習成果の「知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」ことができるために「知識や技能を習得し、教育目的に合致する資質と能力を獲得」する方針を示している。また学習成果の「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」ために「キャリア形成基礎力」を身につける方針を、「倫理的な観点から専門的知識と技能を活用して、考え抜き、自ら行動する」ために「平和と友愛へ貢献するために専門的知識と技能を活用する実践力を備える」方針を示している。さらに学習成果の「相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」ため、「多様な人々と協力し連携を図る」方針を示している。このように、卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。

この方針に適うための要件として、まず学校教育法第104条第3項の規定に基づく学位授与については学則第27条に規定し、付記する専攻分野を高知学園短期大学学位規程（備付一規程集46）に定めている。そのために必要な卒業の要件は学則第25条及び第26条に示している。また、成績評価の基準については学則第24条、資格取得の要件については学則第28条に定めている。これらについては、高知学園短期大学・学習成果査定の方針を示して取り組んでいる（提出-2、p.114～116）。さらに、本学の教育目的や教育基本方針、各学科・各専攻の人材養成や教育研究上の目的を学則及び高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）に定めている。このように、本学では規程に基づいて卒業認定・学位授与の方針を示しており、短期大学設置基準第2条を満たしている。

各学科・各専攻においても、専門性に基づいた卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。この方針は、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.5～8）や学生生活と履修の手引き（提出-2、p.9）に加え、大学案内（提出-4、p.8）やウェブサイト（提出-4「卒業認定・学位授与の方針」）等も通じて学内外に表明している。また、オープンキャンパスや保護者

と短期大学との懇談会等、本学を説明する機会においても表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条の2に基づいて公表している。

本学が授与する短期大学士の学位は、学校教育法第104条第3項の規定に基づく学位規則に定められた学位であり、付記する専攻分野の名称は高知学園短期大学学位規程に定められた名称である。一般財団法人短期大学基準協会は米国のACCJC WASCとの連携協定を締結し、協会に「適格」と認証された短期大学の学位は連携先においても通用するものである。この点からも、本学の学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は社会的かつ国際的に通用性がある。免許・資格や国家試験受験資格についても、関係法令に基づいた専門的職業に従事するために必須の条件であり、社会的に通用性があるものである。

卒業認定・学位授与の方針は、教授会や評議会（備付-121～123、130～132）、学科・専攻会議（備付-125）等において教育目的や教育基本方針を点検する際に確認している。あわせて、本方針と学習成果との関連性を科目ごとに点検してシラバス（提出-10）へ明記したりするなど、学生も教員自身も確認しやすいよう取り組んでいる。

専攻科応用生命科学専攻の学士（保健衛生学）及び専攻科地域看護学専攻の学士（看護学）は学校教育法の学位規則に定められた学位であり、本学で臨床検査学及び看護学を修め、さらに本学専攻科を修了した者に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から授与される。専攻科における学位授与は大学改革支援・学位授与機構の規則による。同機構への申請については専攻科専攻会議において定期的に確認を行っている。

生活科学学科

生活科学学科では、食・栄養に関わる専門的理論と技術を有するとともに、健康の保持・増進への貢献と食・栄養・健康の専門家としての情報発信ができる栄養士を養成するため、卒業認定・学位授与の方針を掲げて、短期大学士（生活科学）の学位を授与することを学生生活と履修の手引き（提出-2、p.1）に表明している。

「食・栄養に関わる専門的知識を体系的に身につけ、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力を備える」方針は、学習成果の「専門的な知識力」と対応している。「栄養士を基盤とした専門家としてのキャリア形成に対する意識を持ち、コミュニケーション能力と協働の姿勢を有し栄養と健康の情報発信力を身につける」方針は、学習成果の「情報発信力」と対応している。「平和と友愛の精神に基づいて、地域や医療・福祉等の組織の中で、連携・協働して健康で豊かな生活を実現する実践力を備える」方針は、学習成果の「連携・協働力」と対応している。「総合的な学習経験を通して、食生活や食習慣の改善に寄与する実践的能力を身につけるとともに、自ら課題を立て、その課題の解決に取り組むことができる」方針は、学習成果の「課題解決力」と対応している。本方針に関係する免許・資格も関係法令に基づいており、社会的に通用性がある。卒業認定・学位授与の方針については学科・専攻会議（備付-125「生活科学学科」）で定期的に点検している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、教育基本方針及び本学科の教育目的に基づき、子どもの健やかな成長を育むことで、建学の精神に掲げられた「世界の平和と友愛」の願いに貢献できる専門的職業人を育成するため、卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.31）等で公表している。この方針には学習成果で示した専門的能力、すなわち「問題解決」のために「保育者に必要な専門的知識及び基本的技能を身につける」方針を、ま

た「発達支援」のために「人命を預かる責任感を身につける」方針を示している。さらに、学習成果に示した汎用的能力である「環境構成」のために「子どもの健やかな成長を願う豊かな人間性を身につける」方針を示している。両能力を総合した「保育指導」のためには「子どもの教育・保育に基づいた考えをまとめ、表現し、行動する」ことも方針で示し、習得した知識や技能を適切に活用し実践できる保育者を養成している。このように、本学科が示す卒業認定・学位授与の方針と学習成果は対応している。

本学科の卒業要件については、学則第25条（提出-5）に規定し、本学卒業時には短期大学士（幼児保育学）を授与することとして、学則第27条及び高知学園短期大学学位規程（備付-規程集46）に規定している。免許・資格取得の要件も学則第28条第4～5項に規定している。成績評価は、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック（備付-34）で学科共通の基準を定め、幼児保育学科・学習成果査定の方針（提出-2、p.114～115）に基づいて実施している。その方法は主に試験で行い、実技や制作物、レポートを加味する場合もある。また、学外実習は実習園による実習評価表を基準に事前事後の取組を総合して評価している。評定は、学則第24条（提出-5）及び試験規程（備付-規程集43）に基づき、試験や課題の達成度、授業へ取組等を基準とした平常成績を総合して判定している。

本学科の卒業認定・学位授与の方針は、幼稚園教諭や保育士、保育教諭として求められる専門的知識と基本的技能の習得に深く関連している。これらの免許・資格は法令に定められるとともに、本学科で取得可能であることから、本学科の卒業認定・学位授与の方針及び短期大学士（幼児保育学）は社会的にも国際的に通用するものである。本学科の卒業認定・学位授与の方針は、毎年度学科・専攻会議で確認し（備付-125「幼児保育学科」、改正する場合は評議会・教授会で検討している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、学習成果と三つの方針との一体性を示すポリシー・マップ（備付-20）に基づく点検より、卒業認定・学位授与の方針はそれぞれの学習成果に対応している。また、卒業認定・学位授与の方針には卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確にしている。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に掲げた「基本的な知識と技術の習得」は、臨床検査技師に必要な基礎力を獲得する点から学習成果の「知識、技術、意義の獲得」に対応している。また「実践力と問題解決能力」は、人命を預かる責任と実践力の観点から学習成果の「データを分析・評価する能力」に対応している。さらに「人間性、倫理観」については、医療従事者の人間性に深く関連することから「医療従事者としての倫理観の獲得」に関する学習成果に対応している。「コミュニケーション能力」については、チームで働く能力に直接関わる点で「適切なコミュニケーション能力」に関する学習成果と対応している。

本専攻の学習成果を証明する卒業要件及び学位授与は、本専攻に3年以上在学し102単位以上（平成29年度入学者）を修得する必要がある（提出-2、p.43～46）。本専攻の教育課程を修めることで取得可能な臨床検査技師免許は臨床検査技師等に関する法律に定められた国家資格であることから、本方針は社会的にも通用性がある。本方針と他の方針との整合性を確認するなど、学科・専攻会議（備付-125「医療検査専攻」、評議会（備付-127～129）、教授会（備付-121～123）で定期的に点検している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、卒業認定・学位授与の方針を学習生活と履修の手引き（提出-2、p.49）を掲げている。豊かな人間性と倫理観及び技能を身につけた学生に卒業を認定し、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与している。このことは、大学案内2018 アカデミックポリシー編（提出-3、p.8）に明示している。本専攻の学習成果は、本専攻の教育目的に基づいて行われ、卒業認定・学位授与の方針には学習成果として社会的・自立に必要な基礎的・汎用的能力である「協働・連携」「傾聴する」「研究した結果をプレゼンテーションできる」の習得を掲げ適切に活用できる歯科衛生士を養成している。このように、本専攻の卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。本専攻の学習成果を証明する卒業要件は学則第25条に定めている。成績評価の基準はシラバス（提出-10）に明記している。本専攻で取得可能な資格は法令で定められたものであり、社会からも高い評価を受けている。それゆえ、専門領域の知識と技術は実際の価値があり、社会的通用性をもつといえる。卒業認定・学位授与の方針は学科・専攻会議で定期的に点検している（備付-125「歯科衛生専攻」）。

看護学科

看護学科では、教育目的に基づいた教育課程における学習成果の獲得により、五つの要件を満たすと認められる者に短期大学士（看護学）の学位を授与する。「看護の専門的知識や技能を習得し、根拠に基づいた看護を実践する能力を有している」という卒業認定・学位授与の方針のためには「専門的知識を用いてアセスメントを行い、対象に必要な看護を判断することができる」「様々な健康課題を持つ対象に応じた看護計画を立案し、習得した看護技術を用いて、安全に実施することができる」「実践した看護を振り返り、評価・修正を行うことができる」という学習成果の獲得が必要である。また「看護専門職者としての倫理観を持ち、対象を尊重した看護を実践する能力」獲得のためには、「看護の対象と援助関係を築き、価値観を尊重した看護を行うことができる」力が、「他者との協働関係を構築するために、自己を客観的に理解し、表現する能力を有している」という学位授与の方針のために「自己を客観的に見つめ、考えを適切に伝えることができる」「状況に応じて、適切に報告・連絡・相談することができる」「チームの一員としての自覚を持ち、自己の役割をはたすことができる」という学習成果の獲得が必要である。さらに「学習と体験をつなげて考え、学びを統合することができる」という学習成果の獲得は「学習と体験を統合し、対象の健康レベルと生活の質の向上のために深く思考する能力を有している」につながっている。そして「広く社会の情勢を知り、主体的・積極的に学習に取り組むことができる」「看護の責任ややりがいを認識することができる」ことにより「看護の価値を見出し、生涯学び続ける力を有している」という卒業認定・学位授与の方針に結び付く。よって本学科の卒業認定・学位授与の方針と学習成果には整合性がある。

本学科の卒業認定・学位授与の方針に適うために必要な卒業要件は学則第25条に規定している。そして、学則第27条に基づき卒業した者には短期大学士（看護学）の学位が授与され、看護師国家試験受験資格が同時に取得できる。また、看護学科を卒業することの「基礎資格」を有し、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた単位を修得した者は、養護教諭二種免許状が取得できる。

成績評価の基準は、シラバス（備付-10）に示している。本学科で取得することができる

免許・資格は、法令に定められた免許等であり、本学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。この方針は、学生には高知学園短期大学要覧（提出-1）、学生生活と履修の手引き（提出-2）、大学案内2018アカデミックポリシー編（提出-3）、ウェブサイト（提出-4）等で公表し、入学前の学生には合格者登校日にて表明している（備付-47）。教員間では、新年度初回の学科・専攻科会議にて明示し（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）、学生に関わる全教員が目指すべき方向性を確認して組織的な教育ができるようにしている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻は、学習成果に対応した卒業認定・学位授与の方針を示している（提出-1、p.7、提出-3、p.8、提出-4）。卒業認定・学位授与の方針に掲げた「生命科学・保健医療分野の高度な専門的知識や技術の習得」は、教育目的である広く応用できる問題解決能力を有する点から学習成果の「高度な専門的知識・技術を習得し、その内容・意義について評価し説明する能力」に対応している。また「問題解決に必要な知識・技術を融合的に応用できる能力」は、学習成果の「最新の知見を情報収集して問題点・研究課題を抽出し、解析・考察する能力」に対応している。「責任感と倫理観を有しそれを実践できる能力」については「研究課題や演習の遂行における倫理的配慮」の学習成果に対応している。さらに「コミュニケーション能力」については、医療に携わる者としての資質を備える観点から「他者とのディスカッションを通じたコミュニケーション能力」の学習成果と対応している。

本専攻の卒業認定・学位授与の方針に則った修了要件を満たし、大学改革支援・学位授与機構が定める学士取得要件を満たした者には、学士（保健衛生学）の学位が授与される（提出-5、第52～53条）。本専攻は、大学改革支援・学位授与機構に特例適用専攻科として認定されており、本専攻の卒業認定・学位授与の方針は社会的に通用性がある。また、本方針は大学改革支援・学位授与機構の学士の取得条件に照らして、専攻科専攻会議において逐次点検・確認を行っている（備付-125「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、地域の人々の健康増進を目指すとともに、地域全体の健康レベルの向上に貢献できる看護専門職者を養成するため、教育目的に基づく卒業認定・学位授与の方針を示し、この卒業認定・学位授与の方針を達成した者に対して課程修了を認定するものとし、履修要項（シラバス含む）（提出-10）等で表明している。

本専攻における卒業認定・学位授与の方針では、学習成果の「対象者自身が生活習慣の改善に向けて取り組むための援助ができる」ために、「対象者の主体性や価値観を尊重した関係を築き、行動変容に導くことのできる能力」の獲得を方針として掲げている。また、学習成果の「個や集団を統合的に理解し、健康課題を明確にできる」や「健康課題の対処する力を育成するための自主活動を理解できる」、「地域の中のケアシステムを理解できる」ために、「地域の健康課題を明確にし、他者と連携・協働して組織的に問題を解決する企画力や調整力」を身につける方針を示している。さらに、学習成果の「状況にふさわしい方法でリーダーシップが発揮できる」や「収集したデータについて論理的に解釈できる」、「研究結果を他者に理解できるよう表現し、伝えることができる」ために、「論理的思考や表現力を高め、看護の質向上に向けたリーダーシップ」を獲得することを方針として示してい

る。このように卒業認定・学位授与の方針は、学習成果と対応している。この方針は、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.5～8）や履修要項（シラバス含む）（提出-10）に加え、大学案内（提出-3、p.8）やウェブサイト（提出-4、「卒業認定・学位授与の方針」）等を通じて学内外に表明している。

次に、本専攻の修了要件は学則第52条に規定しており、本専攻を修了することで、保健師国家試験受験資格を得ることができる。加えて学則第53条に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たした者には同機構から学士（看護学）の学位が授与される。さらに、養護教諭二種免許状取得者で、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する単位を修得した者は、養護教諭一種免許状を取得できる。本専攻の資格は法令で定められたものであり、社会的に通用性がある。また、成績評価の基準については、学則第24条に定めている。

平成29年度には、専攻科専攻会議で卒業認定・学位授与の方針の見直しを行った。現在、少子高齢化が急激に進行している日本社会の中で、地域生活に密着して活動する保健師に求められる役割として、対象者の権利擁護という観点に立った関わりが重要性を増している。そこで、地域で活動する際に倫理的要素を獲得することが必要であると判断し、項目を追加した。この「倫理的な問題に対して権利擁護の視点から考え、専門職として向き合い、自分の行動を振り返ることができる力」の獲得は、学習成果の「他者との協働と集団におけるリーダーシップの発揮」や「主体的な生活習慣改善への援助」と対応している。このように、卒業認定・学位授与の方針は、本専攻において学習成果の獲得状況に評価に基づき、教育目的や教育基本方針を点検する際に確認を行っている。

また、学士（看護学）の取得に関しては、特例適用専攻科としての学修総まとめ科目の指導体制の確立を重点的に行った。成績評価の客観性や公平性を確保するため、学生1名につき主査1名と副査2名をおき、さらに教員を関連する領域の三つのグループに分け、課題等を出し合いながら指導体制を確立した。グループ間で出た意見は学科・専攻科会議（備付-125）で検討し、教員間で共通認識をもった上で、議論し改善に努めている。そして、卒業認定・学位授与の方針と学習成果の対応を科目ごとで確認し、内容を履修要項（シラバス含む）に明記するなど、学生自身が確認しやすいよう取り組んでいる。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

- ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

高知学園短期大学では、卒業認定・学位授与の方針に適合するため、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付・規程集2）第2条に教育基本方針を定めている。さらに、その実現に向けて教育課程編成・実施の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.9）や高知学園短期大学要覧（提出-1、p.8～12）、大学案内アカデミックポリシー編（提出-3、p.9～11）やウェブサイト（提出-4「教育課程編成・実施の方針」）等で公表している。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、各学科・各専攻の教育課程で学習成果を獲得するため、卒業認定・学位授与の方針に対応して体系的に編成している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性における知識と技能を習得する」ため、「教養教育、専門教育から教育課程を編成し、責任感と倫理観、確実な知識と技能及び実践力を習得する教育を実施する」方針を掲げている。次に「キャリア形成基礎力」に関する方針を達成するため、「具体的な授業内容と授業以外で学習すべき内容を示す教育課程を編成し、主体的に学ぶ姿勢を育む教育を実施する」方針を示している。また「専門的知識と技能を活用する実践力」に関する方針を達成するため、「教養教育の教育課程等を学科・専攻別に編成し、多様な視点から専門性を高める教育を実施する」方針を示している。さらに「多様な人々と協働し学び続ける力を有する」方針を達成するため、「基礎から応用へと段階的に発展する教育課程を編成し、学生自らが新たな目標を定め主体的に学ぶ」教育を実施する方針を示している。なお、専攻科教育課程についても、応用生命科学、地域看護学各専攻が掲げる教育目的と大学改革支援・学位授与機構が規定する方針に対応させ、体系的に編成している。以上の概要はオリエンテーションで学生へ説明している。

さらに、各学科・各専攻は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。その概要をカリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引き（提出-2）に記載して学生へ説明している。特に、学生が授業時間外で学習を進めるよう取り組んでいる。

本学では単位の実質化を図るため、短期大学設置基準第13条の2に基づいて高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程（備付・規程集48）を定め、CAP制を導入している。なお、詳細は各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、内規（備付・規程集88～94）を定めて学生生活と履修の手引きに公表して実施している。

成績評価は学則（提出-5）第24条、全学及び各学科・各専攻の学習成果査定の方針に基づき、試験や平素の取組状況、レポート等も総合して行っている。教育の質を保証するため、短期大学設置基準第11条の2に基づき、各授業の目的と到達目標、評価方法を具体的かつ明確にシラバス（提出-10）で示し、その基準に照らして厳格な成績評価を実施してい

る。それでも到達目標を達しない学生に対しては個別に指導して、全学生が授業の到達目標を達成できるよう努めている。

本学のシラバスでは授業科目名、授業の方法・単位、開講学科・履修年次・学期、担当教員、授業の目的、到達目標（学習成果）、授業の計画・各回の授業時間数、授業形態、テキスト（教科書）、参考文献、評価方法・基準、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワー、履修上の注意事項について明示している（備付-21）。それゆえ、学校教育法施行規則第172条の2で定める「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」を明示している。また授業時間は半期15回を実施した上で試験を行うなど、授業時間を確保し厳格に順守している。なお、本学では通信による教育は行っていない。

教員配置についても、学則第38条に基づき各学科・各専攻の教育課程に応じて教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。その際、各種規程（備付-規程集63、66、73、74）に基づき教員の資格や教育研究業績を基にして専門性を判断している。また、教育課程の見直しは、毎年学科・専攻会議や専攻科専攻会議で改正案を検討し、その案について教務委員会、さらには教授会及び評議会（備付-121～123、130～132）で審議している。

生活科学学科

生活科学学科では、卒業認定・学位授与の方針に対応し、食・栄養に関わる専門的知識を体系的に身に付け、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力を備えるために、教育課程編成・実施の方針を定め、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.1）や大学案内（提出-3）、ウェブサイト（提出-4）で公表している。

「専門知識と実務能力を習得し実践力を養う教育課程の編成・実施」に関する方針は、卒業認定・学位授与の方針の「専門的知識と社会性がある」と対応している。「教養教育の構成と専門教育による体系的編成との関連づけ」に関する方針は、卒業認定・学位授与の方針の「コミュニケーション能力と情報発信力がある」と対応している。「授業と授業以外の学習内容との結びつき」に関する方針は、卒業認定・学位授与の方針の「連携・協働による実践力がある」と対応している。「グループ単位の少人数教育・指導・支援体制の強化」に関する方針は、卒業認定・学位授与の方針の「課題解決力がある」と対応している。

栄養士養成のための授業科目は、1年次には教養教育科目と専門基礎分野、2年次には専門基礎分野と専門分野の講義、学内・学外実習へと体系的に編成している。平成29年度からCAP制を導入し（備付-規程集88）、授業時間外の学習促進に努めている。成績評価は、シラバス（提出-10）に記載された評価基準に基づいて厳格に行われ、試験は試験規程（備付-規程集43）に基づいて行っている。

教育の質を保証するため、教員の経歴・業績を基に短期大学設置基準の教員の資格に則り適切に配置している。栄養士法施行規則に基づいて、教員人数を配置し、社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員をそれぞれ1名以上配置している。栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営を担当する教員は、管理栄養士を配置している。また、教育内容を担当する専任の助手3名のうち2名の管理栄養士を配置している。教育課程の見直しについては、学科・専攻会議（備付-125「生活科学学科」）で定期的に検討をしている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、卒業認定・学位授与の方針が掲げる資質を身につけた幼稚園教諭と保育士、保育教諭を養成するための教育課程編成・実施の方針を定め、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.9）、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.31）、大学案内（提出-3、p.9～10）、ウェブサイト（提出-4「教育課程編成・実施の方針」）等で公表している。

本学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応するように編成している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針の「専門的知識及び基本的技能」に関する方針を達成するため、「教職・保育における表現技術、本質や目的・対象の理解力、保育実践力を習得する」とともに「幼児保育学の基礎理論・技能から応用的・実践的な理論・技能への発展性と一貫性を理解する」総合的な教育課程を編成し、専門性の向上を図っている。次に、「責任感」に関する方針を達成するために、「保育を通して平和と友愛に貢献する」上で有益な教養教育と専門教育の課程を編成し、「倫理的な責任感に基づいて広い視点から保育活動を実践する」教育を実施している。また、「人間性」に関する方針を達成するために、「日常生活におけるさまざまな問題を幼児保育の観点から発見し克服できるように、授業で学習する内容と授業以外で学習する内容を結びつけて理解を深める」教育課程を編成し、「子育て支援の重要性を理解し、自ら計画を立てて主体的に取り組む」教育を実施している。さらに、「考え・表現・行動」に関する方針を達成するため、「教育実習・保育実習を通して専門的理論及び技能を正しく活用した保育実践力を養う」教育課程を編成し、「チームで子どもの最善の利益を尊重することができる」教育を実施している。

卒業認定・学位授与の方針に求められる学習成果を達成するため、本学科の教育課程では、教育職員免許法施行規則に定められた科目区分及び児童福祉法施行規則に定められた系列の科目名に基づいて授業科目の編成を行っている。1年次で教養教育科目と並行して専門教育科目を、2年次では1年次に履修した専門教育科目を土台としてより応用的・実践的に専門分野の教育科目を履修するよう体系的に編成している。

学習成果に対応した授業科目の編成体系はカリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.39）に掲載して、オリエンテーションで学生に説明している。特に、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両課程科目の内容を吟味することで各科目の内容と意義をわかりやすく学生に伝え、可能な限り相互の読み替えを行うよう編成している。

単位の実質化を図るために、学生が履修科目として前期及び後期の各期にバランスよく登録することができる単位数の上限を定めており、幼児保育学科におけるCAP制に関する内規（備付-規程集89）を学生生活と履修の手引き（提出-2、p.113）に掲載している。

成績評価は、学則（提出-5）第24条、全学及び本学科の学習成果査定の方針に基づいて厳格に行い、シラバス（提出-10）に定めた目標に到達していると確認できた場合に所定の単位を認定している。成績評価に必要な指標や基準については、全ての教育科目でシラバスに記載し、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック（備付-34）を活用して、それらの基準に照らして厳格に評価している。シラバスについても、高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-21）に基づき、必要項目を明示している。特に、学習成果、授業時間外に必要な学習内容と時間、形成的評価における課題の適切なフィードバック、評価方法・基準等の明示に努めている。

本学科の教員配置は、学則（提出-5）第38条や各種規程（備付-規程集63、66、73、74）

に基づき、本学任用時における資格・業績に関する審査の実施、毎年度実施する業績報告に基づく確認(備付-77、78、81)、あるいは教員養成課程及び指定保育士養成施設として、所管の文部科学省あるいは厚生労働省による教員資格審査を経ている。また、教育職員免許法施行規則、指定保育士養成施設指定基準に基づいて、各専門分野の教育内容を教授するために必要な専任教員を配置している。

教育課程の見直しは、学科・専攻会議で定期的に行っている(備付-125「幼児保育学科」)。教養教育科目のカリキュラム改正については、保育現場のニーズを踏まえて今日的視点から複数科目を見直した結果、1年次の時間割の過密さが緩和され、単位の実質化を図る方向性に合う傾向が見られる(備付-30)。「キャリア形成演習」は学外実習や就職に資する倫理的責任感やマナーを学習する科目として定着し(備付-規程集148)、従来から指摘されてきた実習生の課題の改善にもつながっていることが幼児保育学科実習懇談会記録[平成29年度](備付-40)に肯定的評価として表れている。一方、専門教育科目のカリキュラム改正については、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年3月に改訂(改正)され、これらに対応した新カリキュラムを平成31年度に編成するための準備に努めている。本学科の専任教員及び事務職員は平成29年度全国保育士養成セミナーをはじめとする各種研修会・説明会で情報を収集した(備付-28、p.61～68)。その他の会にも参加して、高知県内の保育関係者と新課程編成に向けて学び、理解を深めた。また、本学科教員は事務職員と連携しながらキャリア教育及び就職指導、学習成果の到達レベルの低い学生や特別な配慮が必要な学生に対する個別指導において多様な対応が可能となっている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、学習成果と三つの方針との一体性を示すポリシー・マップ(備付-20)を作成している。教育課程はこれに基づいた編成をすることで学習成果、卒業認定・学位授与の方針に対応している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に掲げる「基本的知識と技術」「実践力」「倫理観」「コミュニケーション力」に関する方針を達成するために、1年次では基礎分野と並行して臨床検査の専門基礎分野を、2年次では専門基礎分野と関連する領域の専門分野の講義・実習を履修し、3年次前期では、臨地実習を行うことで求められる実践力とコミュニケーション力が獲得できるよう体系的に授業科目を編成している。さらに3年次には、総合演習である「臨床検査セミナー」、プレゼンテーションを主とする「臨床病理学演習」を設定しており、3年間を通して卒業認定・学位授与の方針に適う教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針は学生生活と履修の手引き(提出-2、p.41～42)に明示している。

本専攻では、単位の実質化を図るため、高知学園短期大学における履修登録単位上限に関する規程(備付-規程集48)、医療衛生学科(医療検査専攻)のCAP制に関する内規(備付-規程集90)に基づいて履修登録単位数の上限を定め、学生生活と履修の手引き(提出-2、p.42、p.133)で公表している。また、成績評価は学則及び本専攻の学習成果査定の方針(提出-2、p.114～115)に基づき、試験やレポート、授業への取組状況等を総合して行っている。シラバス(提出-10)には、高知学園短期大学・シラバス作成要領に基づき、詳細な内容を明示している。また成績評価については科目担当者の報告を受け、学科・専攻会議で点検し、厳格に適用している。さらに、教育の質を保証するため、短期大学設置基準及び

臨床検査技師学校養成所指定規則に基づいて、入学定員40名に対して定められた人数の臨床検査技師またはこれと同等以上の学識経験を有する専任教員を配置している。また、臨床検査技師免許を受けた後5年以上の業務経験を有する4名の専任教員を配置している。さらに専門分野の各授業科目においては教育内容を教授するのに必要な業績と能力を有した教員を配置している（提出-2、p.62; 備付-25、p.9; 備付-78）。

教育課程は、日本臨床検査学教育協議会や日本臨床衛生検査技師会等、臨床検査技師養成教育に関係する団体の動向を把握するとともに、医療及び生命科学の進歩にも注視して、定期的に学科・専攻会議（備付-125「医療検査専攻」）で点検している。

医療衛生学科 歯科衛生専攻

医療衛生学科 歯科衛生専攻では、歯科衛生士養成のための授業科目は、1年次には基礎分野と専門基礎分野、2年次には専門基礎分野と専門分野の講義、学内・学外実習、3年次では、講義については特に高齢者の口腔機能面において体系的に編成している。学外実習では高齢者施設での臨地実習と歯科医院での臨床実習を重視している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針の「豊かな人間性と倫理観」に関する方針は、教育内容の基礎分野での科学的思考の基盤及び人間と生活で培い、人間性とコミュニケーション力及び表現力につながっている。また、「他職種との協働・連携」や「全体的観点から口腔衛生管理・支援に対する知識・技術」に関する方針は、専門基礎分野・専門分野・選択必修分野での疾病の成り立ち及び予防法や健康に関わる社会の構造や他職種の理解を学ぶことにより培い良好な人間関係を構築することや保健医療人としての論理的思考に基づく口腔衛生管理・支援ができることに対応している。各科目の達成目標と成績評価方法はシラバス（提出-10）に記載し明示している。各授業の1回目には、その詳細について説明を行っている。また、学習成果と教育課程との関連はカリキュラム・マップを作成し、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.55）で確認できるように活用している。さらに、本専攻ではCAP制を導入し（提出-2、p.113）、予習・復習の時間を確保するように努めている。

本専攻の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応して、教育目的に示した人材を育成するために編成し、建学の精神に基づき深い教養と良識のある歯科衛生士を養成するために、歯科医療の高度化と多様なニーズに対応するための知識と技能を習得する教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針は学生生活と履修の手引き（提出-2、p.49）大学案内2018アカデミックポリシー編（提出-3、p.10）に公表し明確に示している。

教育の質を保証するために短期大学設置基準及び歯科衛生士学校養成所指定規則に基づいて、入学定員40名に対して定められた人数の歯科衛生士またはこれと同等以上の学識経験を有する専任教員を配置している。また、歯科衛生士免許を受けた後4年以上の業務経験を有する5名の専任教員を配置している。

看護学科

看護学科では、卒業認定・学位授与の方針に示した「看護の専門的知識や技能を習得し、根拠に基づいた看護を実践する能力」獲得のために、1年次には【教養教育科目】と看護の基本となる「看護学概論」や「基礎看護援助方法論」「人間関係論」を、2年次には【専門分野】として「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「基礎看護実習」「成人看護実習」「母性看護実習」を設定した。

まず「看護専門職者としての倫理観をもち、対象を尊重した看護を実践する能力」獲得

のために、1年次より「看護学概論」「看護と倫理」の科目を設定し、2年次では各専門領域の科目の中で各領域に特有の倫理を学び、3年次では「総合看護実習」の中で深めていく構成とするなど、学習成果に対応した授業科目を構成している。次に「学習と体験を統合し、対象の健康レベルと生活の質の向上のために深く思考する能力」獲得のため、3年次はより広い視点で物事を捉えられるよう、また実習での体験と講義を関連付けて学びを深められるよう、【専門基礎分野】に「看護と政策」「医療と経済」「看護と福祉」等を設ける。また、これまでに習得した知識・技術を土台として学ぶことができる科目として【統合分野】に「在宅看護学」「看護研究」「看護管理論」「災害看護学」「看護技術評価」「総合看護実習」を設定する。さらに「他者との協働関係を構築するために、自己を客観的に理解し、表現する能力」獲得のためには、臨地実習での学びが重要であることから、2年次に「基礎看護実習」「成人看護実習」「母性看護実習」、3年次に「老年看護実習」「小児看護実習」「精神看護実習」「総合看護実習」「在宅看護実習」を順に置き、能力を徐々に高めるようにしている。そして「看護の価値を見出し、生涯学び続ける力」の獲得のための「キャリア形成演習」は自己の将来の生き方や学びの意味を考える重要な機会となっている。

本学科では、卒業認定・学位授与の方針に対応した看護師や養護教諭を養成するための法令に則った教育課程を基本とし、人間、健康、生活、環境、看護を主要概念として位置付け、学習成果に示す10の能力を有する看護専門職者の育成を目指して体系的に教育課程の編成を行っている。また、高知学園短期大学における履修登録単位上限に関する規程（備付-規程集48）に基づいてCAP制を導入し、看護学科におけるCAP制に関する内規（備付-規程集92）を定めている。

シラバス（備付-10）には、高知学園短期大学・シラバス作成要領に基づいて必要な項目を明示しており、成績評価はそこに記載された評価基準に従って行われ、試験は試験規程（備付-規程集36）に基づいて行われるなど、厳格な評価を行っている。本学科の教員配置は、短期大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に基づいて教員の資格・業績を任用時に審査し、適切に配置している。本学科では、教育課程が学習成果の獲得と、さらには卒業認定・学位授与の方針に寄与しているかの検討を始め、次年度カリキュラム改正に向けてカリキュラムワーキンググループの立ち上げを決めるなど定期的な見直しを行っている（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻の教育課程編成・実施の方針は、本専攻の卒業認定・学位授与の方針に対応し、さらに教育課程は学習成果に対応して定めている（提出-1、p.11、提出-3、p.11、提出-4「教育課程編成・実施の方針」）。授業科目は、学習成果と大学改革支援・学位授与機構の定める単位認定を満たすよう設定している。単位の実質化を図り、1学期に履修できる単位数を基本的に上限25単位までとしている。高知学園短期大学・シラバス作成要領に基づき、シラバスには必要事項が示され、成績評価は厳格に運用されている。

学習成果に対応した高度な専門的知識や技術を習得するために生命科学・保健医療分野の幅広い教育課程を編成し臨床検査の専門的職業人として備えるべき素養と実践力を習得するようにしている。また、問題解決に必要な知識・技術を融合的に応用できる能力を身に付けるため、「修了研究」を通して各研究分野のテーマに取り組み、課題探究能力を主体的に習得するようにしている。責任感と倫理観を養うためには「移植医療」や「遺伝子解

析学演習」、「修了研究」において対象者への倫理的配慮を習得できる教育を実施している。さらに、コミュニケーション能力を培うため「医学検査セミナー」等のゼミ形式の授業でプレゼンテーションとディスカッションを行っている。さらに、修了研究では、前期及び後期の2度発表会を実施し評価している（提出-11）。本専攻の指導担当者は、大学改革支援・学位授与機構に認定された専門性の高い教員から構成されている。教育課程の見直しを適宜行うため、定期的に点検している（備付-125「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻は、卒業認定・学位授与の方針に示した「対象者の主体性や価値観を尊重した関係を築き、行動変容に導くことのできる能力」を獲得するために、「公衆衛生看護学についての基本的な知識と技術を習得する」ことや「対象をとらえ解釈する多様な視点を養うため、集団や組織の情報把握、情報処理の知識と技術を習得する」、「分野別に、保健指導に必要な知識と技術を習得する」教育を実施する方針を示している。また、「地域の健康課題を明確にし、他者と連携・協働して組織的に問題を解決する企画力や調整力」を身につけるために、「既修得科目を統合して対象地区の状況に合わせた公衆衛生看護を実践する力を養い、臨地実習の準備性を高める」ことや、「臨地における指導を受けながら公衆衛生看護活動を具体的に理解し、実践する」方針を掲げている。そして、「論理的思考や表現力を高め、看護の質向上に向けたリーダーシップ」を獲得するために、「修了研究に取り組み、論理的思考力や表現力を高め、専門職としての自己教育力を強化する」方針を示している。このように、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応したものである。加えて、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、本専攻における学習成果に対応させた授業科目を編成し、公衆衛生看護に関する基本的知識を、講義、演習、実習と段階的に応用し、実践力を獲得するよう構成されている。また、高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程（備付-規程集 48）第2条に基づき、1学期間に履修できる単位数の上限を内規（備付-規程集 94）で定めている。これらは、履修要項（シラバス含む）（提出-10）や大学案内（提出-3）、ウェブサイト（提出-4、「教育課程編成・実施の方針」）等に公開し、学生が確認できるようにしている。

次に、成績評価はシラバスに記載された基準で行われ、教育の質の保証に向けて厳格に行っている。さらに、教育課程の見直しは本専攻の教員間で定期的に行っている。

特に、平成29年度は、実施から2年目を迎えたフィールドワークの取り組みについて、提出されたレポートを基に、学生の学びと実施による効果を検証した。その結果、人々の生活の多様性の理解、地域をとらえる概念の広がりといった当初の目的にとどまらず、自身の住む地域への愛着形成にまで波及していることが明らかとなった。これは、卒業認定・学位授与の方針の達成に寄与するものであり、本専攻に進学してから早い段階で中山間地域に出向き、現地で人々と触れ合う体験をカリキュラム上に位置付けることが、学習成果の到達に効果的であり、この取組を継続する必要性について本専攻内で認識することができた。このように、教育課程については定期的に見直しを行い、本専攻の教員間で共通認識を図りながら、検討を行っている。検証の結果は、高知学園短期大学紀要（備付-85）及び高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-28）に示している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

高知学園短期大学では「広い教養」の習得を教育目的及び教育基本方針で定めるとともに、教育課程編成・実施の方針の中で教養教育の目的を「広い視野から思考し実行する力を育む」と示している（提出・2、p.9）。さらに、その目的には「平和と友愛に貢献できる専門的職業人を育成する」ことが全学的な教育課程への願いとして込められている。以上を達成するため、本学の教養教育では、広い教養を身につけることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、思考力やコミュニケーション能力、さらには実行力を養うことによって、社会に求められる教養ある人間を育成することを目的としている。

教養教育の内容については、哲学や化学、情報科学等の「社会と自然」、国際化を視野に入れた英語や文化比較、総合的に社会的マナーを学ぶ日本の伝統美学等の「芸術と文化」、現代スポーツ論や生涯スポーツ実技の「運動と健康」の分野から構成している。さらに全学科でキャリア形成演習（演習1単位）を開講し、社会人基礎力の育成やマナーの向上を踏まえ、特に「感じ、広げる力」を交えたキャリア形成基礎力の育成を目指している。この多様な分野から教養教育科目を履修し、教員と学生及び学生同士のコミュニケーションを通して、現代社会における様々な事象の洞察力、国際化に対応するための外国語と異文化の基礎的理解、活動に対する主体性と体力・精神力の向上を図る教育を実施している。このように、本学では短期大学設置基準第5条に基づき、幅広い教養及び総合的な判断力を培うよう教育課程を編成している。

教育課程編成・実施の方針では「学習成果に有益な教養教育の教育課程を学科・専攻別に編成する」ことを示し、各学科・各専攻の学習成果に即した教養教育科目を開設している。なお、生活科学学科と幼児保育学科は2年制課程、医療衛生学科医療検査専攻、同学科歯科衛生専攻、看護学科は3年制課程である。そのため、学科ごとに必修選択科目、修得単位数が異なっている。その実施体制は学則第20条及び2項、別表1(1)～(5)に定めている。なお、過去3年間の各学科・各専攻における教養教育科目数と担当教員の人数については表Ⅱ-A-3-1の通りである。

教養教育を改善する際、全学的には教務委員会で、詳細については学科・専攻会議で討議を交えながら検討している。また、平成29年度には短期大学生に関する調査の結果を参考に、FD委員会で全学及び各学科・各専攻の課題や成果を検証している。教養教育を含め、以上の学習成果に関わる結果は、高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付・28、p.96～103）にまとめ公表している。さらに、就職先からの卒業生評価や学外実習における実習受け入れ先側からの意見を参考に、教養教育に課せられた課題についても教務委員会、学科・専攻会議で検討している。その上で、学科の学習成果や教育課程編成・実施の方針、さらに社会の動向に基づいて教育課程の改正を実施している（備付・121～123、130～132）。

表Ⅱ-A-3-1 各学科・各専攻の教養教育科目数と担当教員数（平成27年度～平成29年度）

学科・専攻	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師
生活科学学科	31	7	15	31	8	14	30	6	12
幼児保育学科	26	8	13	26	9	12	21	7	7
医療検査専攻	17	2	15	18	4	15	18	4	13
歯科衛生専攻	13	2	9	14	4	10	14	5	7
看護学科	24	10	16	24	12	14	23	10	11

[注] 1. その年度に開講した科目数

2. 医療検査専攻、歯科衛生専攻は、基礎分野の科目数

3. 看護学科は、教養教育科目と専門教育科目の基礎分野の科目数

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

高知学園短期大学では、全学科の専門教育で職業に直接関連する教育課程を編成し、実施する体制を確立している。また、教育課程編成・実施の方針において各専門性を高めるために有益な教養教育を編成することを示し、実施している。中でも「キャリア形成演習」では現代社会の動向を踏まえたキャリア形成基礎力の四つの能力を育成するよう取り組んでいる。また「日本の伝統美学」では礼儀作法や伝統文化を継承する力を育成することで、各専門分野で地域の発展に寄与する人材を育成している。本学では、短期大学設置基準第5条に基づき、職業又は实际生活に必要な能力を育成するため、以上の取組を総合して「平和と友愛」へ貢献することを目指した職業教育の実施体制を整えている。また、これらの職業教育の成果も含めて学習成果達成の状況を短期大学生に関する調査研究（備付-31）で考察し、その一部を高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-28）で公表している。

職業教育の効果は、資格取得者の人数や割合だけでなく、就職後の進路先からの意見等も聴取しながら職務への取組状況、貢献状況、卒業生の課題等を測定し評価している。また、学科によっては同窓生を対象とした調査からも職業教育の効果の評価している。さらに、臨床検査技師、歯科衛生士、看護師は国家試験合格率からも効果を測定・評価でき（提出-1、p.52）、日常の教育内容の見直しと国家試験対策を強化し改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

高知学園短期大学では、学習成果を獲得するため、入学者受け入れの方針を示している。この方針は、学生募集要項（提出-9、p.28～31）をはじめ、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.10）や高知学園短期大学要覧（提出-1、p.12～22）、大学案内（提出-3、p.12～17）、ウェブサイト（提出-4「入学者受け入れの方針」）等で示している。また、本方針に基づき、各学科・各専攻ではその専門性に求められる方針をより具体的に示している。このように、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて積極的に公表している。

本学の教育科目は、各専門性の「知識・技能」を習得するために不可欠な内容である。この学習成果の獲得には常に「学びに熱心に取り組む」姿勢が必要である。また、習得した知識・技能を正しく活用して「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」学習成果が専門的職業人として求められる。そのためには「変化が著しく進歩する多様な技術に対して敏感に対応」できなければならない。さらに、これらを実現するためには、学習成果の「論理的な観点から考え抜き、自ら行動する」ことが求められる。それゆえ、「常に挑戦する心を持つ」ことが重要である。その過程では、学習成果の「正しい知識や技能を他者から学び他者へ伝える」など、他者と協調し合いながら目標達成に向けて取り組むことも求められる。それゆえ、「人間関係を円滑に結ぶ」ことが重要な意味を持つこととなる。

以上の意識や姿勢で学生生活を送るためには、入学前の時点で「深く学ぶことを求めていること」「自己実現を目指していること」「強い意志を持っていること」「広い心を保ち高い理想に燃えていること」が前提となる。このように、入学者受け入れの方針は学習成果に対応しており、全ての学科・専攻においてもその獲得に必要な汎用的能力を示している。

入学前の学習成果の把握・評価については、各学科・各専攻とも入学者選抜制度によって実施している。まず、特別推薦選考では指定校制による試験で専願となっている。高等学校もしくは中等教育学校等（以下、高等学校と表記）で優秀な成績を修め、模範的な学校生活を送っていることに加え、本学で必要な適性を幅広い学力、社会性の面から確認するとともに、専門分野への強い関心を抱き、明確な目標をもって学ぶ意欲や計画的、継続的に学ぶ意欲を調査書や面接を通して評価し、入学者を選抜している。

自己推薦選考も専願であり、各学科・各専攻の入学者受け入れの方針に適していること

を受験生自らが保証し推薦するものである。入学者選抜では、自己推薦書と調査書及び面接を通して、受験生の学習状況や学校生活の過ごし方、課外活動や社会活動等への取組、社会性を確認するとともに、専門分野に対する継続的な強い関心と社会へ貢献する意欲や明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲等を総合的に評価している。

一方、推薦選考は公募制による試験で、調査書や面接に加えて基礎学力検査を実施している。特に基本的な判断力や思考力、表現力及び社会性を評価するとともに、明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲や姿勢を総合的に評価して入学者を選抜している。

試験選考では、受験生の学力を重視して試験を行っている。試験選考Aでは学力試験を課し、調査書と面接も踏まえ、一定の学力を評価するとともに、社会性や専門分野への関心、勉学の意欲等を総合的に評価して入学者を選抜している。試験選考Bでは小論文試験を課し、基礎学力を通じた論理力や応用力を評価するとともに、調査書や面接を通して社会性や勉学の意欲等を総合的に評価することによって入学者を選抜している。

その他、社会人選考や留学生選考も実施している。専攻科においても、一定の専門性を有し、社会性や専門分野への関心、向学心等を総合的に評価して入学者を選抜している。

このように、本学の入学者受け入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また、高大接続の観点により、入学後に期待される学習成果と入学者受け入れの方針を対応させながら、入学前に一定の基礎学力を有するとともに適切な学生生活を送ることができる社会性を身につけているかについて、選抜方法の特性に応じた選考基準を設定し、合否を判定している。この多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正に入学者選抜を実施している。

授業料やその他の入学に必要な経費は、学生募集要項に明示している。入学試験・学生募集関係は学生支援課が事務局となり、アドミッション・オフィス担当を配置している(提出-1、p.57)。受験の問い合わせに対しては、学生支援課が懇切丁寧に対応している。広報についても学生支援課に企画推進係を置き、広報活動並びに学生支援組織に関する規程(備付-規程集42)に基づいて活動を展開している。広報活動の手段としてウェブサイトやマスメディア等を活用している。広報内容についても毎年検討を加え充実を図っている。

本学の入学者受け入れの方針は、オープンキャンパスや大学説明会等を通じて受験生や保護者、高等学校教員等にも本方針の意味と根拠を詳しく説明している。特に高等学校関係者には、毎年度本学独自の説明会を高知県内3会場で開催し、全体への詳細な説明と個別の具体的な質疑応答を行っている。そこで聴取された意見を参考に、学科・専攻会議、専攻科専攻会議、評議会や教授会(備付-121~123、130~132)で定期的に点検している。

生活科学学科

生活科学学科では、食の分野から健康で豊かな生活に貢献するための人材を入学者として求めることを入学者受け入れの方針として掲げ、学生募集要項(提出-9)等で表明している。また、オープンキャンパス(提出-4)や高等学校訪問を通して十分な説明を行っている。さらに、合格者登校日(備付-46)においても、残る高校生活を有効に過ごすために本学科の入学者受け入れの方針(備付-45)を示し、栄養士免許を取得する責任を自覚して入学の準備を整えるように指導している。

本学科の教育課程を実施する過程で、学習成果に揚げた「健康の保持・増進に貢献する」能力を獲得するためには、食・栄養に関わる専門的知識を適切に活用することが必要であ

る。そのため、入学前から「学習に取り組む謙虚な態度を有する」ことを求めている。次に「栄養と健康の情報を適切に発信する」能力を獲得するためには、「栄養に関する専門的職業人」となる必要がある。それゆえ、入学前から「キャリア形成に対する意識を持ち、コミュニケーション能力を有する」ことを求めている。また、「健康で豊かな生活の実現に向けた行動を起こす」能力を獲得するためには、地域や医療・福祉等の組織と連携・協力する必要がある。それゆえ、入学前から「将来への目的意識が高く、健康で豊かな生活を心がけ実践している」ことを求めている。さらに「自ら課題を立て、その課題の解決に取り組む」能力を獲得するためには、食生活や食習慣の改善に寄与することが必要である。そこで、入学前より「基礎的な学力と協調性を備え、たゆまぬ努力を継続でき、多様な人々と協働しながら、主体的に学ぶことができる」ことを求めている。このように、本学科の入学受け入れの方針は、将来、栄養士、栄養教諭として責務を果たす資質を持つことを意味しており、本学科の学習成果に対応している。同時に、本学科の入学受け入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価も示している。特に、入学前に有することが望まれる教科・科目の内容や知識・技能を明確に示している。

本学科の学習成果を獲得するためには、入学までに学ぶ科目全般の基礎学力や基礎技能が必要となる。このため、入学前の学習成果の把握・評価は、入学受け入れの方針に基づいた入学選抜制度（提出-9）によって実施している。全ての入学選抜制度において、提出書類と個人面接により評価・判定し、主に入学受け入れの方針に掲げた4点に関連する学習成果の状況を把握している。その上で、まずは指定校制の特別推薦選考において、面接及び提出書類の評価を通して、模範的な学校生活と社会性を有し、学力基準を満たし、食と栄養及び健康に強い関心を持ち、健康の保持・増進に貢献する意欲のある人を選抜している。また受験生自らが生活科学学科への適性を表明して面接が行われる自己推薦選考A・Bでは、自己推薦書や面接及び提出書類の評価を通して、自ら目標をもって主体的に学習に取り組み、食と栄養及び健康に強い関心を持ち、健康の保持・増進に貢献する意欲のある人を選抜している。さらに、公募制による推薦選考や試験選考Aで学習習慣や基礎学力を把握・評価するために国語、数学I・化学基礎・生物基礎・英語いずれかの科目による基礎学力検査や学力試験、面接及び提出書類の評価を通して、食と栄養及び健康に強い関心を持ち、健康の保持・増進に貢献する意欲のある人を選抜している。また、試験選考Bでは小論文、面接及び提出書類の評価を通して、食と栄養及び健康に強い関心を持ち、健康の保持・増進に貢献する意欲のある人を選抜している。このように、本学科の入学選抜の方法は、本学科の入学受け入れの方針に対応している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、本学科の学習成果に対応するよう入学受け入れの方針を示している。本学科の教育課程を実施する過程で、学習成果に示した「問題解決」の能力を獲得するためには「あらゆる教育科目に精一杯取り組む」ことが不可欠である。そこで、入学前には「全般的な基礎学力を有する」ことを求めている。次に「発達支援」の能力を獲得するためには「常に模範的な行動と態度を心がける」ことが必要である。それゆえ、入学前から「規律を守る」ことを求めている。また「環境構成」の能力を獲得するためには、健やかな成長を願う人間性ととも、さまざまな問題を幼児保育の観点から発見し克服する力を備えることが求められ、そのためには「絶対にあきらめない」取組が不可欠となる。

それゆえ、入学前から「大学生活を最優先に考えた基本的な生活習慣を確立する」意識を求めている。さらに「保育指導」の能力を獲得するためには、保育現場で「人々と協力しあひながら自分自身と仲間の成長を志す」ことが必要である。そこで、入学前より「多様な人々とのコミュニケーションを大切にすること」を求めている。このように、本学科の入学受け入れの方針は、将来幼稚園教諭や保育士、保育教諭として職責を果たす資質を持つことを意味しており、本学科の学習成果と対応している。以上の概要は学生募集要項（提出-9、p.29）等で示している。

また、本学科の入学受け入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価も示している。特に、入学前に有することが望まれる教科・科目の内容や知識・技能を明確に示している。この入学前の学習成果の把握・評価は、多様な入学選抜制度によって実施している。提出書類と個人面接による把握・評価は全ての選抜制度で実施している。いずれも入学受け入れの方針に示した「全般的な基礎学力」「規律を守る」「基本的な生活習慣」「コミュニケーションを大切にすること」に関する学習成果の状況を把握・評価することを基本としている。その上で、まず特別推薦選考においては幼児保育学を強く志し実践しようとする人物であることを推薦の条件とし、面接で意欲的かつ継続的な努力の可能性を評価している。次に受験生自らが幼児保育学科への適性を表明して面接を行う自己推薦選考A・Bでは、本学及び本学科の入学受け入れの方針の観点から自己推薦書や面接を通して、意欲や目標等を評価している。さらに、公募制による推薦選考では学習習慣の確立や表現基礎力を把握・評価するために国語の基礎学力検査、音楽実技試験を課し、入学前の学習成果を把握している。試験選考Aでは保育に必要な一定の学力と豊かな表現基礎力を評価するために国語の学力試験、音楽実技試験を、試験選考Bでは論理力や幼児保育への応用力を評価するために小論文を課し、入学前の学習成果を評価している。このように、本学科では各入学選抜制度における入学選抜の方針を示し、特に高大接続の観点から入学前の学習成果を把握・評価することによって受験生の入学後の学習成果到達の可能性を多角的に予測し、公正かつ適正に選抜している。受験に関する問い合わせに当たっては、学生支援課を中心に、本学科の詳細な内容については専任教員も対応している。

以上の入学受け入れの方針については、毎年度学科・専攻会議で点検している（備付-125「幼児保育学科」）。特に高等学校関係者へ説明を行った際には、具体的な質疑応答を行うことが多い。そこで聴取された意見も参考に点検を行っている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻の入学受け入れの方針は、本専攻の学習成果と三つの方針との一体性を示すポリシー・マップ（備付-20）に基づいて実施しており、学習成果に対応している。この方針は、学生募集要項（提出-9、p.28～31）等で明確に示している。

入学受け入れの方針には、求める人物像及び教科・科目の内容、知識・技能など入学前の学習成果・評価を明確に示している。入学選抜の方法は、入学受け入れの方針に対応する入学選抜制度で実施しており、全ての選抜制度で提出書類の確認と個人面接を実施し、臨床検査への関心・意欲・態度を有していることを評価している。特別推薦選考では、明確な目標を持った模範的な人物であることを推薦の条件とし、計画的、継続的に学ぶ意欲を評価している。また自己推薦選考A・Bでは、受験生自らが本専攻への適性を表明し、持続的な強い意志力と意欲を有していることを評価している。さらに、推薦選考では、

英語・化学基礎・生物基礎・数学Ⅰの基礎学力検査（一科目選択）を課し、学習習慣が確立し科学的な思考力・判断力を有していることを評価している。試験選考Aでは、英語（必須）と化学基礎・生物基礎・数学Ⅰ（一科目選択）の学力検査を課し臨床検査を学ぶための学力を有していることを評価している。試験選考Bでは小論文を課し、臨床検査を学ぶための論理力・思考力・判断力を有していることを評価している。

高大接続の観点により、基礎学力と医療及び臨床検査への関心を持ち、かつ継続的に学ぶ意欲をもった人物であるかを判定するために、入学試験毎に選考基準を設定し、公正かつ適正な選抜を実施している。また、平成29年度も、本専攻の方針を受験対象者に周知する取組の一環として高校生を対象とした体験実習「臨床検査をのぞいてみよう！」（備付-125）を開催し、22名が参加した。その結果、意欲のある参加者が本学を受験し入学することにつながっている。また、日本臨床衛生検査技師会中四国支部医学検査学会において企画された「中高生のための職業紹介」に参加し、多数の高校生に臨床検査の職業体験と学校紹介を行うなど、高大接続に努めている（備付-125「医療検査専攻」）。

受験の問い合わせに対しては、学生支援課を中心に、必要に応じて本専攻の教員が対応している。本専攻の入学者受け入れの方針は、毎年度高知県内3会場で開催している本学説明会で、本専攻の教員が高等学校関係者への説明と個別の質疑応答を行っている。そこで聴取された意見を参考に、学科・専攻会議で定期的に点検している。

医療衛生学科 歯科衛生専攻

医療衛生学科 歯科衛生専攻では、本学の基本理念と卒業認定・学位授与の方針及び教育目的に即した学生を受け入れる。入学者受け入れの方針としては、高い目的意識を持ち、相手の気持ちを理解できる人間性豊かな人を求めている。具体的には、倫理観を持ち相手の立場に立って考え気持ちを共有することができる態度は協働と連携すなわちコミュニケーション力と表現力と対応し、専門職として学ぶ意欲は自己研鑽につながり、これらは社会的・職業的自立に必要な社会的基礎的・汎用的能力であり、入学者受け入れの方針は本専攻の定めた学習成果に対応している。入学者受け入れの方針は学生募集要項（提出-9）等で明示している。オープンキャンパスや大学説明会等を通じて、受験生や保護者、高等学校教員等にも本方針の意味と根拠を詳しく説明している。また、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、総合的に評価し公正かつ適正に実施している。入学者受け入れの方針は、高等学校関係者に対しても、会場を設けて説明し、その後に意見を聴取し学科・専攻会議（備付-125「歯科衛生専攻」）で定期的に点検している。

看護学科

看護学科では、学習成果に対応し、卒業認定・学位授与の方針を達成するために、入学者受け入れの方針を掲げている。本学科の教育課程は、人間を対象として心身の健康の視点から生活を支えるという職責を果たすために必要な内容である。そのため、人や社会に広く関心を持ち、国語力をもとに専門書を読み込む力、他者の意見を理解できる力、自分の意見を伝える力、また人の心身の状態を理解するための科学的な思考力等が求められる。そして、他者と協働しながら取り組むためには、多様な人々とのコミュニケーション力も必要となる。変化の激しい医療の中で、その職責を果たすためには、社会の一員である自覚を持ち、積極的に自己研鑽でき自分を高めていく人物が求められる。このように、本学科の入学者受け入れの方針に示される入学者像は、看護専門職者として職責を果たす資質

を持つことを意味しており、学習成果とも対応している。この方針は、学生募集要項（提出-9）等で公表している。

入学前の学習成果の把握・評価は、入学者選抜制度によって実施している。入学者選抜制度は多様な方法があるが、本学科は全ての入学者選抜制度において調査書や個人面接を実施し、入学前の基礎学力の確認や看護への志向性、入学前の課外活動や社会貢献の状況等から入学者の受け入れの方針に示される人物像であるかどうかの把握・評価を行い確認している。高等学校長推薦による指定校制の特別推薦選考では、看護学科を強く志し本学科の教育課程に対応できる基礎学力を有している人物であることを推薦の条件としている。また、自己推薦選考A・Bでは、受験生自らが自己の適性或能力を表明し作成する自己推薦書で、本学科の入学者受け入れの方針の観点から評価している。さらに公募制による推薦選考や試験選考A・Bでは、基礎学力や小論文を組み合わせながら、入学前の学習成果を把握・評価している。このように、本学科の入学者選抜の方法は、それぞれ入学前の学習成果の把握・評価を示しており、入学者受け入れの方針に対応しているといえる。

本学科の方針は、大学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等を通じて受験生や保護者、高等学校関係者にも説明している。そこで聴取された意見を参考に、学科・専攻科会議で定期的に見直しを行っている（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、本専攻の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している（提出-1、p.21、提出-3、p.17、提出-4）。また、学生募集要項にも記載されているため（提出-9、p.31）、本専攻への入学前に学習成果の把握・評価と入学前に備えるべき能力を明確に把握することができる。本専攻では、学習成果である四つの能力を習得するため、以下の人を求めている。まず、高度な専門的知識と技術の習得のため「臨床検査学の基礎的な知識や技術を有し、さらに高度な知識・技術を学びたい人」を求めている。また、生命科学・保健医療分野の進歩やそれに対する社会の状況を把握し、問題点・課題を抽出し、解析・考察できるように「論理的な思考力を備えた人」を受け入れるようにしている。さらに、倫理的配慮を行いながら研究課題や演習の遂行ができるように「明確な目的意識を持ち意欲と主体性を持って努力を継続できる人」を求めている。そして、コミュニケーション能力を培いより良い人間関係を構築できるように「他の人と協調し社会や医療の対象者に貢献する意欲のある人」が望まれる。そのため、入学するまでに「臨床検査技師学校養成所指定規則」別表に掲げられた教育内容の理解を前提として、化学、生物学、物理学等の生命科学分野の理解力、英語文献読破のための外国語の能力、生命倫理に関する分野で倫理的配慮ができる判断力や応用力を備えた人物が求められる。この方針に基づき、入学者選抜制度では書類選考と面接で総合的に判定している。受験に関する問い合わせ等に対しても適切に対応している。入学者受け入れの方針については、医療検査専攻と応用生命科学専攻の連携を通して適宜点検している（備付-125「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、卒業認定・学位授与の方針を達成するために、本専攻の学習成果を獲得するため、入学者受け入れの方針を定めている。この方針は、学生募集要項（提出-9、p.28～31）をはじめ、履修要項（シラバス含む）（提出-10）や高知学園短期大学要覧（提出-1、p.12～22）、大学案内（提出-3、p.12～17）、ウェブサイト（提出-4、「入

学者受け入れの方針)等)等で示している。本専攻が学習成果に掲げている「個や集団を統合的に理解し、健康課題を明確にできる」や「対象者自身が生活習慣の改善に向けて取り組むための援助ができる」、「状況にふさわしい方法でリーダーシップが発揮できる」、「健康課題の対処する力を育成するための自主活動を理解できる」、「地域の中のケアシステムを理解できる」ことを習得していくためには、「看護学の基礎的な知識と技術を持ち、地域で生活する人々や地域全体の健康に関心を持っている人」が必要である。また、「収集したデータについて論理的に解釈できる」や「研究結果を他者に理解できるよう表現し、伝えることができる」ようになるために、「論理的な思考力を備え、人々の健康や看護に関する課題について探求する意欲のある人」を求めている。さらに学習成果獲得のための基盤としては「人々と協力しながら主体的に学び続ける意欲のある人」であることが不可欠となる。このように、入学者受け入れの方針は、本専攻の掲げる学習成果に対応している。

入学者の入学前の学習成果の把握・評価について、本専攻は2種類の入学者選抜制度を実施している。まず、特別入試では看護学の基礎的な知識と技術の獲得については提出書類で選考し、面接では論理的な思考力や地域全体の健康への関心度、主体的に学び続ける意欲等を把握して評価し、入学者を選抜している。次に、一般入試では看護学の基礎的な知識を学力試験や提出書類で査定し、面接や小論文試験によって地域で生活する人々や地域全体の健康課題への関心の高さ、論理的思考力、表現力を把握して評価して選抜している。このように、入学者選抜制度ごとに選考基準を設定し、公正かつ適切に実施している。

またオープンキャンパスでは、本専攻の特徴や取得できる資格、将来のキャリアアップの可能性の広がり等について説明をし、本学以外からの志願者に広報活動を行っている。本専攻の受験に対する問い合わせに対しては学生支援課と本専攻の教員が連携して必要な情報を提供するなど、丁寧な対応を行っている。そこで確認された意見等を参考にしたり、入学してきた学生等の状況を確認したりしながら、専攻科専攻会議等で入学者受け入れの方針が現状に即しているのかを点検している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

高知学園短期大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性における知識や技能」を身につける専門的能力として「必要な知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」こと(以下「知識・技能」と表記)、「キャリア形成基礎力」を身につける汎用的能力として「倫理的な観点から最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」こと(以下「適切な判断」と表記)、また「専門的知識と技能を活用する実践力」を身につけるための汎用的能力として「考え抜き、自ら行動する」こと(以下「自ら行動する」と表記)、さらに「多様な人々と協働し学び続ける」ために身につける総合的能力として「相互に理解

し尊重し合いながら自分の役割を果たす」こと（以下「役割を果たす」と表記）を示している（提出-2、p.9）。専門的能力は専門的職業人に共通する必要事項である。汎用的能力も専門的職業人として不可欠な態度や行動等の内容である。また総合的能力は、専門的能力と汎用的能力の両面を備える能力であり、いずれも具体性が高い。

これらの学習成果の獲得について、各種の免許や資格、国家試験受験資格に必要な知識や技能を軸に、平和と友愛へ貢献するために正しく活用しようとする意欲や態度に関する人間性等が挙げられ、各学科・各専攻で具体的に示している（提出-2）。最終的に、学習成果の獲得を証明するものとして免許や資格等の取得が挙げられ、各学科・各専攻では免許・資格取得に必要な科目を中心に教育課程を編成している。そこで習得すべき概要をシラバス（提出-10）に明示している点からも具体性がある。教育課程の各教育科目で求められる到達目標と評価方法をシラバスに明示し、学習成果は達成可能なものとなっている。各教育科目では半期あるいは通年にわたる各回の実施計画と評価方法についてもシラバスで明示していることから、一定期間内で獲得可能なものとなっている。

学習成果の測定について、「知識・技能」の専門的能力、及び「適切な判断」の汎用的能力に関する学習成果は教育課程の履修を中心に実施している。履修すべき科目と単位数は、短期大学設置基準第5条及び各種資格取得に関する法令等の規程に適用のものである。また、具体的な到達目標や測定方法と基準等についてはシラバス（提出-10）に示している。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、定期試験、レポート、授業への取組状況、学外実習先からの評価、さらには社会活動への取組状況等、多様な点を総合して評価している。さらに、一般財団法人短期大学基準協会調査研究委員会による「短期大学生に関する調査」の本学に関する研究結果（備付-31）を通して学習成果獲得に関わる分析も行っている。また「自ら行動する」の汎用的能力や「役割を果たす」の総合的能力に関する学習成果については、教育課程の履修と学生対象の調査に加え、学生生活や社会活動における取組状況、ポートフォリオや面談等、各学科・各専攻で質的データを中心に測定している。一部の授業や学外実習等では量的データで測定する仕組みも持っている。

なお、授業への出席は全て行うことを前提に、欠席した場合はその分の補講を受けて学則に定めた学習時間を確保するよう、学生生活と履修の手引きに明記して指導している。その上で試験規程（備付-規程集43）第3条に基づいて成績評価を行っている。不合格者に対しては再試験を行うが、再試験までに事前に課題提出や補習で学習するよう指導している。それでも不合格の場合は次年度も学則に基づいて履修することとなる。

以上のことから、本学の学習成果は測定可能なシステムとなっている。学習成果の測定に関しては、学則（提出-5）第22条～第24条や教育基本方針（備付-規程集2）に基づいて高知学園短期大学・学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）を掲げ、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.114～116）に示している。

生活科学学科

生活科学学科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる「専門的知識と社会性」を身に付ける能力として「食・栄養に関わる専門的知識を適切に活用する」こと、及び「コミュニケーション能力と情報発信力」を身に付ける能力として「栄養に関する専門的職業人となる」こと、「連携・協働による実践力」を身に付ける能力として「地域や医療・福祉等の組織と連携・協力する」こと、さらに「課題解決力」を身に付ける能力として「食生

活や食習慣の改善に寄与する」ことを挙げている。これらは栄養士、栄養教諭として必要な能力であり、基本的専門知識と技術、社会性の獲得が可能である点で具体性がある。

以上の学習成果は、食と栄養から健康を保持・増進することで、世界の平和と友愛に貢献できる社会人となるために必要な能力として学生生活と履修の手引き（提出-2）に示している。各教育科目で習得すべき到達目標や科目の概要等をシラバス（提出-10）に明示しており、一定期間に獲得可能なものとしている。また、栄養士免許証取得率、栄養士実力認定試験におけるA判定の割合により、学習成果は量的、質的に測定可能である。

幼児保育学科

幼児保育学科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針の「専門的知識及び基本的技能」を身につける専門的能力として「問題解決」を、及び「人命を預かる責任感」を身につける汎用的能力として「発達支援」を、「子どもの健やかな成長を願う豊かな人間性」を身につけるための「環境構成」を、さらに「子どもの教育・保育に基づいた考えをまとめ、表現し、行動する」ために身につける総合的能力として「保育指導」を示している。専門的能力は幼稚園教諭や保育士として必要な内容であること、汎用的能力は社会人及び地域の人材として不可欠な技能や態度、志向性等の内容であることから、いずれも具体性は高い。また総合的能力は、両能力の均衡状態を多面的に査定する能力として具体性がある。

学習成果の獲得を支援するため、「問題解決」が関わる専門的能力は教育職員免許法施行規則や児童福祉法施行規則に基づいて教育課程を編成し、各教育科目の概要と具体的な到達目標、及びその達成に必要な授業計画、さらには授業時間外に必要な学習等をシラバスで明示している（提出-10「幼児保育学科」）。「発達支援」や「環境構成」が関わる汎用的能力については、平素の取組状況や社会活動等への取組を推進するとともに、学外実習終了後の個人面談（備付-71）やポートフォリオ（備付-35）への記述を通じた自身の成長の振り返りと内省化、及び課題発見と自己成長を目指した目標の具体化に取り組んでいる。「保育指導」が関わる総合的能力では、専門的能力と汎用的能力を総合して振り返りながら実践する機会の提供と自尊感情の育成に取り組むことで、特に学外実習で指導計画を立案し実践する能力を育成するよう支援している。いずれも年間計画に基づいて実施しており、学生自身が受講を通して求められる学習成果は獲得可能である。また、本学科の教育課程は幼児保育学科カリキュラム・マップ（提出-2、p.39）に基づき、学習成果を獲得するための評価基準を定めて半期あるいは通年にわたる教育科目を開講している。さらに、長期間継続して受講することが学習成果の獲得に有益と予測される教育科目については、必修科目に加えて選択科目としても開講するなど、2年間の教育課程で学習成果を獲得できるよう計画している。この点からも、本学科の学習成果は一定期間内で獲得可能である。

本学科は、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック（備付-34）に基づいて各教育科目の評価基準と測定方法をシラバスで明示するとともに、幼児保育学科・学習成果査定の方針（提出-3、p.114～115）に照らして教育課程の学習成果を評価している。学生も、授業アンケートを通して授業の意義を測定し、その成果を報告している。なお、学外実習についても、実習先である幼稚園・保育所・施設からの評定に基づいて最終的な評価を行っている。つまり、本学科の学習成果には実習先が測定した評価も含まれている。また、本学科では定期的に個人面談の実施やポートフォリオの作成と提出を求め、その内容に基づいて汎用的能力を中心に学習成果の測定を行っている。さらに、本学卒業生として

の誇りを抱き、平和と友愛に貢献する責任感を確かなものとする節目として幼稚園教諭免許状授与式を開催している(備付-5)。この式典に臨む姿勢と態度は学習成果達成を示すものでもある。以上に加え、本学科では卒業生を対象に学習成果に関する調査や意見聴取を実施し、分析結果を教育活動へ反映するよう取り組んでいる(備付-42~43)。このように、本学科の学習成果は、教員側や学生側、実習先や卒業生からも測定することができ、PDCAサイクルに基づいて測定可能なシステムとなっている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、臨床検査の専門的職業人として現代医療に貢献できる人材を育成するため、学習成果を示している。まず、専門的能力である「臨床検査の知識と技術を身に付け、臨床検査データを分析できる能力」は、本専攻の教育課程編成・実施の方針の下に置かれた授業科目を体系的に履修することにより3年間でその能力を獲得することが可能である。各教員はシラバスに示した学習の目的と目標に照らして学則に基づく成績評価を行っている。卒業時には修得単位を基準に学習成果を具体的に把握している。また、汎用的能力である「医療従事者としての倫理観を培い、多様な人々と協働できる」は、基礎分野の生命倫理学、キャリア形成セミナー、その他の教養科目の履修状況、専門分野の実習・演習における取組態度の観察、さらに臨地実習における医療従事者とのコミュニケーションを臨地実習評価表で測定できている。その他、1、2年次の病院見学実習、在学生オリエンテーション、宣誓式、臨地実習報告会等の行事を通して汎用的能力を習得する機会を設け、これらの一部はアンケート等で達成度を測定している(備付-133)。

本専攻における教育課程は、教育目的に基づき臨床検査技師国家試験受験資格の取得に必要な科目を中心に編成している。この教育課程は本専攻の卒業認定・学位授与の方針に適うものであり、その学習成果は臨床現場で求められる基本的知識、技術、社会性の獲得も可能であることから実際の価値がある。本専攻の教育目標である臨床検査技師に必要な知識と技術の学習成果については臨床検査技師国家試験合格状況に反映される(提出-2、p.48~49)。また、臨床検査技師に必要な社会性やコミュニケーション能力は日常的な教員の評価と臨地実習指導者の評価によって測定できる(備付-125「医療検査専攻」)。さらに本専攻では、健康食品管理士、バイオ技術者認定、赤十字救急法救急員の受験資格も取得でき、これらの合格状況により間接的に測定が可能である(提出-1、p.48~49)。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻の学習成果は、歯科衛生士として必要な知識・技術・態度の習得であり、これらは就職及び国家試験の結果から学習成果の達成状況を査定する。学習成果を達成するために入学時のオリエンテーションで学習成果を学生生活と履修の手引き(提出-2、p.49)カリキュラムツリー(提出-2、p.56)で具体的に基礎分野・専門基礎分野・専門分野・選択必修分野3年間の教育課程の内容を説明している。

学習成果は定期試験については量的データで測定し、学内実習ではレポートや実技判定、グループワークの結果、テストでは困難な「思考・判断」や「関心・意欲・態度」「技術」の評価にはルーブリック評価を取り入れ、学習成果の確認を行っている。また、学外の実習は実習先に評価法の記載方法について量的データで測定している。併せて実習終了後の学生の実習日誌等で、その成果は明確に査定している。また、教育課程の学習成果はシラバス(提出-10)に評価基準が示され、その基準に基づいて学生の評価を行っている。

看護学科

看護学科の学習成果は、大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告書(文部科学省)が示す看護実践を構成する五つの能力群の内容と関連しており、看護専門職者として求められる実践内容であり具体性がある。本学科の教育目的で示す通り、専門的知識・技術を教授し、科学的・論理的思考を養い、かつ演習や実習を通じて実践能力を身につけることは「根拠に基づく看護判断」「対象に応じた安全な看護実践」「看護の評価・修正」に関する学習成果が当たる。また、豊かな人間性・創造性・主体性をもち、人々と協働しながら根拠に基づいた看護実践能力を有する看護専門職者となるために「援助関係の構築と価値観を尊重した看護」「学習と体験の学びの統合」「自己の客観視と適切な自己表現」「適切な報告・連絡・相談」「協働の自覚と役割の実践」「社会への関心と主体的・積極的学修」に関する学習成果の獲得を目指している。これらを実現することで学習成果の「看護の責任とやりがいの認識」の実現につながると考え、学習成果は教育目的に基づいて示されている。この学習成果の獲得のために、本学科の教育課程は、保健師助産師看護師養成学校指定規則、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に準拠し3年間で到達できるよう編成しており、一定期間で獲得が可能である。

学習成果の達成度は、シラバスへ評価方法として明記し評価を行っている。授業ではリフレクションシート等より学生の理解度や疑問を把握し、学生が学習成果を獲得するための授業の工夫につなげている。試験、レポート等の多様な方法でも、知識、技術、態度の視点から客観的な評価基準に従い評価しており、学習成果の測定は可能である。

汎用的能力の測定に関しては、専門的知識・技術を学内で学んだ後に経験する臨地実習での評価が該当する。臨地実習は、対象者の疾病の理解とともに対象者の発達段階に応じた身体的・心理的・社会的状態を理解し統合させていく基礎的知識を基にしながら個別的人間としての理解を深め、さらにその人固有の課題に対して根拠に基づいた必要な看護を提供すること、対象となる人と援助的関係を形成すること、人々との協働を学ぶ過程であり、まさに汎用的能力が求められる教育課程である。すなわち、臨地実習における成績評価とは、専門的知識・技術だけでなく、汎用的能力の測定を含むものとなっている。さらに、汎用的能力が関連する自己・他者の理解を深めた上で他者と協力して乗り越えていく力や、日常生活の中での規範やルールに従いながら責任のある行動がとれる倫理観等については、授業でのグループワークの状況や学内行事での取組状況、日常生活の様子等を通し、どの程度育成されているかを測定・評価している。また、これらの評価は信頼性の確保のために看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集「臨地実習における学生の情報共有について」(備付-規程集151)に従い、学科・専攻科会議にて情報共有し、報告書にまとめている(備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」)。さらに国家試験対策では、ポートフォリオを活用し、学生が個々に目標を設定し、意欲や行動を客観的に振り返り、達成度を自己評価した。間接的には、学習成果の査定の一つとして、看護師国家試験の合格状況も含まれる。

専攻科応用生命科学専攻(参考)

専攻科応用生命科学専攻の学習成果は、教育課程編成・実施の方針や卒業認定・学位授与の方針、入学者受入れの方針の三つの方針を反映し、「専門的知識と技術」、「情報収集力・問題解決能力」、「倫理的配慮」、「コミュニケーション能力」を挙げており、具体性がある。

本専攻では、これらの学習成果の獲得に有効な授業科目を設定し、その単位取得により学習成果の獲得ができる教育課程を編成しているため、1年間で一定の学習成果の獲得が可能である。また、学習成果は質的・量的データにより測定可能なシステムを構築している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる「対象と関係を築き、行動変容に導くことのできる豊かな人間性」を身につけるために、教育課程を通して習得する専門的能力として「主体的な生活習慣改善への援助ができる」ことを学習成果として掲げている。また、「他者と連携・協働して問題を解決するための企画力や調整力」を習得するために、専門的能力として「地域の健康課題が診断できる」「自主活動活性化への支援ができる」「地域の中のケアシステムの活用ができる」ことを学習成果として掲げている。さらに、「論理的思考力を高め、看護の質の向上に貢献する」ために、修了研究を通して「データの洗練化と新たな知見を導き出すことができる」ことを学習成果としている。以上の学習成果は、公衆衛生看護の知識や技術の習得に関する内容及び看護の研究論文の作成に関する内容であり、保健師や学士（看護学）に求められる内容に基づく、具体性は高い。

学習成果の中で、公衆衛生看護学の専門的能力は、文部科学省の定める「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づいて教育課程を編成している。各教育科目の目的や到達目標等についても履修要項（シラバス含む）（提出-10）に明示し、学生に周知している。シラバスの内容は学生の傾向や学習の進捗を検討し、毎年、見直しを行っている。

学生の学習成果に対する到達度は、履修要項（シラバス含む）（提出-10）に評価方法を明示して学生と教員がともに確認ができる体制を整えた上で、評価している。またレスポンスカードやリフレクションシートを活用して学生の理解度を把握し、次の授業に結果を反映していくことで、学生が学習成果を獲得できるよう改善している。また、修了研究ではルーブリックに基づいた成績評価に取り組んでおり、論文の審査だけでなく、評価項目の中に研究の過程や研究に向かう態度、プレゼンテーションによる評価も含めて、総合的に学習成果の達成状況を査定している。また、汎用的能力に関しては公衆衛生看護学実習の日記やレポート、実習先での態度や指導者からの評価から他者との関係の築き方や課題への対応、公衆衛生看護学の学びの統合と論理的思考等の視点で学習成果を査定している。加えて、実習の事後には自己の成長を振り返るシートを記入することにより、自己の成長や今後の課題の発見に取り組んでいる。さらに、国家試験対策ではポートフォリオを導入し、入学当初に学生が個々の目標を設定して修了時にはその目標の達成度を評価できるようにしている。最終的には、保健師国家試験の合格状況も学習成果の査定の参考にしている。本専攻に入学した学生は、全員が保健師免許及び学士（看護学）の学位の取得につながっていることから、本専攻の学習成果は一定期間で獲得が可能である。

また、平成 29 年度は、学科・専攻科会議（備付-125）にて学習成果査定の方針の見直しを行い、汎用的技能や倫理観等の学士力の獲得状況や考え抜く力の獲得状況などを追加し、査定する内容について具体性を持たせた。また、汎用的能力については学生が自己評価し、自身で成長が確認できるようポートフォリオの作成について検討した。本専攻の学習成果は、定期試験やレポート、論文、ルーブリック、実習先からの評価等による量的データ、グループワークへの貢献度や授業への取り組み、ポートフォリオ、面談での状況、学外活動や社会活動等での取組等の質的データで測定しており、測定は可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

高知学園短期大学における学習成果の測定としては、各学科・各専攻の専門性に基づいたデータが中心となっている。具体的には、直接的な評価として試験やレポート、授業への取組等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標は、高知学園短期大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程(備付-規程集47)に基づいてGPAによる評価を導入している。また、単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータは、学科・専攻会議や専攻科専攻会議の点検を経て、評議会で審議するとともに、教授会で判定を行っている(備付-121~123、130~132)。学生の中にはニュース時事能力検定試験を受験する者もいる(備付-65)。その結果を参考に「適切な判断」に関する学習成果を測定するよう活用している。また、国家試験の合格率(提出-1、p.52)に基づいて、当該学科・専攻の教育指導体制を点検することに活用している。学科によっては、学生対象のポートフォリオを活用して、専門的能力や汎用的能力の獲得の自覚についても把握するなど、学生指導の体制を構築している。間接的な評価としては、学生による授業アンケートも挙げられる。授業アンケートは成績評価とは独立して、学生自身がどのように認識しどのような価値観を抱いたかなど、授業を通じた経験や関与を評価する上で意義がある。本学キャリアセンターにおいても、キャリアデザイン・ノート、キャリアビジョン・ノート、キャリアチャレンジ・ノート(備付-32)を活用している。

学生による回答から測定する仕組みとしては、短期大学生に関する調査研究(備付-31)の結果も活用している。特に、本学の学習成果に関連性が深い「知識・能力の変化」の項目の結果を分析して教育活動や学生指導の改善へ活用している。卒業後の学習成果に関しては全学科で進路先の雇用者に卒業生の取組状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用している。学科によっては同窓生への調査も実施して活用している。

なお、本学で組織的なインターンシップの取組は行っていないが、インターンシップに類似する取組として学外実習の評価も学習成果を分析する上で活用している。その他、留学や大学編入学があれば、本人及び受け入れ先から状況を聴取することで、学習成果の獲得を分析している。また、在籍率や卒業率、就職率は、学習成果を獲得したことを証明するものであることから、毎年度就職委員会等で点検するとともに、特に休退学者の状況については評議会・教授会で学習成果獲得の指標として把握し分析している。

以上の学習成果に関するデータは、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて高知学園短期大学要覧(提出-1、p.23)やウェブサイト(提出-4「事業報告」)で公表している。ま

た、学習成果を分析した概要については高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-28、p.96～103）で公表している。学習成果の評価は、FD委員会を中心に各種委員会や学科・専攻会議、専攻科専攻会議で点検し、最終的には評議会・教授会で共有している。

生活科学学科

学習成果の測定は、①定期試験や課題、実験・実習におけるレポート、小テスト等、各科目でその特性に応じた成績評価、②栄養士免許・栄養教諭二種免許状等の取得状況、③2年次の12月に実施される一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験による全国における評価（備付-33）、④栄養士免許証、栄養教諭二種免許状等の資格を活かした進路決定状況（備付-50）により行っている。卒業生は、本学科で取得した資格をベースにした職業に従事し社会で活躍していることから、実質的な成果が得られている。平成29年度の栄養士免許証取得率は100パーセント、就職率は100パーセントであり、栄養士希望者は全員栄養士の職に就いている。栄養士免許証取得率（備付-30、26）、栄養士実力認定試験におけるA判定の割合（備付資料-33）、栄養士としての就職率等により、学習成果を量的、質的データに基づき評価している。

幼児保育学科

幼児保育学科における学習成果の測定としては、直接的な評価として試験やレポート、授業への取組等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標としてGPAによる評価を実施している。単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータは、学科・専攻会議で点検している（備付-125「幼児保育学科」）。また、本学科では学生対象のポートフォリオを活用して、専門的能力や汎用的能力の獲得の自覚についても把握するなど、学生指導の体制を構築している（備付-35）。さらに、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリックも活用して、学習成果の獲得状況を分析している。学生による自己評価としては、短期大学生に関する調査研究（備付-31）の結果も活用している。卒業後の学習成果に関しても、主に幼稚園や保育所から卒業生の取組状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用している（備付-39）。また、同窓生への調査や意見聴取も実施し、教育活動や学生指導の改善へ活用している（備付-42～43）。インターシップに類似する取組として教育実習・保育実習の評価も学習成果を分析する上で活用している。その他、留学や大学編入学があれば、本人及び受け入れ先から状況を聴取することもある。在籍率や卒業率、就職率についても学科・専攻会議で共有し、学習成果の獲得状況として分析している。一方、休退学者の状況についても学科・専攻会議で共有し、多角的に改善策を検討している。

以上の学習成果に関するデータについては、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.23、p.45～47）やウェブサイト（提出-4「事業報告」）で公表している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、学習成果の測定は、試験、レポート、授業への取組等で行っており、各科目に示した到達目標の状況によって測定している。その成績評価指標として平成29年度入学生からGPAによる評価を導入している（備付-51；備付-規程集90）。また、単位、学位、資格の取得状況については学科・専攻会議で点検している（備付-125「医療検査専攻」）。また、臨床検査技師国家試験の合格率及び国家試験科目の正解率は、本専攻の教育指導体制を点検するデータとして活用している。学生による授業アンケート

(備付-53～55)は授業内容、授業方法、学生自身の取組から学習成果を授業科目ごとに量的及び質的に測定している。また、短期大学生に関する調査研究の結果(備付-31)は、学生生活全般を量的に測定しており、集約的な分析ができています。卒業後の学習成果に関しては、臨地実習施設を訪問した際や臨床検査技師会等の職能団体との交流活動などで進路先の雇用者に卒業生の取組状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用している。インターンシップに類似する臨地実習は、臨床現場の指導者に臨地実習評価表にコメントを含めて記載してもらい学習成果を分析する上で活用している。その他、他大学への編入学があれば、本人及び受け入れ先から状況を聴取することで、学習成果の獲得状況を分析している。また、在籍率や卒業率、就職率、進学率は、学習成果獲得の指標として学科・専攻会議、就職委員会等で点検するとともに、評議会・教授会で分析している。

以上の学習成果に関するデータについては、高知学園短期大学要覧(提出-1、p.48～49)やウェブサイト(提出-4「事業報告」)で公表している。

医療衛生学科 歯科衛生専攻

学習成果の獲得状況を測定するGPAを導入し、単位取得率、学位取得率に関わるデータ及び歯科衛生士国家試験の合格率と合わせ、学科・専攻会議(備付-125「歯科衛生専攻」)で点検している。インターンシップに類似する取組である学外実習(幼稚園、保育所、小学校、中学校)として歯科口腔健康指導も実習評価を基に学科・専攻会議で点検している。

看護学科

看護学科では、試験やレポート、授業への取り組み状況などで学習成果の獲得状況を測定している。成績評価についてはGPAによる評価を導入している。単位取得率、看護師国家資格取得率からも学習成果の達成状況を評価している。汎用的能力を磨く絶好の機会である臨地実習に関しては、8看護領域が各々ルーブリックなどの評価表を用いた評価を行うだけでなく、3年間を通じて継続的に評価できるようポートフォリオを活用した内容の検討を始め(備付-規程集151)、次年度には実施できるよう学科・専攻科会議にて議論を繰り返しその査定の信憑性を高めるよう努めている(備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」)。現在、同窓生への調査として「生涯学習」や「ようこそ先輩」等の行事を利用し、来学した全ての卒業生に在学時の学習成果の獲得の程度や、就職後の成長の程度を自己評価できる仕組みを検討している。

学習成果に関するデータとして、就職率・就職先は高知学園短期大学要覧(提出-1)に、短期大学士(看護学)の学位授与数(率)、看護師国家試験受験資格取得者数、養護教諭に主免許状取得者数などはウェブサイト(提出-4「事業報告」)にて公表している。

専攻科 応用生命科学専攻(参考)

学習成果に掲げる専門的能力(高度な臨床検査学の専門的知識と技術)の獲得には、本専攻の全ての科目が関連し、その査定はゼミ形式の授業での発表や提出されたレポート、定期試験等で体系的に行われ、各授業担当者の提出成績により判定される。また、汎用的能力(問題解決能力・倫理的配慮・コミュニケーション能力)については、「移植医療」、「遺伝子解析学演習」、「医学検査セミナー」等の科目で主に評価でき、その査定は授業での発表、提出レポート、定期試験等で体系的に測定している。さらに、汎用的能力は学習総まとめ科目の「修了研究」からも測定可能である。研究に臨む姿勢や達成度、年2度の学内発表会や提出された修了論文に対する教員の評価と、履修計画書、成果の要旨を大学

改革支援・学位授与機構に提出し、審査を受けることで評価・担保されている。特に修了研究の成績評価については、本専攻の評価の観点と基準のルーブリックにより明確に評価する手法を定めている（提出-10）。また、以上のような学習成果査定の方針は、三つの方針の一貫性を確保するため学習成果査定の方針として本専攻の履修要項（シラバス含む）に明示している。さらに、過去5年間の修了生に対するアンケート（備付-44）からも学習成果の測定を行うなど、様々な方法を用いてその獲得状況を量的・質的に測定している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、学習成果の獲得状況を試験やレポート、課題による成果物、作成された論文、授業への取り組み状況などで到達目標の達成状況を測定している。学習成果の達成状況については、GPAの分布状況や経年的な変化、単位の修得状況、学士（看護学）の学位の取得率により評価している。また、修了研究においてはルーブリック評価を用いて、学習成果の達成状況を量的に評価できる体制を構築している。さらに、卒業認定・学位授与の方針に示す「他者と連携協働しながら組織的に課題を解決するための企画力や調整力」を獲得するために、学習成果の「集団の中の自分の位置を理解し、状況にふさわしい方法でリーダーシップを発揮できる」では、グループ学習におけるグループ内での発言や役割分担等の状況、積極性、他者への関わり等、グループへの貢献度も机間指導を通して観察し、質的に評価している。そして、国家試験対策ではポートフォリオを活用して、学生の専門的能力や汎用的能力の獲得状況について、学生自身の認識について把握することや、学生自身が成長を確認できるような取り組みを行っている。また、保健師国家試験は、経年的な全国や他大学の合格率の状況をみながら本専攻の学生の状況を量的に評価し、学科・専攻科会議（備付-125）にて教員間の共通認識を図りながら今後の方針について検討している。修了生に対しては、看護学科と連携して生涯学習や「ようこそ先輩」を通して卒業後の現状及び修了生の状況等を把握している。さらに、卒業後も転職等の今後の進路に関する相談の受け入れや再就職への支援、来学した修了生への対応を行い、修了後の学生の職場への適応や求められる能力について確認している。公衆衛生看護学概論におけるフィールドワークの取組や公衆衛生保健指導論・障害者（児）保健におけるIPE教育の成果についても分析し、学習成果の獲得状況について検討している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

高知学園短期大学は各学科・各専攻の専門性が明確であることから、学外実習先が卒業生の就職先になることも多い。そのため、就職を担当する事務局学生支援課による訪問に加え、各学科・各専攻も学外実習期間中の実習訪問先や学外実習の反省会・懇談会等、さらには関連団体との会議、社会活動等を利用して卒業生の評価を聴取している。以上の内容については、就職委員会や学科・専攻会議等を通して共有し、授業やオリエンテーションの改善、及び教育課程の見直しの参考にするなど、学習成果の点検に活用している。

生活科学学科

生活科学学科卒業生の就職先（備付-50）は、病院・給食委託会社の栄養士や調理関係、一般企業等、多岐にわたっている。栄養士（栄養教諭含む）の場合は、医療施設・福祉施設・学校等での学外実習期間（備付-67）や学外実習反省会（備付-126）で状況を把握し、また、公益社団法人高知県栄養士会を通じて会員からの情報や講習会等で卒業生の評価をそれぞれ聴取している。卒業生は就職先から良い評価を得ているが、問題点等については学科・専攻会議（備付-125「生活科学学科」）で情報を共有している。指摘内容等については授業の中で学生に繰り返し指導し、改善点について学生自身が考え、自ら課題解決に取り組むように促している。また、臨床栄養学実習で現場経験豊富な教員を配置し、治療食を大量調理で実習するなど、より臨床現場に即した実習内容に展開している。

幼児保育学科

学生の多くは幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を取得して卒業し、大部分が高知県内で幼稚園教諭、保育士、保育教諭として就職（提出-1、p.46）している。各学外実習（備付-規程集148）時に多くの卒業生の就職先でもある実習園を幼児保育学科教員が巡回指導のために訪問したり、学外実習後に実施する実習園職員を対象とした各実習懇談会（備付-40）や、就職担当職員が求人依頼で訪問したりする機会を通じて、勤めている卒業生への評価等を聴取している。さらに、研究活動及び社会活動（備付-78）で、教員が幼稚園、認定こども園、保育所やその他の児童福祉施設等を訪問する際も卒業後評価の機会として取り組んでいる。卒業生は各就職先からは良好な評価を得ているが、課題もある。聴取された内容は各学外実習巡回指導報告書（備付-39）へ記載して取りまとめ、また巡回指導以外で得られる情報も併せて学科内で共有し、学習成果の点検に活用している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻の卒業生のほとんどは臨床検査技師免許を取得して、高知県内及び高知県外の医療施設に就職している。そのため臨地実習先が卒業生の就職先になることも多く、臨地実習期間中の実習施設訪問や臨地実習の反省会等の機会に卒業生の評価を聴取している。また、臨床検査技師会活動や専門学会等は卒業生の活躍状況を確認しやすい場であり、収集した情報から学習成果の獲得状況を分析している。他大学への編入学や細胞検査士養成施設への進学については、本人及び受け入れ先からの状況を臨床検査学教育協議会の交流活動から確認するとともに、学科・専攻会議を通して共有し（備付-125「医療検査専攻」）、授業改善やキャリア形成事業の企画にも反映している。また、教育課程の見直しの参考にするなど、学習成果の点検にも活用している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻のほとんどの卒業生は、高知県内の歯科医院に勤務している。卒業生の評価は、学生の学外実習の期間内に各教員が実習先への訪問時に聴取している。年1回開催している高知県歯科医師会との意見交換会等で（備付-41）聴取している。その内容については、学科・専攻会議（備付-125「歯科衛生専攻」）で共有している。良い点についてもさらに改善を図り、学習成果との整合性についても点検し、在学生に良い事例や高い評価を受けた事例に関しては紹介し、意識レベルの向上を図っている。

看護学科

看護学科では、卒業生の多くが高知県内医療機関に就職しており、実習病院が多い傾向

にある。そのため、卒業生の評価は、臨地実習期間内に個別に聴取している。また、定期的に実施している臨地実習反省会や、実習施設連絡調整会議等の機会を利用し本学科卒業生全体の傾向を捉えることも可能であり、その内容は学科・専攻科会議でも報告している（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻）。それ以外の卒業生においても、求人依頼で来学される就職担当者との面談の機会を捉え、積極的に聴取しており、就職先から送付されてくるニュースレター等でも情報が得られている。卒業生の評価は良好であるが、個別に課題等連絡をいただくこともあり、その課題については、必要に応じて学科内で共有し、学生の教育や進路指導等に活用している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

本専攻修了生の就職先から、修了生に関する情報を得て、その評価を聴取する機会は、臨地実習病院への月1回の定期訪問や会社訪問、また、臨地実習反省会や就職セミナーなどである。また、本専攻修了生の高知県内における評価は、高知県臨床検査技師会の会誌などから得ることもできる。その機会を捉えて、就職先での修了生の評価の聴取を逐次行っている。その際得られた情報については、専攻科教員が専攻科専攻会議で報告している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、学生の卒業後の就職先として、看護師の場合は医療機関、保健師は都道府県庁や市町村役場、養護教諭は国公立の学校が多い。看護師として県内に就職した学生は、就職先からの修了生の評価として、看護学科の臨地実習期間の実習先訪問や実習反省会、臨床実習施設の看護責任者と教育担当者を招き年1回開催している「実習施設連絡調整会議」等において、修了生の状況把握を個別に行っている。また、県外の医療機関などは、就職先から送付していただく修了生の様子を捉えたニュースレター等の機会を捉えて、把握している。また、保健師は臨地実習の実習機関が学生の就職先となる場合が多いため、臨地実習の依頼や実習期間中のラウンド、反省会等の際に、指導担当者から修了生の評価を聴取している。さらに、3大学と県、保健所との合同で年1回、実施する公衆衛生看護学実習に関する意見交換会においても、就職先及び就職先と関係する機関から修了生の評価を聴取している。これらの内容は、学科・専攻科会議（備付-125）や専攻科専攻会議によって教員間で共有したり、専攻科の教員で話し合ったりして課題を検討し、授業内容の改善や教育課程の見直し、学習成果の点検等に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学では高知学園短期大学ポリシー・マップを活用しているが、学科・専攻レベルにおいても全学科が同様の取組を通して卒業認定・学位授与の方針と学習成果との整合性を高めることが課題である。特に、成績評価の基準に関しては、卒業認定・学位授与の方針とシラバスに示す授業の目的との関連性に基づいて明確に表明することが必要である。

平成29年度よりCAP制を導入したことから、その実用性の向上と検証も課題である。そのため、学習成果査定の方針の機能が適切かどうかを検証しなければならない。今後も卒業認定・学位授与の方針に適した教育課程を確実に編成し実施するよう取り組む。

教養教育についても、本学が目指す専門的職業人育成における教養教育の意義を、変化の激しい現代社会のニーズと常に照らし合わせながら、本学が目指す人材育成に適した教養教育の内容を追求し、教育課程の見直しを図る必要がある。そのため、各学科・各専攻

が示す教育課程編成・実施の方針に基づいて、今後も教養教育と専門教育の学習成果を総合的に検証し、両者の関連性が深まるよう教育課程の改正も検討する。

職業教育については、産業界や地域のニーズを考慮して社会の発展に貢献することが保証できなければならない。今後も「世界の平和と友愛」に貢献する職業教育のあり方を追究することが課題である。そのためには卒業後の状況を的確に把握する必要がある。特に、定着率の向上に寄与する職業教育を実践するため、就職先からの聴取だけでなく、全学科で同窓生の視点による測定・評価も行い、総合的に考察することが課題である。

さらに、今後も高大接続をより円滑に進めるため、入学前と入学後の「学力の3要素」に基づいて具体的な入学者受け入れの方針を明示するよう検討を継続する。その上で、各学科・各専攻で入学者受け入れの方針に適う人材が入学しやすいよう方針の具体化を図る。

学習成果については、本学では学習成果査定の方針を示した上で、より具体的な評価方法を各授業科目で示している。また、教育課程全体における各科目の位置付けを各学科・各専攻のオリエンテーション等でカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを活用しながら説明している。その周知を徹底することに加え、今後は一定の学習期間終了時に学習者の学習成果を確認できるよう、ルーブリック評価の拡大が必要となる。さらに、汎用的能力に関する学習成果査定の客観性や質保証を検証することが課題である。

生活科学学科

本学科では、三つの方針に基づいて、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー（提出-2）を作成しているが、ルーブリックは作成できておらず、学習成果査定の客観性や質保証を検証することが課題である。

幼児保育学科

教育課程の見直しについては、平成30年度に専門教育科目のカリキュラム改正に着手することから、本学科の新課程の編成内容が新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に適しているかを検証しなければならない。学生支援における学科教員と事務職員の協働・連携のあり方についても引き続き検討していく。本学科卒業生を対象とした調査によれば、少数ながら一定期間後に離職するケースが見られる。今後も就職先と連携しながら卒業生の勤務状況と卒業認定・学位授与の方針に示した人間像との整合性をさらに強化していく。また、平成29年度は休退学者数が例年より多く、学生募集と入学後の教育活動との間に課題を残した。学生が「学習する内容が将来どのように有益になるのか」を問い、気づき、学び続ける姿勢を育てる指導を、従来以上に教員自身が心がける必要がある。高大接続をより円滑に進めるためにも、入学前後の「学力の3要素」に基づいた入学者受け入れの方針が機能する教育課程の確立と工夫を継続しなければならない。卒業後評価の取組は、学内関係者が学外実習巡回指導、教員の研究・社会活動や求人依頼等で就職先を訪問する際に聴取する機会が多く、全ての進路先が網羅されていない。今後、より多くの進路先からの評価を得る必要がある。また、年度途中における既卒者を対象とした幼稚園教諭、保育士、保育教諭の求人に対応するため、当該有資格卒業生の動向について迅速かつ的確に把握しておくことも継続課題である。

医療衛生学科医療検査専攻

本専攻ではポリシー・マップを活用し、卒業認定・学位授与の方針と学習成果との整合性を高めているが、卒業認定・学位授与の方針とシラバスに示す授業の目的との関連性を

さらに明確にして学生に周知することが課題である。また、平成29年度よりCAP制、GPAを導入しているが、そのデータを分析して教育成果を確認する必要がある。

教養教育については、本専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教養教育と専門教育を体系的に編成している。今後、両者の関連性を明確にして教育効果を検証する必要がある。学習成果の卒業後評価については、就職先からの聴取だけでなく、卒業生アンケート等を組織的に行い、その結果から考察することも必要である。また、高大接続を促進するため、高校生を対象とした体験実習「臨床検査をのぞいてみよう！」の継続と高等学校への出前授業の拡大等、本専攻の人材育成に適う入学者を受け入れる活動を展開する必要がある。さらに、学習成果の獲得に向けてカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーの活用を学生に徹底することも課題である。汎用的能力については、ルーブリックやポートフォリオを導入し個々の学生の成長を評価・測定することも課題である。

医療衛生学科 歯科衛生専攻

本専攻では、受験希望者が入学者受け入れの方針と合致しているかどうか、入学後の学生生活や単位取得状況から見た教育課程編成・実施の方針、卒業後の就学状況まで含む動向に基づいて、卒業認定・学位授与の方針と関連付けながら、継続して追跡をすることが重要である。学習成果の評価の指標として、多面的に評価する学習ポートフォリオの導入も検討課題である。また、評価について、学生の意欲を向上させるために教員間で差が生じないよう評価基準が適切であるか、各項目の詳細を具体化することが必要である。

平成29年度も、実習先への巡回指導時に卒業認定・学位授与の方針に示した歯科衛生士としての必要な知識・技術の習得の有無と人物像であるかどうか卒業生の評価を聴取し、教員間で情報を共有することを強化したが、今後は具体的な評価表を作成し授業内容を検討し、改善していくことが課題である。また、就職先に学習成果を含む量的・質的に測定する内容のアンケート調査に取り組むことが課題である。

看護学科

看護学科では、三つのポリシーの関係性を示すためのポリシー・マップを早急に可視化する必要がある。また、時代に合わせた社会のニーズや、学生の質を把握し、それに沿ったポリシーとなるようにカリキュラムの変更など具体的な検討を行うべきである。各授業や演習、実習での評価は評価基準に則り正しく評価されているが、領域ごとのつながりが曖昧であり、今後、入学から卒業までの3年をかけて継続的に評価できる仕組みを考えていく必要がある。卒業生の卒業後評価は、その内容や方法について検討中である。

専攻科 応用生命科学専攻（参考）

本専攻での課題は、就職先からの卒業生に対する評価について、断片的な聴取と専攻内での情報共有のみを行っていることである。体系的に調査し、記録として残していくことが必要である。この課題の克服により、そのデータを利用することで学習成果の到達度を現場の指標で捉えることが可能となり、より実践的で即戦力となりうる人材の養成に活用できると考えられる。今後この取組を推進していく。

専攻科 地域看護学専攻（参考）

特例適用専攻科への移行に伴い、平成29年度は新たに学修総まとめ科目の指導体制を確立させていくことが課題であった。1年間の取組を経て、特例適用専攻科としての指導体制の基本的な体制は構築できた。しかし、一般入試による入学者も受け入れる方針であ

ることから、今後は、特例適用専攻科と認定専攻科という2つの役割を並行して実施できる体制を構築していくことが課題である。また、修了研究の評価としてルーブリックを用いているが、実際に活用した結果を学習成果と照らし合わせながら、その内容を精査し、定期的に見直しを行いながら改善していくことが必要である。そして、看護学科と連携して本専攻のもつ役割を共有し、特別入試の受験者を確保する。それとともに異なる背景の学生同士がともに学び合うことで得られる効果があることから、県内の医療機関や教育機関等への広報活動を積極的に行い、一般入試の受験者を確保していくことも課題である。

次に、卒業認定・学位授与の方針に基づく学習成果の達成状況については、最終的な学生の到達度を学生自身が振り返り、自身の成長が確認できるような体制が整備されていないため、ポートフォリオの作成と導入を検討することが課題である。このような学生からの評価も積み重ねながら、学習成果や卒業認定・学位授与の方針を定期的に確認していくことが必要である。そして、学習成果の獲得のために取り組んでいるフィールドワークについては、3年目の成果を検証し、今後の方向性について検討することが課題である。

さらに、本専攻における1年間の公衆衛生看護に関する知識・技術の習得及び修了研究での学びが、卒業後にどのように生かされているかを把握し、教育課程編成や教育内容、教育方法等にフィードバックする必要がある。そのため、修了生に対しては来学時などの機会を活用して就職後に生かされた本専攻での学びや教育に求めることなどを調査し、今後の教育につなげていける体制を構築していく必要がある。そして、学生の卒業後の評価については、就職先からの評価を記録していき、専攻科専攻会議等で報告して課題を検討するなど、その方法を組織的に体系化していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内2018アカデミックポリシー編、4 ウェブサイト、5 学則、9 学生募集要項、10 シラバス、11 行事予定表、12 時間割表

備付資料 14 高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書、18 イキイキ健康フェア案内、21 高知学園短期大学・シラバス作成要領、28 高知学園短期大学FD・SD活動報告書(平成29年度)、31 短期大学生に関する調査研究、35 幼児保育学科・ポートフォリオ年間予定、38 医療衛生学科歯科衛生専攻・学内模擬試験結果、42 幼児保育学科生涯学習記録・終了後のアンケート結果、46 合格者登校日資料一式、47 各学科・各専攻合格者登校日資料一式、48 オリエンテーション資料一式、53 授業アンケート(様式)、54 授業アンケート結果集計資料、55 授業アンケートに対する自己分析の報告、56 学生募集要項 p.20、57 授業参観、58 授業参観アンケート、59 事後

検討会報告書、60 授業改善計画報告書、61 図書館利用案内（らぶつく+）、62 パスファインダー、67 給食管理実習訪問の報告書、69 生活科学学科内就職説明会、生活科学学科就職合同説明会、71 幼児保育学科実習事後面談、75 CLUBガイダンス、76 第48回天神祭、104 実験室安全のためのマニュアル、121 教授会議事録（平成27年度）、122 教授会議事録（平成28年度）、123 教授会議事録（平成29年度）、125 各学科・各専攻会議議事録、130 評議会議事録（平成27年度）、131 評議会議事録（平成28年度）、132 評議会議事録（平成29年度）

備付資料・規程集 17 学生委員会規程、18 カウンセリング委員会規程、21 就職委員会規程、22 セクシュアル・ハラスメント等に関する規程、23 倫理委員会規程、32 高知学園短期大学図書館規則、33 図書館運営委員会規程、35 スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程、42 広報活動並びに学生支援組織に関する規程、52 高知学園短期大学外国人留学生規程、100 高知学園文書保存規程、143 高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程、145 同窓会規定、151 看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ③ 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ④ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ④ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ⑤ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

- ⑥ 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ⑦ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑥ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

高知学園短期大学では、学習成果の獲得に向けた責任を果たすため、教員は卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性における知識や技能」「キャリア形成基礎力」「責任感と倫理観」「学び続ける力」の獲得を基準として学習成果を評価している（提出-2、p.9）。その指標は全学及び各学科・各専攻の学習成果査定の方針（提出-2、p.114～116）に基づき、各科目の到達目標をシラバス（提出-10）に記載して、具体的な学習成果を授業で説明するとともに、その基準に照らして評価を行っている。それゆえ、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

学生の学習成果については、担当教員だけでなく、その状況を教務課で取りまとめてクラス担任と学科長・専攻長へ報告している。学科・専攻会議や専攻科専攻会議でその情報を共有するとともに、検討の必要性がある場合は課題発見や改善計画を策定するなど、学習成果の獲得状況を適切に把握している。特に卒業判定までには、まず各学科・各専攻で卒業予定者一人ひとりの単位修得状況を確認し、その結果を評議会で審議し、さらに教授会で卒業判定を行うことで状況を確実に把握している（備付-121～123、130～132）。

授業評価についても、前期、後期の各授業終了後に学生による授業アンケートを実施し（備付-53）、学生から授業評価を受け、その内容を吟味するとともに、集計された内容について自己分析を行い、その内容と改善計画を教務課へ文書で報告している（備付-55）。具体的には、まず各授業の最終回終了後に授業アンケートを事務職員が学生に実施し、担当教員が授業評価を学生側から受けている。担当事務局である教務課は、学生による各授業科目の評価結果を取りまとめて各担当教員へ返却する。専任教員は、授業アンケートの結果に基づいて自己分析を行いながら点検を進め、その概要を報告書にまとめて教務課へ提出することとなっている。学長や教務部長、学科長・専攻長は、全科目の授業アンケート集計結果（備付-54）や自己分析の内容を確認したり、教員同士も参考にしたりしながら改善を図っている。さらに、教職員だけでなく学生も授業アンケートの結果を閲覧することができるよう、教務課が保管している。また、FD委員会では授業アンケートの結果を総合的に吟味し、全学及び学科・専攻の課題を具体化するよう取り組んでいる（備付-28）。このように、教員は学生による授業評価の結果を十分に認識している。

授業アンケートに対する自己分析の報告によると、各教員は授業評価の内容を認識し、学生からの声を受け止め、自己分析を基にして課題を内省するとともに改善点を抽出するなど、より満足度の高い授業に向けて自己研鑽を重ね、授業改善のために活用していることが示唆される。また、複数教員で担当する授業や関連性・発展性のある授業においては、学科・専攻会議を中心に授業担当者間で教育課程編成・実施の方針に基づいた役割を確認

したり見直したりするなど、意思の疎通、協力・調整を図っている。

FD活動について、本学は四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)に加盟し、研修プログラムに参加して教育力の開発と向上に努めている。学内でも、毎年全教員を対象としたFD研修会を実施している。また、教員相互による授業参観を実施し、授業に対するコメントを文書でもらうとともに(備付-57~58)、授業終了後には事後検討会を開催して、直接意見交換を行いながら授業・教育方法の改善を図っている。この取組は、授業担当者だけでなく、授業参観者も自身の授業改善に向けた糸口を得るよう努めている。事後検討会の概要は、所属学科のFD委員がまとめて教務課へ報告し、その報告書(備付-59)を教務課で閲覧することができる。さらに、事後検討会終了後に授業担当教員が授業改善計画書をまとめて教務課へ提出し、授業改善の具体化とその内省に努めている(備付-60)。このように、教員は授業参観も通じて授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図っている。平成29年度からは高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会を開催し、平素の取組を発表して教職員相互によるFD活動の充実に努めている(備付-28、p.75~93)。以上のことから、本学では短期大学設置基準第11条の3に基づいてFD活動を実施している。

各学科・各専攻では、学科長とクラス担任を中心に、各期の教育目的・目標の達成状況を把握し、確立した教育目的・目標に向かって教育活動に取り組んでいる。特に教育目的・目標を達成できず再履修を要する学生がいる場合は、学科・専攻内の教員が確実に把握し、担当教員やクラス担任教員が個別指導計画を検討している。このように、教員は学生一人ひとりの内容を十分に把握し、履修及び卒業に至る指導を行うなど、各学科・各専攻の学習成果の獲得に向けて責任を果たすよう努めている。

また、学習成果の獲得に向けた事務職員の責任についても、就学指導や就職支援等において学生の抱える問題点や学習成果を知り得るなど、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得状況を認識している。学生の成績は、学校教育法施行規則第28条及び高知学園文書保存規程(備付-規程集100)に基づき、教務課で適切に保管している。教務課は授業科目の履修登録等の就学指導や学生の成績処理、シラバスの編集、奨学金等教務全般の職務を通じて、学生支援課は就職指導、さらには中途退学や休学等の学生異動、カウンセリング、キャリア教育の企画立案、キャリアセンターの業務等を通じて、直接的もしくは間接的に学生と係わりながら学習成果の獲得状況を認識することができている。その他、庶務課及び図書課の職員も教授会や各種委員会の構成員及び担当事務局を担当しており、学生に関する情報を得ながら学習成果を認識し、学生に対して履修及び卒業に至る学生支援に努めている。このように、事務職員も就学指導や就職支援等を通して、学生に入学時の学習意欲を喚起させるよう助言しながら、学習成果の向上に貢献している。同時に、各学科・各専攻の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。

SD活動についても、本学ではスタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程(以下、SD委員会規程と表記)を定め(備付-規程集34)、その規程に基づいてSD委員会を設置し、適切に行っている。特に、SPODや日本私立短期大学協会各委員会が実施する研修会を中心に活動するなど、短期大学設置基準第35条の3に基づいてSD活動を実施している。取組の一部は、高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で発表したり学外研修受講報告書を公表したりするなど、教職員の共有に努めている。

本学では、各学科・各専攻の学習成果の獲得に向けて、教職員が施設設備及び技術的資

源を有効に活用できるよう、主に以下の取組を行っている。まず、本学の図書館には専任職員2名、非常勤職員1名の計3名が配置され（提出-1、p.57）、高知学園短期大学図書館規則（備付-規程集32）に基づき、学生の学習成果の向上のために支援を行っている。また、教職員全体で学生の図書館の利便性を向上させるよう配慮している。本学では図書館運営委員会規程（備付-規程集33）に基づいて図書館運営委員会を開催し、各学科・各専攻からの図書館への要望を検討し、図書館活動を審議している。教員・学生からの購入希望を含む全ての図書館購入図書は図書館運営委員会において選書している。図書館内では、蔵書検索用専用端末（パソコン）を1台配置しており、館内にある他の17台のパソコンからも蔵書検索ができる。また、インターネットを通じて、各研究室や学生用のパソコン実習室等のパソコンはもちろん、家庭のパソコンや携帯電話からも蔵書検索は可能である。検索の仕方は、図書館利用案内（備付-61）や学生生活と履修の手引き（提出-2）、パソコン内にある図書館利用案内（ファイル）等で周知を図っている。利用者からの質問に対しては図書課事務職員が端末を操作しながら口頭での説明も行っている。

現在の図書館システムでは、学生、教職員各自の貸出情報等の確認や文献複写依頼も可能なMy Libraryが稼働し、IDとパスワードを配付し、パスファインダーでも使い方を示している。資料の予約や利用状況の確認等がオンラインでできる利用者ポータル機能や携帯OPAC機能が加わったことにより利便性が向上している。

教育・研究に活用するために、CiNii Articles、JDreamⅢ、医中誌Web等、各種データベースを導入している（備付-62）。これらの使用についての説明を入学時のオリエンテーションで行い、学生自身による検索を支援している。また、本学に所蔵のない図書の学外の大学図書館等からの借用、雑誌論文、図書本文等の複写物の取り寄せ等のサービスを実施している。なお、本学図書館と高知県立図書館は相互協力に関する協定を締結しており（備付-14）、高知県立図書館協力貸出サービスの対象館であるため、高知県内の公共図書館、大学図書館の本を無料で取寄せることが可能である。この点からも利便性の向上やコンピュータの活用に努め、管理している。過去3年間の件数について、学外からの図書借り受け冊数は、平成27年度21冊、28年度19冊、29年度32冊であった。また、学外からの文献複写取寄件数は、平成27年度194件、28年度191件、29年度201件であった。

夏期休業中には、長期貸出、実習期間中には貸出期間延長等からも利便性の向上に努めている。新着雑誌、製本雑誌、視聴覚資料、参考図書等は一般図書とは別置して、利用の便を図っている。また、館内に新着図書コーナーを設けて、新しく購入した本を学生の目に触れるようにしている。平成29年10月からは月ごとにテーマを決めて、学生図書館委員がテーマに添った本を選び、紹介文とともに展示する企画展示コーナーも設置している。

各教員は、図書館や情報機器に関して学科内で議論・検討した成果を全学的な議論に反映させている。寄せられた意見・要望も各種委員会で検討し、図書館の活動や情報機器の整備に役立っている。以上の方法で、教員はこれらの教育資源の利便性を向上させている。

情報機器についても、教員は授業資料作成に情報機器を使用することが多い。情報収集ではインターネットを活用するケースが多くなることから、学内LANを通じてインターネットやファイルサーバ上の情報にアクセスできる環境を整えている。学術情報データベースにも学内LAN経由で学内各所からアクセスすることができる。電子メールシステムも、教育・学校運営に活用している。教職員全員にインターネット上で利用可能なメールアドレス

レスを付与し、連絡・情報交換に活用している。各学科・各専攻、各種委員会、事務組織別といったメーリングリストも整備し、教育・学校運営の双方で積極的に活用している。

各学科・各専攻には、現代社会に対応できるようコンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目を教養教育科目や基礎分野として開講している（表Ⅱ-B-1-1）。語学教育では語学教育ソフトを用い、積極的に情報機器を授業に取り入れている。また、専門教育においても、情報機器や学内LAN、インターネットを活用する科目を開講している（表Ⅱ-B-1-2）。

表Ⅱ-B-1-1 各学科・各専攻のコンピュータ・リテラシー科目

学科・専攻	科目名	区分
生活科学学科	情報科学Ⅰ	教養教育科目
	情報科学Ⅱ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅠ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅡ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅢ	教養教育科目
幼児保育学科	情報科学Ⅰ	教養教育科目
	情報科学Ⅱ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅠ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅡ	教養教育科目
医療衛生学科医療検査専攻	情報科学	基礎分野
医療衛生学科歯科衛生専攻	情報科学	基礎分野
看護学科	情報科学Ⅰ	専門教育科目・基礎分野
専攻科地域看護学専攻	情報科学Ⅲ	専門教育科目

表Ⅱ-B-1-2 パソコン実習室を利用した主な専門教育科目

学科・専攻	科目名	コンピュータ利用の概要
生活科学学科	給食計画論実習	給食実務論実習のための献立作成、資料作成、アンケート分析
	教育の方法及び技術	教職におけるコンピュータ利用技術の習得
	栄養指導実習Ⅱ	栄養指導のためのデータベース作成、データ分析、栄養指導における媒体作成
幼児保育学科	教育媒体の研究	教職におけるコンピュータ利用技術の習得
医療衛生学科 医療検査専攻	情報処理論	医療現場での情報通信技術に対応できる知識・技能の習得
	医療検査情報システム演習	データベースを中心とした、コンピュータ活用のための知識・技能の習得
	検査管理学演習	検査法の評価と検査データの妥当性評価の具体的方法を、表計算ソフトを用いて習得
看護学科	情報科学Ⅱ	医療現場での情報通信技術に対応できる知識・技能の習得
専攻科 応用生命科学専攻	医療情報学	医療の特質をふまえ、最適な情報処理技術に基づいた医療情報を安全かつ有効に活用・提供することができる能力の習得
	医療情報学演習	医療の特質をふまえ、最適な情報処理技術に基づいた医療情報を安全かつ有効に活用・提供することができる能力・技能の実践的習得

専攻科 地域看護学専攻	情報科学Ⅲ	保健師あるいは養護教諭の業務に必要となる、データ処理の実務能力の習得
----------------	-------	------------------------------------

さらに、科目内容はコンピュータと直接関連がなくとも、授業の予習復習やレポート作成の過程において、インターネットを用いて情報収集を行い、コンピュータを用いて提出用の資料作成をすることを広く行っている。また、専門的な事項について調査した内容をコンピュータ上でプレゼンテーション資料としてまとめ、教室で発表するという形態の授業もあり、学生のコンピュータ活用が普及している。

図書館では、学術情報データベースを検索して、学術情報を基に進める形式の授業も開講している。このため、本学ではパソコン実習室と図書館のコンピュータ利用環境を自習用にも提供している。この環境は学内LANで結ばれ、学生は自分自身の作成したデータや、インターネット上の情報を活用することができる。これらの教育・学習を通じて学生の情報活用能力を高め、本学が示す学習成果を獲得するよう取り組んでいる。

教職員は、FD・SD研修会への参加、教職員間での情報交換、自身の研究活動等を通じて、コンピュータの利用技術向上に努めている。第1回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会では、UCT機器を使った授業の展開も発表され、教職員がその活用方法を所属部署でも反映するよう取り組んでいる（備付-28、p.84）。就職支援対策としても、就職に関する情報を学生へ連絡する学生支援システム（ITシステム）を積極的に活用している。

生活科学学科

生活科学学科では、全ての授業について、授業の目的と到達目標をシラバスで明示し、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。また、学外実習については、実習先の評価と学内実習担当者が実習における学習成果を評価している。クラス担任及び副担任は学生の履修状況を確認し、日常の学習状況等に関する情報を収集しており、学科・専攻会議の際に情報共有し意見交換を行うことで、学習成果の状況を適切に把握している。また、各教員は授業アンケートの結果（備付-54）や授業参観のコメント（備付-58）を参考に授業改善に努めている。さらに、説明等を通して直接学生にフィードバックを行っている。そして、分析したデータを通して教員自身にもフィードバック（備付-55）が行われている。さらに、教員は学科・専攻会議や授業担当者間で連携を図り、意思の疎通、協力、調整を図っている。教員間で授業参観を実施し、参観後の事後検討会（備付-59）を実施するなど、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

学外実習では、各教員が事前に実習先を複数回訪問（備付-67）して指導者との実習に関する打ち合わせを十分にを行い、連携を持ちながら実施している。実習終了後は学外実習反省会（備付-126）を開催して、各実習施設からの評価、意見を収集している。また、学外実習反省会事前検討会及び学外実習反省会事後検討会を開催して教員間で情報を共有し、実習先からの指摘について改善の検討をしている（備付-125「生活科学学科」）。

幼児保育学科

幼児保育学科は、学習成果の獲得に向けて卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。教員は、定期的実施する試験等で学生の学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、学生の授業時間外学習を促進する取組を進めている（提出-10）。到達度の低い学生に対しては、レベルに適した別の指導とそのフィー

ドバック等を通して支援し、学科・専攻会議で、学生の学習成果の状況や出席状況について、情報を共有し必要な働きかけを行っている。さらに、学科の学習成果の一つに掲げた「子どもの健やかな成長を願う豊かな人間性」についても、個人面談と定期的に提出されるポートフォリオを基にして学習成果の測定を行っている。

各教員は、授業アンケートを受け、それに対する自己分析や教員相互の授業参観を行い、そのコメントを参考に授業改善に努めた（備付-28）。さらに、学習成果を高めるため、学内外のFD関係等の研修会に参加し、収集した情報を共有することで工夫を図っている。

授業内容の調整については、学科・専攻会議の中で必要に応じた授業担当者会議を開催し、学習成果評価のためのルーブリックに基づく授業科目の評価基準と測定方法をシラバスで明示するなど、教育体制を確立している。また、非常勤講師も含めた授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っており、教員相互の理解を得て連携が強化されている。学生の履修及び卒業に至る指導は、クラス担任と副担任を通じて、各学生の内容を十分に把握し、問題発生時もクラス担任と副担任が協力して学生や保護者と連絡できる体制を確立し、学科・専攻会議などで情報共有を図っている（備付-125「幼児保育学科」）。

教育実習・保育実習についても、実習事前指導を行うとともに、実習園職員と連携し、学生が学科の教育目標を達成できるよう努め、さらに学外実習の実習園や施設等からの実習評価を基に、個別面接を行うと共に、授業で実習報告会を開くなど事後指導を実施し、それらを総合的に評価している。2年生で行う実習終了後は、実習先との懇談会を開催し、実習園から指摘される課題に対しては、学科教員が連携して改善に努め、次年度の懇談会ではその取組の状況や成果を報告している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻の教員は、本専攻の学習成果査定の方針に基づき、各科目の到達目標をシラバス（提出-10）に記載して、成績評価基準により学習成果を評価している。学生の学習成果については、学科・専攻会議（備付-125「医療検査専攻」）でその情報を共有し、学習成果の獲得状況を把握している。教員は、授業アンケートの集計結果（備付-54）に基づいて自己分析を行い、改善計画を立て次年度の授業改善に活用している（備付-55）。オムニバスの授業や関連科目の授業では、授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図っている。また、教員相互による授業参観（備付-58）を実施し、授業終了後には事後検討会（備付-59）を開催して、意見交換を行うことで授業・教育方法の改善を図っている（備付-60）。また、本専攻の教員全員が日本臨床検査学教育協議会の会員となっており、全国の教育実践に学ぶと同時に、本学の特徴ある取組については発表も行っている。

本専攻では、クラス担任・副担任を中心に、学年の前期・後期に教育目的・目標の達成状況を把握している。生活に問題を抱える学生や再履修の学生がいる場合は学科・専攻会議で討議し、クラス担任・副担任が学生の生活状況を把握した上で個別指導を行っている。また、必要に応じて保護者と面談をしている。このように、教員は学生個々の状況を把握し、履修及び卒業に至る指導を行い、その責任を果たしている。他方、生活や心身に問題を抱える学生については、関連する事務組織の職員と緊密に連絡を取りながら両者から学習成果の獲得に向けて努力している。

本専攻では、学習成果の獲得に向けて、教員が施設設備及び技術的資源を有効に活用している。教員は、学生の図書館の利便性を向上させるために図書館運営委員を通して選書

や図書館運営等について要望している。教員は授業の資料作成に情報機器を使用することが多く、情報機器やインターネットを活用する科目も開講している。また、電子メールシステムを利用して、各種の連絡・情報交換に活用している。クラス担任は学生からの欠席連絡を、各科目担当者は授業の出席状況等を定期的に電子メールで報告するなど、学習成果の獲得に向けて活用している。教員は情報科目担当教員や情報管理職員に相談するほか、研修会への参加、研究活動等を通じて、コンピュータの利用技術向上に努めている。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、シラバス（提出-10）に基づき、教員が卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。学生の学習成果を講義・実習・演習ともに学内では、試験以外の実技、レポート・グループワークは、ルーブリックを導入し学生自らが目標に対する到達度を客観的に評価している。また、複数教員で担当する実習においては、授業担当者間で教育課程編成・実施の方針に基づいた役割と評価基準を確認したり見直したりするなど、意思の疎通と調整を図っている。学外実習においては、評価担当者等の査定から総合的に学生の学習成果を評価している。

学生による授業評価については、授業アンケートの結果を受けて、それに対する自己分析の報告（備付-55）や教員による授業参観の事後検討会報告（備付-59）のコメントを参考に、授業改善計画報告書（備付-60）を提出し、自己分析を進めながら授業・教育方法の改善に努め次の授業に生かしている。また、平成29年度は専攻内での共有を図り、FD・SD活動にも積極的に参加し、高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-28）に掲載した。このように、学生の学習成果と教員の授業評価の両面から教育目的の達成状況を把握し評価することによって、本専攻では、履修及び卒業に至る指導を行っている。また、事務職員は学科・専攻会議構成員職員（提出-1、p.61）として、教育目的・目標及び学習成果の達成状況を把握し支援している。

学習成果の獲得に向けて、図書館では情報収集を行い、レポート作成や媒体作製を学生自身が授業外学習を利用し、自主的に取り組んでいる。コンピュータの活用が本専攻の学習成果（提出-2）である「プレゼンテーション・表現」の獲得につながっている。

看護学科

看護学科は、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価し、その責任を果たしている。臨地実習は文部科学省及び厚生労働省より出されている実践能力の到達度も参考にしながら、学習成果の到達度を反映する成績評価基準としている。各科目では、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。そして、授業中の学生の反応やリフレクションシート、小テスト等により学習成果の獲得状況を把握し、学生の状況によってはクラス担任と学科長に報告し、必要に応じて個別面談を行うなどの支援を行っている。学科内で情報共有を図る必要がある場合には、学科・専攻科会議において情報交換している（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。

各科目について、定期的に学生の授業評価や教員による授業参観を行い、その結果を受け、自己分析したものを教務課に提出し、授業改善に努めている（備付-28）。オムニバス形式の授業では科目担当者間で話し合いの場をもち、授業の目的・目標に向けて授業の連続性や学生の到達度等を確認しながら意思疎通、協力・調整を図っている。また、教員間で学生の授業での理解度や実習での様子を情報共有しながら、教育目的・目標の達成状況

について把握、評価している。

学習成果の獲得には、学習意欲と姿勢が大切であるため、現代の学生の質を考慮し、不安や困りごとについても個別で相談に応じるなど手厚い援助を行うことで支援している。本学科では、事務職員が学科・専攻科会議構成員職員として出席し、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。所属部署の職務を通じて学生の学習成果の獲得状況を認識し、また、教育目的・目標の達成状況を把握し、客観的な判断のもと助言を行うなど、学生が学習成果を獲得できるよう、教員の学生支援を援助している。

さらに、教員は図書館の利便性の向上のための提案等を行い、また毎日の授業や研究活動、学内の委員会活動などにコンピュータや学内LANを活用している。年度初めの入学者及び在学生のオリエンテーションでは、図書課からのオリエンテーションとともに、図書館の活用方法や研究論文の検索方法などを伝え、また、3年次の「看護研究」の授業においてはシラバス（提出-10）に示すように図書館を利用し、より具体的に文献検索を行うなど、学生への利用を促している。そして、教員はコンピュータ利用技術向上のため、情報交換を適宜行っている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

教員は、シラバスに記載した成績評価基準（提出-10）により、学習成果の獲得状況を把握・評価している。また、学生による授業評価を定期的に受けること（備付-53、54）やFD活動を通じて、自身の授業についてふり返り（備付-55）、授業・教育方法の改善を行っている。オムニバス授業では、授業担当者は連携を綿密にし、円滑な意思の疎通を図って相互の分野を認識し、成績評価基準に従って評価を行っている。特に、本専攻の教育の中心となる修了研究では、それぞれの分野の教員がマンツーマン体制で指導を行っている。本専攻教員や医療検査専攻学生に対し、本専攻学生は、前期に「Work in Progress」として修了研究の内容や途中経過の報告を行い、また、年2回の修了研究発表会やポスターボードの掲示等の機会を通じて学習成果を発表し、評価を受けている。このような評価システムで、学習成果の獲得状況を適切に把握している。本専攻の教育目的・目標の達成状況は専攻科専攻会議で把握し、相互評価している。履修すべき選択授業科目や大学改革支援・学位授与機構への履修計画書や成果の要旨の申請等は全て各指導教員と学生間の詳細な情報交換と専攻科専攻会議での確認を通して行い（備付-125「応用生命科学専攻」）、学習成果獲得に向けて指導を行っている。平成29年度には、専攻科学生用に新たなコンピュータを5台購入し学生に割り当て、修了研究の際の情報収集、データ解析、発表のパワーポイント作成、修了論文作成、展示ポスター作成等へ大いに活用している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、履修要項（シラバス含む）（提出-10、p.7～8）に提示したカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーにより、開設科目の区分と期待される学習成果と、1年間で履修する科目間の関連が分かるように示している。このことで、学生は各科目の目的と1年課程の中での位置付けを確認しながら、修了に向けた見通しをもって各科目を履修できるようになるため、学習成果の獲得を促すことができている。

各科目の評価は、履修要項（シラバス含む）（提出-10、p.11～42）に評価基準を示し、科目によっては初回にループリックを説明することで、学生と教員間で評価項目と評価基準の共通認識をもちながら、学習成果を獲得できるように取り組んでいる。学生の学習成

果の獲得状況は、専攻長、担任、副担任で把握し、各学期の成績通知時には担任と副担任が学生と個別面談を実施し、学生の学習成果の獲得状況や学習方法、学生生活について確認し、学習成果を確実に獲得できるように支援している（備付-規程集151、4-1）⑱専）。

教員は、授業実施中にも授業内容、授業方法の改善を図るため、適宜リアクションペーパーの活用等により、学生の反応や感想を把握し、授業内容及び授業方法の改善に努めている。また、授業終了後には学生からの授業評価を受けて授業改善に活用している（備付-28）。また、教員は学生にとって有効かつ魅力的な授業を展開するため、履修要項（シラバス含む）（提出-10、p.11～42）の開設科目の目的と内容について、専攻科全体のカリキュラムの中での位置付けを確認しながら、内容の偏りの有無、課題の内容と実施時期について、常に改善に向けて担当者間で話し合い、協力・調整、検討をしている。

教員間でも学生の授業での反応や理解度を確認しあいながら、教育目的・目標の達成状況について把握、評価し、学生の学習成果の獲得を支援している。またクラス全体の学習状況と、個々の学生の学習状況の両方を把握しながら学習支援を行っている。

年度初めには、履修手続きと修了要件についてオリエンテーションを行い、全員が確実に修了できるように指導している（備付-規程集151、4-1）⑱専）。特に年度初めの入学者オリエンテーションでは、図書課のオリエンテーションとともに、「学生生活と履修の手引き（提出-2、p.78～88）」を活用し、図書館の活用方法、研究論文の検索と入手方法に関する内容も伝え、学生の学習及び研究活動を支援している。教員は図書館の利便性の向上のための提案等を行い、学習環境の改善ができるよう努め、図書館の情報検索システムや国家試験対策のソフトを授業や研究指導に活用している。学生及び教員は、日々の授業においても資料作成や研究活動でコンピュータや学内LANを活用している。そして、教員はコンピュータ利用技術の向上のため、情報交換を適宜行っている。また、事務職員は、看護学科と本専攻の構成員として学科・専攻科会議に出席し、教員と情報共有しながら、学生が学習成果を獲得できるよう努めている（備付-125）。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にしている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や

- 学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

高知学園短期大学では、入学者受け入れの方針において入学までに望まれる学習レベルを明記し、学生募集要項（提出-9、p.12～18）等で積極的に公表している。入学予定者を対象に設けられた合格者登校日には、入学に対する心構えと入学直後に始まる学びの内容、そのために準備すべき学習課題を提示することで、円滑な高大接続を目指し、学習への動機付けを高めるよう取り組んでいる（備付-46～47）。この合格者登校日は全学科で実施し、入学試験の種類に応じて二度開催している。毎年4月には新入生に対する短期大学全体のオリエンテーションを開催し、学生生活と履修の手引き（提出-2）に基づいて大学における学習方法と科目履修、選択等についての説明を行っている（備付-48）。全体による説明後、学科・専攻別にオリエンテーションを行い、専門性に基づいた学習方法や教育課程の意義、資格取得に関する事項、学生生活のあり方等を具体的に説明している。在学生に対しても、全学的には2月上旬と3月下旬にオリエンテーションを行い、これまでに獲得した学習成果に基づいて今後の目標と課題を具体的に説明し、学習に対する動機付けを高めるよう努めている。さらに、各学科・各専攻ではより専門性に特化したオリエンテーションを交えながら、学生が翌年度の学習を円滑に始めることができるよう取り組んでいる。

学習支援のための印刷物としてはシラバス（提出-10）や学生生活と履修の手引き、行事予定表（提出-11）や時間割表（提出-12）、実験室安全のためのマニュアル（備付-104）を発行・配付し、オリエンテーションや授業で説明する際に利用している。学習支援で重要な内容や日常の連絡事項については、学内掲示や印刷物、必要に応じてはウェブサイトを利用して学生への周知徹底を図っている。

基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の工夫の他、教員が補習を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。また、学生相談室やキャリアセンター、IR推進室においても学習支援活動に取り組んでいる。さらに、学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科・各専攻、さらに学生相談室や事務局各課で相談にのり、適切な指導助言を行っている。その悩みの状況に応じては、カウンセリング委員会規程（備付-規程集18）に基づいてカウンセリング委員会が対応することもある。他方、学習成果の進度の早い学生や優秀な学生に対して、組織的な配慮や支援は行っていないものの、学生の希望に応じて科目担当教員が個別に対応している。

留学生の受け入れに関しては、高知学園短期大学外国人留学生規程（備付-規程集52）に基づき、平成27年度と平成29年度にそれぞれ1名の外国人留学生を受け入れている。受け入れに当たっては留学生選考を制度化して対応している（備付-56、p.20）。また、高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程（備付-規程集143）も整備して学習成果を高めるよう配慮している。なお、留学生の派遣について組織的に特別な対応は行っていないものの、留学の案内があれば、その都度掲示を通して学生へ周知している。

FD委員会では、短期大学生に関する調査研究（備付-31）の集計結果に基づいて考察し、

全学及び各学科・各専攻における学習支援方策を点検している。その一部は、高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書（備付-28）でも公表され、他学科の取組も参考にして工夫を図るよう取り組んでいる。また、進路決定状況や国家試験合格状況も学習成果の達成状況を把握する指標であることから、その結果に基づいて各学科・各専攻、また就職委員会や学生委員会で点検している。学科によっては、ポートフォリオも活用して点検している。

生活科学学科

生活科学学科の定める学習成果の獲得に向けて、合格者登校日では学科の概要や学習に対する心構え及び履修について説明している。また、必要とされる基礎的な課題（備付-47）を複数示し、入学後の学習意欲や目的意識を高める取組を行っている。課題については、入学時に担当教員及びクラス担任が確認し、学科・専攻会議（備付-125「生活科学学科」）にて個々の学生における問題点を共有し、指導方法を検討するよう努めている。年度当初に行われるオリエンテーションや学科オリエンテーションでは、資格取得のために必要な履修科目が登録できるようきめ細かく支援している。その中で、進路に即した学習の方法や科目選択についても説明している。また、進路に悩む学生には個別に相談に応じて、就職担当教員を交えて学生に合った資格取得ができるよう配慮している。学習成果の獲得に向けて、学習支援のための印刷物としては学生生活と履修の手引き（提出-2）やシラバス（提出-10）を発行している。基礎学力が不足する学生に対しては、各担当教員と担任が連携して、必要に応じて授業時間内あるいは授業時間外に個別に指導を行い、習得できるよう支援している。また、授業を欠席した学生には個別に補講を行っている。担任以外の教員も学生の学習上の悩み等の相談に乗り、適切な指導助言を行っている。体制としては、クラス担任、副担任制をとっており、常に学生と連絡を取り随時相談に乗り、適切な指導助言を行い問題の早期発見と解決につなげている。学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援は行っていないが、外部の講演会や研究会等への参加を促す、あるいは四年制大学への編入学を希望する学生に対し情報を提供するなどの対応をしている。また、在学生在が中心となり、新入生に対して、ウェルカムパーティを開催し、学生間の交流を図り、学生生活の助言ができるよう機会を設けている。

幼児保育学科

入学手続者に対して合格者登校日を設け、自分自身の将来像をイメージさせながら、入学後の学習に対する心構えを説明している（備付-46、47）。また、入学者受け入れの方針に基づき、準備すべき複数の課題を提示し、入学後の学習を円滑に進められるよう指導している。この取組を通して教育・保育実習に臨む意識を高めるよう指導している。

新入生オリエンテーションでは、学生生活と履修の手引きやシラバスを活用しながら具体的な学習の方法や科目の選択について詳細な説明を行っている。在学生在も含め定期的なオリエンテーションを通して、学習成果の獲得及び資格取得に向けた積極的な態度を確立するよう取り組んでいる（備付-48）。オリエンテーションや授業で説明する際には、主に全学共通の印刷物を利用している。学習支援で重要な内容や日常の連絡事項については学内掲示や印刷物、必要に応じてはウェブサイトを利用して学生への周知徹底を図っている。

基礎学力が不足する学生に対しては、学生の空き時間を利用したグループ指導や個人指導の機会を各教員が設定して自主的な補講を行い、学生のレベルアップ・スキルアップを図っている。また、授業を欠席した学生に対してはその内容の補講を実施し、当該授業内

容に関する指導を行うなど、学力の育成に取り組んでいる。

学習上の悩み等の相談及び適切な指導助言を行う体制については、学生が個人的に相談する上でクラス担任・副担任が窓口となる環境作りに取り組んでいる。ただし、学生が個人的に相談しやすいように、クラス担任・副担任以外に科目担当教員や学生支援課、保健室、学生寮等とともに対応している。一方、進度の早い学生・優秀な学生には履修登録上の上限を緩和するなど、学習活動の発展に向けて支援している。なお、本学科では平成27～29年度において留学生の受け入れを行っていない。留学生の派遣については、組織的な取組は行っていないものの、留学の案内があれば学生に対して周知を図っている。

本学科ではポートフォリオ評価を導入し、教育に対する自己評価を学生に促すとともに、学生の学習到達度の確認や教員自らの教育活動の評価、そして授業以外で学生とのコミュニケーションを図るツールとして活用している（備付-35）。学外実習事後指導時も面談を専任教員全員で分担して実施しており、実習評価を踏まえた情報共有と連携指導を図り、キャリア教育面からも個々に配慮した指導体制の構築に努めている（備付-71）。

本学科では、在学中の学習成果の獲得に関して本学科卒業生（1年目及び2年目）を対象とした追跡調査を実施している（備付-42）。また、生涯学習講座では卒業生（1年目、2年目）が就職後の保育現場でのやりがいや悩みを共有し、教員と共に考える取組を実施した。今後も調査や講座を継続していくための予備調査として位置付けられる（備付-43）。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、教育目的、授業、学生生活について大学説明会やオープンキャンパスで参加者を対象に大学案内等を用いて説明し周知している。オープンキャンパスでは在學生も参加し学生生活を紹介している。また、合格者登校日には交流を通じて本専攻の教育目的、学習成果、入学後の学習計画について説明し、課題提出も含めて入学までに学習の準備ができるように促している（備付-47）。そして、入学後「基礎診断テスト」を実施し、課題学習の成果を年度毎に検証している（備付-125「医療検査専攻」）。

入学時オリエンテーションでは、印刷物を利用して単位の修得方法や資格取得に必要な単位等の説明を行っている。また、新入生には学習意欲を高める病院見学実習（半日）を5月に実施している。さらにクラス担任・副担任による個人面接を行い、学習状況や生活上の悩み等に対応している。在學生に対しては、各学年の前期と後期に定期的な個人面談を行い単位修得状況と卒業後の進路を確認し、学習成果の獲得に向けた指導を行っている。特に3月の在學生オリエンテーションでは、これまでの単位修得状況の点検、卒業要件や資格取得の方法等の説明を行い、学生に臨床検査技師国家試験受験と卒業後の社会生活に向けた姿勢を確立させている。2年次までは到達目標を明確に定めた実習科目が多く、実習終了後も到達目標に達するまで、空き時間を利用して学習の機会を与えている。また、2年次の夏期休業中には希望者に病院体験実習（1週間）を推奨し、2/3程度の学生が参加し、臨床現場からの刺激で学習意欲を高めている。さらに春期休業中には、高知県臨床検査技師会と連携した学生支援活動や学内教員による臨地実習前補講を行い、臨地実習への対応力の強化に努めている。3年次では臨地実習中の土曜日、夏期休業中、通常授業の空き時間、冬期休業中、定期試験終了後に補習及び模擬試験を行い、国家試験合格に向けた学習成果の獲得を目指している。学科・専攻会議では、これらの事業計画や実施後の総括を行い、次年度の事業計画に反映している。

学習上課題のある学生には、まず科目担当教員が対応するとともに、クラス担任、副担任にも連絡し連携して指導に努めている。必要に応じて保護者との面談も行っている。また、教員の中には学力向上に向けて勉強会や個別の学習指導を行っている。学科・専攻会議では毎回クラス担任、副担任より学生の状況報告が行われ、その状況に応じた対応策を検討している。学習進度の早い学生や優秀学生に対しては特別な学習支援を行ってはいないが、在学中に取得可能な赤十字救急法救急員、バイオ技術者認定、健康食品管理士等の資格取得をすることや、本学専攻科応用生命科学専攻への進学、大学への編入学、細胞検査士養成所への進学等を推奨している。また、在学中に専門分野の学会や研修会等への参加を呼びかけ、一部の学生は積極的に参加している。

学習成果の獲得状況については、単位取得状況、認定資格取得状況、進路決定状況、国家試験合格状況、進路先の評価、短期大学生に関する調査研究の集計結果を指標として、学科・専攻会議で点検するほか、FD委員会、就職委員会、学生委員会でも点検している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

合格者登校日には、課題を出題し基礎学力を身に付けるとともに医療人を目指す心構えと歯科衛生士としての意識付けなど情報を提供している(備付-47)。また、入学者に対し、オリエンテーションで学生生活と履修の手引きを通して教育目的や三つの方針、学習成果等を示し、履修登録の確認と重要性についてはシラバスを使用し説明をしている。学習上の質問や相談については、オフィスアワーを中心にクラス担任及び授業担当教員は適時学習上の悩み等を聞き、助言・対応を行っている。また、学習成果の獲得に向けての支援では、学内実習において授業時間内に到達目標に至らなかった場合、空き時間を利用し、学生の進度に応じたフォローアップ体制を取り、学習支援を行っている。基礎学力が不足する学生には個別指導等で対応している。また、国家試験対策として量的データに基づき、グループ編成を行い学習意欲が失わないように支援している(備付-38)。

看護学科

看護学科では、合格者登校日に、看護専門職者になるための心構えや入学後の授業や試験、実習、国家試験対策等について説明し、入学までの準備として必要な課題を提示している(備付-47)。課題は入学後、教員が確認し、確認テストを行うことで課題への動機づけを行っている。さらに入学後は、学習成果の獲得に向けて、また国家試験受験を見据えた学習の方法を身につけるため、具体的な国家試験の内容を説明し、先輩の学習方法や推薦したい参考書などを紹介することで学習の動機づけを高めている。

本学科では、1年時の前期に学力テストを実施し、学生の学力レベルの査定をしながら、後期授業が始まるまでの時間を利用し、基礎学力が不足していると思われる学生に補講を行っている。学力の十分でない者ほど手厚く指導する仕組みを作り、全教員が関わることで、個別に丁寧に指導することができている。この補講により、1年時から学生の学習能力の査定が具体的に行えたこと、学生が粘り強く課題解決に取り組むようになったこと、教員と学生の関係性が構築され支援のしやすさが生まれた。

学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みや対人関係、家族の問題等についても個別に相談に乗り、適切な指導助言を行う体制を整えている。逆に進度の早い学生や優秀な学生には、専攻科への進学を勧めたり、現在の目標レベルを上げるために個別に相談に応じたりしている。また、平成29年度にインドネシアから1名の留学生を受け入れ、必要に応じて

個別にサポートを行っている。さらに、科目の履修状況、成績、看護師国家試験合格の状況等の記録を量的・質的に分析することで学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習支援方法の点検に活用している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

入学手続き者に対しては、授業や学生生活について、また指導教員の研究分野等について、先輩の専攻科学生と情報交換を行う場を設け、助言を受けるようにしている。

本専攻の教育目的、学習成果、教育課程編成・実施の方針についての説明は、入学時オリエンテーションにおいて履修要項（シラバス含む）等を配付して行い（備付-48）、また、科目の選択のためのガイダンスや大学改革支援・学位授与機構への学位授与申請のための教育課程の説明も行っている（提出-10）。基礎学力の不足や学習上の悩みを抱える学生に対しては、修了研究担当教員が対応するとともに、専攻長が適宜面接を行って学生と課題を共有し、解決に向けて取り組んでいる。また、専攻科専攻会議において、学生の状況を報告し、対応の検討を行っている。学習進度の早い学生や優秀学生に対し、特別に学習支援は行っていないが、授業科目の幅を広げ、専門性の高い選択科目を用意し、それを受講することで幅広い知識と高度な臨床検査の技術の習得を奨励している。また、修了研究では、担当教員により、優秀学生に対し、学会発表を促すなど積極的な学習支援を行っている。この結果、平成29年度日本臨床衛生検査技師会・中四国支部医学検査学会・学生フォーラムで1名の学生が自身の臨床検査技師としての将来像を発表した。各学生の学習成果の獲得状況については、量的・質的データの基づき、専攻科専攻会議で修了研究の指導教員を中心に学習支援方策を検討・点検している（備付-125「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、入学後の学習成果の獲得に向けて修了研究に対する準備性を高めるため、入学前にオリエンテーションを行っている。また、入学後の授業や学生生活が円滑に始められるよう、入学時にもオリエンテーションを行っている。修了研究、学位取得に関しては、年間を通して必要な時期に具体的かつ詳細なオリエンテーションを実施し、学生が混乱なく手続等を進められるように配慮している（提出-2、p.66～77；備付-規程集17、21；備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。

学習成果の獲得に向け、主体的に学習が進められるよう、履修要項（シラバス含む）で説明している。また、学生個人の学習成果の獲得状況を把握し、担任、副担任で連携を取りながら支援している。具体的には、学習上の相談と学生生活についての相談を受け、学生個人の状況に応じて対応している。学習進度の速い学生は、進度の確認をしながら自主性を尊重するなどの配慮をし、学習意欲を維持できるよう支援している。また、グループ活動の中で自身が理解したことを他者に教えるなど、リーダーの役割を担うことで更なる学習内容の定着を支援するとともに相互に高め合い、学習成果を獲得できる仕組み作りをしている。科目の成績、履修状況、国家試験対策での個人成績などの記録を、量的・質的に把握し、経年比較することで、学生及び学年の特性や、学習成果の獲得状況を把握し、国家試験対策の強化項目等に反映させている（備付-規程集151、4-2）⑤-専）。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員による組織として学生委員会やカウンセリング委員会（備付-規程集 16～17）がある。その事務局は学生支援課が中心となり、健全な学生生活を行うための支援を行っている。各学科・各専攻における学生の生活支援では、クラス担任教員を配置して対応している（提出-1、p.61）。

学生が主体的に参画する活動について、まず学園祭（天神祭）では学生が学園祭実行委員会を主体的に運営し、準備や実施に取り組んでいる（備付-76）。また、クラブ活動では各クラブに本学教員を顧問として配置し、学生が自主的に活動している（備付-75）。これらの活動は学生支援課を担当事務として、クラス担任や顧問教員を中心に全教職員が支援を行っている。その他、ボランティア活動や地域活動等への学生の自主的な参加についても学生支援課を中心として教職員が指導支援を行っている。

学生の福利厚生面では、食堂で学生の健康面を心がけたメニューの提供に努めている。自動販売機コーナーの設置や、空き時間に活用する憩いの場として中庭を整備し、ベンチ・椅子・ガーデンパラソル等を配置して学生のキャンパス・アメニティに配慮している。また女子学生を対象とした学生寮を学園敷地内に設置している。希望があれば下宿先の斡旋も行うなどの支援も行っている。以上の支援組織も学生支援課が担当している。

学生の通学手段としては全般的に自転車やオートバイによる通学が多い状況である。オートバイは登録制にしており、毎年 200 名程度が利用している。自転車も含め、この台数に見合う駐輪場は確保している。遠方の学生には鉄道を利用する者も多い。なお、本学は自動車の駐車が狭隘なため自動車での通学は禁止している。

学生への経済的支援のための制度として、本学独自の奨学金制度は設けていないが、在学生のほぼ半数が独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与を受けており、手続や返還の

指導を教務課が行っている。また、経済的に困難な学生には延納制度がある。本学では、学則（提出-5）第 33 条に基づき、授業料等納入金は前期・後期の期別に納入することになっている。ただし、特別に事情があると認められた場合は、学則第 33 条第 4 項に基づき延納を認めることがある。教務課は学納金納入確約書に記載してある日時までに納入がなされているかを常に確認していく。また、納入が困難な状況である場合には、日本学生支援機構の奨学金を紹介し、学生が学習を続けていけるよう援助を行っている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、カウンセリング委員会の委員が学生の相談を受ける学生相談室等がある。また、健康管理のための保健室を含めて学生のメンタルヘルスケアを行っている。さらに、セクシュアル・ハラスメント等に関する規程（備付-規程集 22）を定め、セクシュアル・ハラスメントやその他のハラスメントへ対応するよう、学生生活と履修の手引きに示している。相談への対応については、倫理委員会規程（備付-規程集 23）に基づき、倫理委員会が行うこととしている。現在の学生は、生活環境や人間関係が様々な状況にあり、学生の不安等への対応は個別に実施し、大学全体で不安要因を取り除くよう、学習に専念できる環境構成に努めている。以上の体制のもと、常に全学科・全専攻の教員と連携し情報の共有を図っている。また、全学生対象の健康診断を毎年 3 月末から 4 月にかけて一斉に実施している。

学生生活に関する意見聴取については、短期大学生に関する調査研究（備付-31）の結果や授業アンケート（備付-53）の活用を中心に、無記名による調査を実施し、その結果を研究している。平素においても学生相談室や学生支援課、また教員のオフィスアワーを利用して、学生の意見を聴取している。その他、学生は意見や要望を意見箱へ無記名で投稿することができる。その内容を参考にして反映できるものは積極的に対応するよう努めている。これらは、学生支援課だけでなく事務局全課に加え、クラス担任や学科長・専攻長等、さらに関係する委員会も通じて対応している。

留学生の学習及び生活支援に関する体制としては、当該学科の教員及び学生支援課の職員を中心に支援担当者を決め、日本語教育等の支援を行ったり生活相談に対応したりしている。また、生活支援に関連して、本学では外国人留学生授業料減免規程（備付-規程集 53）を設け、授業料の 30 パーセントを上限に減免できる体制をとっている。なお、本学では在学年限を学則第 5 条の 2、休学の期間を学則第 15 条の 1～3 に定めているが、長期履修生受け入れに関する制度化は行っていない。

社会人経験者の学生に対して組織的な学習支援は行っていないものの、要望があれば個別に対応している。また、障がい者の受け入れのための設備としては、障がい者用トイレ、施設の階段への手摺りの設置、建物入り口のスロープ等が設置されている。障がい者用トイレについては、トイレの改修を行う際に設備整備の拡大に努めている。学生の社会的活動については、地域活動や地域貢献、ボランティア活動に関する情報を本学の専用掲示板や IT システムを利用して奨励している。各学科・各専攻の学生は、休日等を利用して施設や学校、地方公共団体主催の催事、月 1 回の周辺地域の一斉清掃、医療関連団体等にそれぞれの専門性を生かし地域貢献やボランティア活動として積極的に参加している。これらの活動は、教育科目の学習成績への評価とはならないが、同窓会規定（備付-規程集 145）に基づき高知学園短期大学同窓会表彰の対象として吟味し顕彰することもある。

なお、教育活動を通じた地域貢献として健康教育が挙げられる。具体的には、高知県内

の幼稚園を訪問し全学的な取組として学生が児童・生徒の歯みがき指導に当たるなど、その専門性を生かした地域貢献活動を行っている。また、高齢者の健康作りに貢献できるように、老人ホームを訪問する活動も行っている。さらに、本学が開催するイキイキ健康フェアでは、健康長寿県高知を支えるために本学周辺の高齢者を対象に、全学科の希望学生が専門分野の特色を活かした健康教育に取り組んでいる（備付-18）。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教職員組織は、就職委員会規程（備付-規程集 21）に基づく就職委員会と学生支援課が連携を密にしながら、就職幹旋内規（備付-規程集 157）に則り、就職指導・支援を行っている。また、学生自身の将来にわたる生活設計や社会貢献に対する意識を高揚するため、広報活動並びに学生支援組織に関する規程（備付-規程集 42）を定め、キャリアセンターを組織しキャリア形成支援に取り組んでいる。このように、学生の修学や進路選択に関する活動を積極的に支援する教職員の組織を整備し、活動している。

また、学生支援課では、就職担当職員を配置するとともに、就職支援のための窓口や求人情報及び関連書籍、就職資料の整備、設備の拡充を行いパソコンで学生が積極的に求人検索できるよう設置し、求人票も閲覧できるよう配置している。さらには IT システムも構築している。職員は求人活動を積極的に展開しながら、学生の希望する企業や病院等に就職することができるよう努めている。また、各学科・各専攻の就職状況の分析・検討は、学生支援課によるデータの収集や分析に基づき、就職委員会でさらに検討を加え、次年度の就職指導に活かしている。その結果、各学科・各専攻とも就職希望者全員の就職率 100 パーセントを達成している（提出-1、p.45～46）。

学生支援課による就職試験対策の支援は、受験先決定の相談や試験時における面接対策、履歴書の記載のチェック、企業等の求める人材の調査、公務員試験受験者に対する特別講座の実施等きめ細かく指導している。また、これまでに受験した学生の受験報告書の分析や、担当者の就職先企業の訪問等を通じて情報を収集し、分野別に就職に関するデータの整理と分析を行う体制を整えている。その結果、学生に就職に関する的確な情報を提供しながら就職指導を行っている。学科によっては、就職フェアを開催し、在学生にはキャリア形成の重要性や就職に対する意識付けとして参加を促し、卒業年次生には面談時の心構えについて学ぶ機会を提供するなど支援を行っている。また、卒業生が学生支援課を訪れ、就職先の情報を提供してくれるケースも多くなってきている。

国家試験受験資格を取得する学科・専攻では、教員が協力して演習、模擬試験等を実施

して学生の学力を分析し対策を講じるなど、全員合格を目指して授業以外でも特別な指導に当たっている。また、就職支援対策として公務員試験受験希望者を対象にセミナーや専門領域のセミナーを開催するなど、教職員は学生の要望に協力し指導するよう努めている。

進学、留学に対する支援については、四年制大学への編入学指定校等の情報を全学的に提供している。担当事務は教務課であるが、各学科・各専攻によって進学傾向が異なるため、各学科・各専攻の教員も積極的に指導に当たっている。留学については、案内があれば掲示を通じて情報を提供している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

授業改善については、平成30年度より授業参観担当教員が翌年度に授業改善に向けた公開授業を行うこととした。その効果を検証することが課題である。また、授業参観後の事後検討会について、議論する内容が適切な助言や意見として機能するよう、FD委員の資質向上も課題である。さらに、学外研修への参加状況は十分ではない。各教員の課題を明確に自覚することができる活動のあり方を検討しなければならない。特に、学外研修受講報告書の活用方法には工夫の余地が残されている。SD活動については、事務職員の積極的な学外研修への参加が見られる。他方、教員によるSD活動の充実が今後の課題である。

図書館では今後も学習環境を整備し、学生の学習支援につなげる。また、学生図書館委員による活動の充実をさらに図り、学生目線を取り入れた図書館サービスの実践を目指す。

コンピュータ利用についても、安心した教育活動や学生支援を実施できるよう、情報管理に関する理解を深めなければならない。現在、個人情報に関わる添付ファイルを送受信する際にはパスワードをつけることとしている。パスワードは毎月変更されているが、その他の管理についても確実にを行うことができる方法を検討する。以上の活動を充実させる上で、教育資源を安定して有効的に活用できる体制を常に整備し続けることが必要である。

その他の施設設備面においても、改修時に進めているバリアフリー化の充実に加え、多様な学生の受け入れに対応するために効果的な教室設備・機器や学習空間の工夫、教育コンテンツの活用等を研究しなければならない。その中で、本学に適した環境構成を具体化し、計画を精練することが課題である。

なお、入学後に興味関心が薄れたり進路変更を希望したりする学生が少数いる。そのため、入学時の興味・関心を維持し向上することができる指導力の向上が教員に求められる。また、基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、原因の克服だけでなく、得意な分野の承認とその範囲の学習成果向上に寄与する配慮や学習支援のあり方を工夫しなければならない。進度の早い学生や成績が優秀な学生に対しても同様に、学生理解に基づく意欲と向上心を高める学習支援体制の確立が課題である。その際、授業以外における学習支援の工夫も求められる。以上の状況に鑑み、各学科・各専攻が掲げた入学者受け入れの方針と学習成果に基づいて、入学前の準備と入学後の学習に整合性と発展性を持たせる指導体制を強化し、高大接続の円滑化を推進することが課題である。

学生の生活支援については、経済的に困難な学生に対する短期大学独自の奨学金制度の整備も引き続き課題である。また、クラブ活動への参加者が減少傾向にある現在、学生が引き続き主体的に活動できるよう支援の在り方を工夫することも求められる。なお、本学では重度障がい者が校舎間の移動や校舎内の上下階への移動が困難である。改修の際を利

用して徐々に整備を行っているが、今後もバリアフリーの拡大整備が急務である。さらに、段差だけでなく、扉の重さ等も点検していく。

進路支援に関しても、全学生が主体的に就職活動を展開し、職業的自立に向けて活動するよう就業力育成に向けた取組の工夫が課題である。全学科で開講している「キャリア形成演習」を軸に、教養教育や専門教育の科目間の連携、及び学生生活全般における指導の充実を図りながら、教職員が一体となった進路支援の体制を強化していく。

生活科学学科

学生の習得状況に合わせた学習支援体制の確立が課題である。学生の生活支援については、アルバイトの状況等も把握し、学業に支障を来さないように日頃から教員間で情報共有し支援を行うことが課題である。進路支援に関しては、就職合同説明会（備付-69）を学内で開催しているが、職業的自立に向けて活動するための取組を強化していく。

幼児保育学科

カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの効果的な活用として、学習項目カテゴリーをキーワードとともに学生へ提示し、学習の一貫性を示すことや学生の授業時間外学習の定着に向けた取組を基にした授業内容の工夫が必要である。合格者対象に入学前課題を活用した指導、新入生オリエンテーションにおける説明、進度の早い学生・優秀な学生や基礎学力が不足する学生に対する対応等、近年、多様な形で実施している学習成果の獲得に向けた組織的学習支援の取組を今後も継続し、その成果を検証しなければならない。ポートフォリオ評価を活用した学習支援については、その成果や課題を検証し、学生個々に配慮したより効果的な組織的指導体制のあり方を引き続き検討していくことが必要である。本学科卒業生対象の追跡調査や生涯学習講座については、卒業後の実情や課題を踏まえて在学中の組織的学習支援のあり方を考える機会として貴重である。今後も継続し、その成果を検証していかなければならない。調査回答率が上がるように、卒業前から趣旨を説明するなどして、取組への協力が得られるように働きかけていく必要がある。

医療衛生学科医療検査専攻

各科目の担当教員は、学生による授業アンケートの結果を分析して授業改善に生かしているが、本専攻の全般的視野からデータ分析を行い、学習成果の獲得に活用していくことが課題である。基礎学力が不足する学生については、各科目担当者が授業改善を図りながら個人指導をしているが、本専攻で組織的な体制を作ることも課題である。短期大学生に関する調査研究の集計結果については、本専攻で十分な分析をして共通認識を形成し、学習成果の獲得に生かすことが課題である。学生のキャリア形成の向上のために、個々の学生についてポートフォリオを導入して、専門的能力と汎用的能力の学習成果を学期毎に学生自らが振り返り、自己点検できる方法を確立することも課題である。

医療衛生学科歯科衛生専攻

入学後に学習に不安を感じたり、興味関心が薄れたりしないように事務局と一体となり支援体制をさらに構築する必要がある。平成28年度の課題であった「授業アンケートを参考に教員の授業・教育方法の改善」及び「学生の図書館の利用が少ない」については改善傾向にあることから、さらなる学習成果を目指し、学生自身が自主的に授業時間外学習に取り組むように促進していく。教員においてもFD活動等に積極的に参加し、新しい情報を取り入れ、学生に対しての指導方法を本専攻で取り組んでいくことが今後の課題である。

看護学科

社会の看護師の質に対するニーズが高まる中、看護師国家試験の内容も読解力・分析力・統合力等が求められるようになってきた。すなわち看護師国家資格を取得するためには文章を正しく読み取り思考する力が必要であり、看護の専門科目に力を入れて教育を行うだけでは不十分な現状がある。学習の基本となる基礎学力を向上するための取組が、入学時より開始され、専門科目の授業においても実習においても、常に意識しながら展開されていくことが今後も重要になると考える。また、学生が看護への興味関心を持ち続け、看護専門職に就くことを目指した学習行動につながるよう動機づけを行い、意欲をマネジメントする働きかけが必要である。そして、学生支援が行き過ぎることなく、その主体性や積極性が育まれるような支援の在り方を今後も模索し、全教員でその体制を整えていく。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

学生が主体的に修了論文を完成させることができるよう学生の基礎的な能力向上と意欲的な姿勢を育てる指導の工夫と支援のためのシステム作りが課題である。

専攻科地域看護学専攻（参考）

科目間の目的、到達目標、実施内容について、科目間での重複や不足している内容を確認し、学習成果の獲得に向けて授業内容の見直しを行う必要がある。また、本専攻は本学看護学科からの進学者が占める割合が高いため、看護学科での学習成果を本専攻でどのように発展させていくのか、看護学科とも連携をとりながら課題を検討し、その内容をもとに今後、授業内容等を改善していく必要がある。

各科目の評価方法については、教員と学生が共通認識の下で評価できるように、引き続きルーブリックの活用を推進する。また、学生生活について、本専攻は1年課程の中で、学習成果の獲得とともに、修了後には学生が希望する進路に進めるように支援する必要がある。1年間の過密スケジュールの中で、授業、修了研究と同時に就職活動等が並行して進んでいくため、学生にはスケジュール管理を呼びかけながら、教員間の連絡相談機能を強化しながら学生支援を行っていくことが課題である。さらに、学生が自分の個性を伸ばしながら、充実した学生生活が送れるように支援していくために、教員間で情報や支援方針について検討する機会を増やし、支援体制を強化することが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回受審時では三つの方針をウェブサイトで公表していたが、現在は複数の印刷物で公表することも加え、方針に基づいた説明が定着している。その過程で、特に高等学校関係者からの意見を参考に方針の内容を一層具体化している。また、前回受審時の学習成果も曖昧な内容であったが、現在は三つの方針との整合性を強く意識するようになり、具体化につながっている。それに伴い、シラバスで示す到達目標の設定が具体的な学習成果とな

るよう改善してきている。さらに、当時の学習成果を測定する方法については試験等の成績評価が中心であった。現在は、汎用的能力の測定・評価方法を検討して学習成果査定の方針を掲げるなど、教職員の共有が定着しつつある点は大きく改善されたといえる。

FD・SD活動についても、前回受審時に比べて活発になっている。特に授業改善に至っては、授業参観から事後検討会を経て改善計画を取りまとめ、翌年度に改善された授業の公開を行う体制を確立し、PDCAサイクルの展開及びFD活動による成果の可視化に努めるまで向上している。SD活動についても、当時は学内で進められていたが、現在は積極的に学外での研修を学内へ反映するよう、取り組んでいる。こうした活動を教職員が高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で公表し、また高知学園短期大学FD・SD活動報告書も発行するなど、活動の継続と蓄積を通じた機運が高まっている点で改善されている。

学生の生活支援については、当時はセクシュアル・ハラスメントに関する対応のみを学生生活と履修の手引きへ記載していた。多様なハラスメントに対応するよう、セクシュアル・ハラスメント等に関する規程として新たに定め、倫理委員会のあり方も見直して、さらに学生へ周知する内容も見直した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「教育課程」について、本学では平成29年度より新たな学習成果と三つの方針を示したことから、引き続き進路先の卒業生評価や同窓生から聴取した意見を参考にして、卒業認定・学位授与の方針が社会のニーズや変化に対応しているか、結果として平和と友愛へ貢献できる方針であるかを点検していく。その上で卒業認定・学位授与の方針に基づく体系的な教育課程の編成が効果的に機能しているか、また学習成果が社会的に確かな通用性があるのかについても点検し続けなければならない。入学者受け入れの方針が高等学校段階で培われた学力を基礎とし、さらに社会のニーズや変化に対応しながら社会の発展に貢献できているか、本学が求める学習成果に適した入学者受け入れの方針になっているかについても確認しなければならない。さらに、現在掲げている三つの方針と学習成果との整合性についても、ポリシー・マップを活用しながら点検する体制を完成させる。

「学生支援」については、学習成果査定の方針において全学及び各学科・各専攻で汎用的能力に関する査定方法の具体化を進めることが必要である。これらに関連して、CAP制やGPAを検証する視点を具体的に定めることにも取り組んでいく。特に、FD活動が実際に授業改善や学習成果の向上につながっていない場合には、その原因を検証し対策を講じなければならない。そのため、学外研修受講の方針を見直して研修が教育効果の向上へ確実につながる方策を検討していく。SD活動においても、今は教員の参加が少ないことから、SD活動による教育効果への影響を吟味することができる体制を検討する。

最後に、本学が取り組む健康教育は地域貢献だけではなく、各学科・各専攻の専門性を軸に幅広い研究分野を活かした付加価値を有する専門的職業人の育成として有益である。この点を活かすことができるよう、テーマの見直しも含めて工夫を図っていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、5 学則

備付資料 26 ウェブサイト、27 授業改善に向けた公開授業の進め方、28 高知学園短期大学FD・SD活動報告書（平成29年度）、57 授業参観、59 事後検討会報告書、60 授業改善計画報告書、77 教員個人調書、78 過去5年間（平成25年度～29年度）の教育研究業績書、79 非常勤教員一覧表、81 専任教員の研究活動状況表、82 外部研究資金の獲得状況一覧表、83 高知学園短期大学紀要（平成27年度）、84 高知学園短期大学紀要（平成28年度）、85 高知学園短期大学紀要（平成29年度）、87 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書（平成27年度）、88 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書（平成28年度）、89 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書（平成29年度）、92 高知学園短期大学危機管理マニュアル、93 防災マニュアル、94 教職員の健康診断、95 学校法人高知学園予算編成方針、125 各学科・各専攻会議議事録

備付資料・規程集 1 高知学園短期大学教育組織規程、11 高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程、12 高知学園短期大学研究倫理審査申請要項、13 高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程、14 高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程、15 高知学園短期大学災害対策委員会規程、27 ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程、31 情報企画委員会、34 紀要編集委員会規程、35 スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程、42 広報活動並びに学生支援組織に関する規程、60 高知学園短期大学紀要投稿規程、61 高知学園短期大学紀要査読要領、62 高知学園短期大学紀要原稿執筆要領、63 高知学園短期大学の教員人事に関する規程、64 高知学園短期大学人事委員会規程、66 高知学園短期大学教員資格、67 高知学園短期大学の教員の資格に関する内規、68 高知学園短期大学教員選考基準、70 高知学園短期大学非常勤講師規程、73 高知学園短期大学教員の採用・昇任の手続き、74 教員人事に係る選考委員会に関する規程、75 高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領、76 高知学園短期大学研究活動における不正防止計画、77 高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程、78 高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン、79 高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針、80 高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範、81 高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画、95 ファカルティ・ディベロップメント委員会とスタッフ・ディベロップメント委員会との合同会議に関する内規、97 組織規程、98 高知学園文書取扱規程、99 高

知学園公印取扱規程、100 高知学園文書保存規程、103 高知学園就業規則、105 定年に関する規程、108 給与規程、109 旅費規程、110 退職手当に関する規程、112 会計規程、116 新採職員選考委員会内規、119 時間外勤務の管理に関する内規、120 高知学園職員の長期研修に関する規程、121 海外教育視察助成要項、125 ストレスチェック制度実施規程（内規）

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第20条の2の第1項と第2項及び第22条、さらに各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。平成30年5月1日現在における本学の専任教員は教授17名、准教授18名、講師10名、助教5名の計50名である。また、専攻科も加えると教授は18名、合計51名となる。短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロで定める教員数は40名、うち教授数は14名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。

専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格、高知学園短期大学の教員の資格に関する内規を定め（備付-規程集66～67）、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置していることから（備付-77～78）、短期大学設置基準第23条、24条、25条、25条の2、26条を満たしている。非常勤講師についても、高知学園短期大学非常勤講師規程（備付-規程集70）を定め、各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している（備付-79）。補助教員を必要とする学科・専攻では、教育課程編成・実施の方針や各種法令に基づいて助手を配置している。教員の採用、昇任は高知学園短期大学人事委員会規程（備付-規程集64）に基づいて人事委員会を開催し、そこで高知学園就業規則（備付-規程集103）及び高知学園短期大学教員選考基準（備付-規程集68）、高知学園短期大学教員の採用・昇任の手続き（備付-規程集73）に照らして検討している。

生活科学学科

生活科学学科の教員組織（備付・規程集1）は、教授2名、准教授4名、講師1名で編成されている。また管理栄養士の資格を有する助手3名を配置している。専任教員は短期大学設置基準に定める教員数（専任教員5名以上、うち教授2名以上）を満たしている。また、栄養士法施行規則第9条に基づく専任教員及び助手の基準も満たしている。非常勤講師については、担当科目に関する教育研究歴等教員要件について適正に審査を行った上で配置している。教育課程編成・実施の方針に基づき、必要に応じて助手を配置している。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
渡邊 慶子 (H28～)	教授	博士（生活科学）	教育実績：H28/10.5 H29/9.5 研究業績：有
田邊 重任 (H30～)	教授	教育学士	教育実績：－ 研究業績：有
下元 智世 (H28～)	准教授	修士（学術）	教育実績：H28/12.9 H29/13.1 研究業績：有
戸田 浩 (H30～)	准教授	文学士	教育実績：－ 研究業績：無
古屋 美知	准教授	修士（生活科学）	教育実績：H27/13.3 H28/13.3 H29/12.4 研究業績：有
鈴木 寛之 (H30～)	准教授	博士（理学）	教育実績：－ 研究業績：有
森岡 美帆	講師	家政学修士	教育実績：H27/13.3 H28/12.8 H29/14.8 研究業績：有

幼児保育学科

短期大学設置基準では、8名の専任教員うち教授3名が必要である。幼児保育学科は幼稚園教諭並びに保育士の養成校であり、前者に関連して必要な①教科に関する科目を担当する専任教員として4名、②教職に関する教科を担当する専任教員として4名を配置している（備付-26「教員紹介：幼児保育学科」「情報の公表」）。非常勤講師（備付-79）についても科目に関する教育研究歴等を基に十分な審査を行った上で配置している。また、指定保育士養成施設基準で「教員8名以上が望ましい」と定められ、10名の専任教員（提出-1、p.54）うち教授が5名を配置している。また、児童福祉法施行規則別表第1各系列に基づいて専任教員を配置していることから、指定保育士養成施設の基準も満たしている。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
浜田 幸作 (H29～)	教授	修士（教育学）	教育実績：H29/6.3 研究業績：有
池澤眞由美	教授	体育学士	教育実績：H27/10.6 H28/10.6 H29/13.1 研究業績：有
末田 光一	教授	教育学士	教育実績：H27/11.7 H28/11.7 H29/11.7 研究業績：有
竹村 正	教授	芸術学士	教育実績：H27/13.5 H28/13.4 H29/13.4 研究業績：有
吉村 斉	教授	博士（教育学）	教育実績：H27/14.1 H28/14.2 H29/16.8 研究業績：有
寺尾 康	准教授	理学士	教育実績：H27/13.4 H28/15.2 H29/16.4 研究業績：有

田村 由香 (H30～)	准教授	準学士	教育実績：－ 研究業績：有
山本 英作	准教授	修士（地域研究）	教育実績：H27/12.1 H28/12.1 H29/13.1 研究業績：有
ポーラ・ディ・フ ェビアン (H30～)	講師	B.A. in Humanities	教育実績：－ 研究業績：無
宮崎 大樹 (H30～)	講師	学士（学校教育）	教育実績：－ 研究業績：有

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、短期大学設置基準と本専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて教授3名、准教授6名、助教1名の計10名の専任教員を配置している。短期大学設置基準で定める教員数は6名、うち教授数は2名であることから、本専攻はいずれの基準も満たしている。なお、臨床検査技師の業務経験5年以上の者は4名である。また、臨床検査技師学校養成所指定規則の基準も満たしている（備付-77）。専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格、高知学園短期大学の教員の資格に関する内規に基づき、真正な学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等に基づいており、ウェブサイト等で公表している（備付-26「教員紹介：医療検査専攻」）。非常勤講師も短期大学設置基準の規定を順守して、臨床検査学や専門分野に関する高い学識を有する専門家を配置している（備付-79）。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
高岡 榮二	教授	修士（理学）	教育実績：H27/20.8 H28/19.6 H29/19.5 研究業績：有
今井 正 (H30～)	教授	博士（医学）	教育実績：－ 研究業績：有
富永 麻理	教授	医学博士	教育実績：H27/19.6 H28/21.6 H29/21.7 研究業績：有
森田 尚亨	准教授	修士（理学）	教育実績：H27/16.7 H28/17.7 H29/17.7 研究業績：有
武市 和彦	准教授	農学士	教育実績：H27/14.1 H28/14.6 H29/14.7 研究業績：有
中村 泰子	准教授	修士（医科学）	教育実績：H27/21.3 H28/21.3 H29/20.3 研究業績：有
小野川 雅英 (H29～)	准教授	博士（医学）	教育実績：H29/7.1 研究業績：有
村上 雅尚 (H28～)	准教授	博士（生命科学）	教育実績：H28/18.5 H29/18.5 研究業績：有
三木友香理	准教授	博士（保健学）	教育実績：H27/19.6 H28/20.9 H29/21.5 研究業績：有
岩本 昌大 (H29～)	助教	修士（保健学）	教育実績：H29/10.2 研究業績：有

医療衛生学科歯科衛生専攻

歯科衛生専攻の教員は、教授2名、准教授1名、講師2名、助教3名の計8名体制であり、短期大学設置基準に定める教員数（同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数は、100人までは6名以上）を満たし、各教員は教育的専門性に応じた適切な科目を担当している。また、業務経験4年以上の歯科衛生士を4名配置しており、歯科衛生士学校養成

所指定規則も満たしている。非常勤講師についても、担当科目に関する研究教育歴等教員要件について適正に審査を行った上で配置している。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
弘田 克彦 (H29～)	教授	歯学博士	教育実績：H29/7.8 研究業績：有
大野 由香	教授	準学士	教育実績：H27/16.8 H28/16.7 H29/16.4 研究業績：有
中石 裕子	准教授	準学士	教育実績：H27/16.7 H28/16.6 H29/16.9 研究業績：有
野村 加代	講師	学士（教養）	教育実績：H27/19.0 H28/19.0 H29/18.8 研究業績：有
坂本まゆみ	講師	博士（口腔保健福祉学）	教育実績：H27/19.1 H28/18.8 H29/18.6 研究業績：有
濱田 美晴	助教	修士（理学）	教育実績：H27/13.0 H28/13.0 H29/13.4 研究業績：有
和食 沙紀	助教	学士（福祉経営学）	教育実績：H27/18.0 H28/18.2 H29/18.0 研究業績：有
内田 智子 (H30～)	助教	学士（福祉経営学）	教育実績：－ 研究業績：有

看護学科

看護学科教員組織は、短期大学設置基準と保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に準拠している。また、選択により養護教諭二種免許状を取得できるに足る教員数を編成している。専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準を満たしており、研究業績についてはウェブサイト（備付-26「教員紹介：看護学科」）で公表している。非常勤講師については、担当科目に対する学位、研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準の規定を遵守し、適正に審査を行った上で配置している。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
矢野 智恵	教授	修士（看護学）	教育実績：H27/14.6 H28/16.7 H29/15.6 研究業績：有
梶本 市子 (H28～)	教授	修士（教育学）	教育実績：H28/16.0 H29/7.5 研究業績：有
宮武 陽子 (H30～)	教授	修士（学術）	教育実績：－ 研究業績：有
今村 優子	教授	修士（看護学）	教育実績：H27/20.6 H28/21.6 H29/21.1 研究業績：有
高藤 裕子	教授	修士（看護学）	教育実績：H27/15.6 H28/18.1 H29/12.5 研究業績：有
和泉 明子	教授	修士（看護学）	教育実績：H27/18.1 H28/18.5 H29/18.6 研究業績：有
山本 和代	准教授	修士（教育学）	教育実績：H27/14.5 H28/14.5 H29/14.9 研究業績：有
中岡 亜紀	准教授	修士（看護学）	教育実績：H27/16.8 H28/19.0 H29/17.0 研究業績：有
吉田亜紀子	准教授	修士（看護学）	教育実績：H27/20.9 H28/25.1 H29/24.3 研究業績：有

大西 昭子	准教授	修士（看護学）	教育実績：H27/19.3 H28/23.1 H29/19.4 研究業績：有
中野 靖子 (H30～)	講師	家政学士	教育実績：－ 研究業績：有
小野 文子	講師	修士（心身健康科学）	教育実績：H27/18.9 H28/25.9 H29/17.6 研究業績：有
政平 憲子	講師	修士（看護学）	教育実績：H27/15.9 H28/16.7 H29/15.2 研究業績：有
山西亜紀子	講師	修士（看護学）	教育実績：H27/15.9 H28/18.0 H29/16.3 研究業績：無
野村 美紀 (H28～)	講師	修士（看護学）	教育実績：H28/8.5 H29/12.0 研究業績：有
松澤 志保 (H29～)	助教	学士（看護学）	教育実績：H29/11.5 研究業績：無

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻の専任教員としては医療検査専攻の教員が所属している。また兼担及び非常勤講師についても専門分野について高い学識を有する専門家を配置している。臨床検査学の高度化・専門化に対応し、また、本専攻の教育課程編成・実施の方針と大学改革支援・学位授与機構の特例適用専攻科の認定に即した教員組織を整備している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻の教員は看護学科にも所属している。助手1名は本専攻の専属である。また、養護教諭一種免許状取得のため、1名の教職担当教員を配置している。教員組織は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び教職課程認定基準を満たし、専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等についても短期大学設置基準を満たしている（備付-規程集 66～67）。教員の研究業績等については、ウェブサイト（備付-26「教員紹介：専攻科地域看護学専攻」）で公表している。非常勤講師については、高知学園短期大学非常勤講師規程（備付-規程集 70）に基づき、専門領域の講師を適正に配置している。

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・制作物発表
小島 一久	教授	工学士	教育実績：H27/1.2 H28/1.3 H29/2.7 研究業績：有

看護学科所属教員は省略

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個人々の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

高知学園短期大学では、各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針を達成するため、専門分野別に専任教員を配置している（提出-1、p.62）。各専任教員は担当授業科目に基づいた研究活動計画書を作成し、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている（備付-77～78）。教育研究活動の状況については、毎年3月に各教員が当該年度の業績報告書を提出し、業績の概要はウェブサイト（備付-26「教員紹介」）で公開している。公開している教育研究活動は、担当授業科目、学位、近年の主な研究業績、社会貢献等である。このように、学校教育法第113条並びに学校教育法施行規則第172条の2に基づいて各教員の教育研究活動の状況を公開している。

本学では、組織的な教育研究活動の活性化を目指し、優れた取組に対しては学長裁量経費に基づく研究奨励費を運用するなど、積極的に支援している。また、科学研究費補助金等外部資金の獲得について、平成27年度に研究代表者として獲得した専任教員は1名、平成28年度は2名、平成29年度は1名であった（備付-82）。申請者増と研究計画の質的向上を図るため、平成29年度には学内教員による科学研究費セミナーを3度開催した（備付-28、p.33～34）。その結果、研究代表者として申請した教員は9名で、前年度より5名増加した。

専任教員の研究活動については、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程（備付-規程集13）、研究倫理申請について検討する高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程（備付-規程集11）を定め、各委員会で対応する体制を組んでいる。また、科学研究費に関しては高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領（備付-規程集75）に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。さらに、研究の実施に当たっては高知学園短期大学研究活動における不正防止計画（備付-規程集76）、及び高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程（備付-規程集77）を定め、高知学園短期大学研究倫理審査申請要項（備付-規程集12）に基づいて審査を行っている。また、高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン（備付-規程集78）、高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針（備付-規程集79）、研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範（備付-規程集80）、高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程（備付-規程集14）、高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画（備付-規程集81）を定め、適正に執行する体制を整えている。なお、本学では高知学園短期大学の教員の資格に関する内規（備付-規程集67）において研究活動の必要性を示している。また、研究費や研究旅費を学校法人高知学園予算編成方針（備付-95）や旅費規程（備付-規程集109）等に基づいて支給しており、学会や研修会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。

なお、本学では高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。委員会では審査に加え、研究倫理に係る最新の動向を共有し、各学科・各専攻で周知を図っている。平成29年度には研究倫理審査の手続きを改善した。また、高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会や毎年度開催する科学研究費助成事業公募要領説明会の中で研究倫理を遵守するための取組を行っている。

本学で専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園短期大学紀要があり、毎年1回発行している。編集は紀要編集委員会規程（備付-規程集34）に基づいて紀要編集委員会が担当している。投稿から査読、編集も高知学園短期大学紀要投稿規程（備付-規程集60）、高知学園短期大学紀要査読要領（備付-規程集61）、高知学園短期大学紀要原稿執筆要領（備付-規程集62）を定めて実施している。

本学では、専任教員に個室の研究室を、専門性に応じては複数教員による研究室を用意している。助手は教授等の研究室、もしくは複数の助手による研究室で研究を行う体制となっている。専任教員の研究、研修等を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。なお、長期研修については学校法人高知学園で高知学園職員の長期研修に関する規程（備付-規程集120）を、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は学校法人高知学園で海外教育視察助成要項（備付-規程集121）を整備している。

本学のFD活動に関しては、学則第3条に基づいてFD委員会規程（備付-規程集27）を整備してFD委員会を設置し、適切に行っている。本学では、毎年度全教員を対象とした研修会を実施している。平成29年度のSPOD加盟校内講師派遣プログラムによるFD研修会では、平成29年6月6日（火）に杉田郁代氏（高知大学准教授）による「受講生が楽しく集中して参加する授業の雰囲気作り」を開催した。参加者数は本学教職員45名であった。

教員による授業参観は、FD委員会で「授業参観の目的」と「授業参観の進め方」を検討し、作成された方針（備付-57）に基づいて実施している。平成29年度に実施した授業参観について、前期を表Ⅲ-A-2-1に、後期を表Ⅲ-A-2-2に示す。

表Ⅲ-A-2-1 平成29年度前期授業参観（事後検討会参加人数には授業担当者も含む）

No	学科・専攻 担当者	科目名<学科 学年> 月/日(曜) 時限	事後検討会	参加人数	
				授業	事後検討会
1	生活科学 渡邊 慶子	臨床栄養学実習<生活2> 5/25 (木)・1・2限	5/25(木)2限終了後 給食管理実習室	8名	9名
2	幼児保育 寺尾 康	情報科学I<看護1> 6/23 (金)・4限	6/23(金)5限 第1パソコン実習室	12名	12名
3	医療検査 小野川 雅英	薬理学<検査2> 5/25 (木)・5限	5/25(木)5限終了後 532 講義室	8名	8名
4	歯科衛生 弘田 克彦	歯科衛生士概論<歯科1> 6/19 (月)・5限	6/19(月)5限終了後 532 講義室	13名	11名
5	看護 矢野 智恵	看護学概論<看護1> 6/16 (金)・2限	6/16(金)2限終了後 研修室(3号館4階)	12名	11名

表Ⅲ-A-2-2 平成29年度後期授業参観

No	学科・専攻 担当者	科目名<学科 学年> 月/日(曜) 時限	事後検討会	参加人数	
				授業	事後検討会
1	生活科学 下元 智世	給食計画論<生活1> 11/16(木)・4限	11/16(木)5限 531 講義室	7名	7名
2	幼児保育 浜田 幸作	生徒指導の理論と方法<生活1> 1/10(水)・5限	1/10(水)5限終了後 533 講義室	8名	9名
3	医療検査 中村 泰子	生理検査学<検査1> 12/5(火)・2限	12/5(火)11:55~ 533 講義室	4名	5名
4	歯科衛生 和食 沙紀	歯周病予防処置<歯科2> 10/31(火)・3-4限	10/31(火)5限 歯科臨床実習室	11名	4名
5	看護 高藤 裕子	看護と倫理<看護1> 1/24(水)・1限	1/24(水)2限 341 講義室	7名	8名
6	応用生命 村上 雅尚	生命科学原書講読 11/17(金)・4限	10/11(火)5限 532 講義室	5名	6名

授業参観終了後には、当該学科のFD委員会委員が事後検討会を開催し、参加した教員から意見を求めるとともに担当教員との意見交換を行っている。FD委員は、事後検討会の概要を事後検討会報告書(備付-59)としてまとめ、教務課に提出している。さらに、授業担当者は、授業参観や事後検討会を踏まえて授業改善計画報告書(備付-60)を教務課へ提出している。これらの報告書は教務課内で閲覧することができる。

平成29年8月23～25日の期間に徳島大学でSPODフォーラム2017が開催され、本学からは教職員20名が研修プログラムに参加し、教育力や指導力の開発と向上に努めた。その他の学外研修についても主体的に参加している。研修内容は学外研修受講報告書を提出し、学内で共有を図っている。また、希望者に対しては他大学からの遠隔講義配信による受講も可能である。さらに、平成30年3月29日には愛媛大学でSPOD総会が開催され、教員1名がFD分科会に、職員1名がSD分科会に出席し、本学の取組を報告するとともに、質疑応答を通して得られた知見を学内に持ち帰り、全学的な教育力の向上に努めている。

さらに、FDに関する研究活動も推進している。第1回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会では12件の研究発表が行われ、日頃の授業改善や組織的活動を共有し合った。学内で共有するなど、学内の重要なFD・SD活動の一つとして位置付けられている。

以上の概要は、高知学園短期大学FD・SD活動報告書で公表している。このように、本学は短期大学設置基準第11条の3に基づいてFD委員会規程を定め、多様なFD活動を適切に実施している。特に授業・教育方法の改善については、授業参観担当教員が改善点を授業で公開する体制として授業改善に向けた公開授業を実施することとするなど(備付-27)、主体的に取り組んでいる。対象は平成29年度授業参観担当教員のため、実施は平成30年度からとなる。FD委員会では、その体制作りを検討し、評議会及び教授会で周知している。

関係部署との連携についても、専任教員は学科の枠を越えた授業参観や高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会等を通して、学生の学習成果の獲得が向上するよう連携している。平成29年度にはFD委員会規程とSD委員会規程を改正して、必要な場合には両委員会が合同で開催することができるようファカルティ・ディベロップメント委員会とスタッフ・ディベロップメント委員会との合同会議に関する内規(備付-規程集95)を定めた。教

職員がFDやSDに関する学外研修に参加した際には、学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができたり、内容によっては報告会を開催したりしている。さらに、学外研修受講報告書を高知学園短期大学FD・SD活動報告書に転載して情報を発信するなど、多様な方法を通して共有し合えるよう取り組んでいる。また、専任教員はFD委員会や各種委員会、事務組織や図書館と協調・連携して教育改善と教育力向上に努めている。

生活科学学科

生活科学学科では、授業及び研究に関する活動に取り組んでいる。SPODフォーラム2017には教員2名が参加し、自己研鑽に努めた。学会やセミナー、研修会にも積極的に参加し、論文投稿（備付-81）も行っている。さらに、2名の教員が科学研究費補助金へ申請し、積極的に研究計画の具体化へ努めている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、平成28年度から専門分野の枠を超えた共同研究に取り組んでいる。分析考察を行った結果を第1回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で報告した（備付-28、p.86）。また専任教員は教育研究活動の研究成果を紀要で発表するなど、積極的な取組を行っている。各教員は専門分野を生かした社会的活動等にも取り組み（備付-26「教員紹介：幼児保育学科」）、各関係部署とも連携し、学習成果の向上にも努めている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて、分野別に専任教員を配置し（提出-1、p.62）、各教員は研究活動に取り組んでいる。教育研究活動の状況についてはウェブサイト等に公開している（備付-26、78）。平成29年度は、学長裁量経費に基づく研究奨励費について1名が申請し支援を受けた。科学研究費補助金申請に当たり、本専攻では4名の教員が研究代表者として申請した。その他の外部資金獲得として、教員1名が高知学園短期大学同窓会から研究活動助成金の支援を受けた。平成29年度も本専攻の研究活動の活性化を図るため、医療検査専攻研究セミナーを3月に開催した。研究セミナーは学内での共同研究を促進する契機となっている（備付-125「医療検査専攻」）。教員の研究活動の取組については、本学の研究活動や研究倫理に関する規程を順守している（備付-規程集75～81、86）。FD活動については、FD委員を中心に授業参観、事後検討会を開催し、授業改善に生かしている（備付-57～60）。また、教員は日本臨床検査学教育学会に参加し、授業・教育方法の改善に取り組んでいる。本専攻では、研究活動で得られた成果を、本専攻の研究セミナーや専攻科修了研究発表会等の機会に学生及び教職員に公開しており、関係部署と連携しながら学習成果の獲得に努めている（提出-1、p.57～60）。

医療衛生学科歯科衛生専攻

教員の研究活動等は、本学ウェブサイト（備付-26「教員紹介：歯科衛生専攻」）で公開している。平成29年度の高知学園短期大学紀要（備付-85、p.35～47、p.73～80）への投稿は、教育活動の展開のための内容であり、成果を上げている。外部研究費、科学研究費補助金に申請しているが、獲得はしていない。授業アンケートの実施結果を基に各教員は「授業アンケートに対する自己分析」を行い、授業内容のふり返りと授業改善を行っている。学習成果を向上させるために、事務局と連携し強化に努めている。

看護学科

看護学科の教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っており、

その内容はウェブサイト（備付-26「教員紹介：看護学科」）にて公表している。平成29年度は「看護学科・専攻科地域看護学専攻で育てたい学生像の検討」の成果と課題について高知学園短期大学紀要で発表した。また、第1回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会にて発表し、報告書にまとめた（備付-28）。以上の取組により、教育研究活動における課題が明確になり、次への取り組みに活かすことができている。平成29年度は科学研究費の採択や国際的活動については実施できていないが、教員個人の実績を作るとともに、外部資金獲得に向けて具体的に活動するよう努めている。さらに次年度に向け、研究ワーキンググループを立ち上げ、テーマを絞り、組織的に研究活動を進める検討を始めている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻における教育研究活動は、医療衛生学科医療検査専攻に準ずる（備付-77、78）。その上で、本専攻の教育課程で大きな位置を占める修了研究に、臨床検査学の広範な研究テーマを設定するため、平成30年度から新たな指導教員を配置し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に申請し、指導教員の追加認定を受けている。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻の教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っており、その状況はウェブサイトで公表している（備付-26「教員紹介：専攻科地域看護学専攻」）。平成29年度は、本専攻で取り組んだ「中山間地域におけるフィールドワークの取り組みの成果（第1報）」を高知学園短期大学紀要で発表した（備付-85）。また、本専攻修了生と教員との共同研究を全国学会で発表した。その中で、第6回日本公衆衛生看護学会学術集会では修了生と教員の共同研究が研究報告の分野で優秀演題賞を受賞した（備付-26「トピックス」）。本専攻での学びと取組の集大成として学会発表を行うこと、このような賞を受賞することは、修了生の自信や教員自身の研究活動の活性化につながっていくため、卒業後も修了生に対して学会発表へのサポートを継続している。

第1回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会においては、担当授業科目に基づいた研究活動について2件の発表も行った。また、看護学科と連携して「看護学科・専攻科地域看護学専攻で育てたい学生像の検討」についても発表を行った（備付-28）。教員は、研究活動を通して得られた成果を教育活動に還元し、教育効果を上げるよう努めている。このように、日頃の教育活動の成果について研究を通して目に見える形で明確化することは、教育内容の改善の材料となり、教員自身のモチベーションが高まることで、教育の質の向上につながっている。また、本専攻は看護学科と連携して研究ワーキンググループを立ち上げ、計画的かつ組織的に研究活動を進めるシステムを構築している（備付-125「看護学科」「地域看護学専攻」）。なお、科学研究費の獲得や国際的な活動はできていないが、外部資金獲得のための取組に努めている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。

- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

高知学園短期大学の事務局体制は、学校法人高知学園の組織規程（備付-規程集97）第3条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めている。さらに、事務局は庶務課、教務課、学生支援課、図書課の4課を、また高知学園短期大学IR推進室規程（備付-規程集41）に基づくIR推進室の体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、事務局次長、各課課長及び各係長、事務職員となる。本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、短期大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園短期大学教育組織規程（備付-規程集1）に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理等は学生支援課、学習活動に関しては教務課、図書館に関しては図書課、データ収集と管理・提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署で専門的な職能を有している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに関連しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては、毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取組を組織的に行っている。

事務に関する規程としては、財務に関する学校法人高知学園会計規程（備付-規程集112）、処務に関する高知学園文書取扱規程（備付-規程集98）、高知学園公印取扱規程（備付-規程集99）、高知学園文書保存規程（備付-規程集100）等も整備して適切に事務処理を行っている。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規定にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局各課では事務処理に必要なネットワークを構築し、各職員にパソコンを与えている。この他に電話やファックス、コピー機、プリンタ、書庫や金庫、全般的な文房具等事務処理に必要な情報機器や備品等を整備している。なお、防災対策は高知学園短期大学災害対策委員会規程（備付-規程集16）を定めて災害対策委員会を設置している。主な震災対策としては学生ヘルメット（タタメット）約900個、職員用ヘルメット約100個を常備している。また、本学における防災で必要な事項を防災マニュアル（備付-93）として定め、携帯版の防災マニュアルを全教職員と全学生に配付している。情報セキュリティ対策につい

でも情報企画委員会規程（備付-規程集31）に基づいて情報企画委員会を設置し、学生支援課を担当事務として学内LANのセキュリティ強化に努めている。また重要書類の保管に関するセキュリティ対策としても、事務局各課は耐火金庫に保存することを徹底している。

事務局では、定期的に課長会を開催するなど、日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能率の向上を図るため、短期大学設置基準第35条の3に基づいてスタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程（備付-規程集35）を定め、スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会（以下、SD委員会と表記）を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、またSPODの研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図っている。学外の研修を受講した際には、各部署で報告するとともに、学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。また、SDに関する研究を第1回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で1件発表し、全学で共有できるように取り組んでいる（備付-28、p.90）。

本学の組織運営の面では学生の指導支援は教員の責任であるが、事務職員もあらゆる面で学生の支援が可能であることから、事務職員も教員と同様に委員会の構成員となっている。また、学科・専攻会議、専攻科専攻会議においても所属する専任教員と事務職員が構成員となっている。このように、教員と事務職員が協働する体制が確立して学習成果の向上に取り組んでいる。また、広報活動並びに学生支援組織に関する規程（備付-規程集42）に基づいて設置したキャリアセンターを中心に、各種セミナーの開催等、学生のキャリア形成のための企画・実践に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第 89 条に基づき、高知学園就業規則（備付-規程集 103）を制定し適用している。さらに、定年に関する規程（備付-規程集 105）、給与規程（備付-規程集 108）、旅費規程（備付-規程集 109）、退職手当に関する規程等（備付-規程集 110）を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第 66 条 1 項や 10 項等に基づく教職員の健康診断の実施（備付-94）やストレスチェック制度実施規程（内規）（備付-規程集 123）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科・各専攻の学科長・専攻長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科・各専攻及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。

また、教員の採用、昇任は高知学園短期大学の教員人事に関する規程（備付-規程集 63）、高知学園短期大学人事委員会規程（備付-規程集 64）、高知学園短期大学教員資格（備付-規程集 66）、高知学園短期大学教員資格に関する内規（備付-規程集 67）、高知学園短期大

学教員選考基準（備付-規程集 68）、高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き（備付-規程集 73）、教員人事に係る選考委員会に関する規程（備付-規程集 74）等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。事務職員の採用は新採職員選考委員会内規（備付-規程集 116）等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規（備付-規程集 119）を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程（備付-規程集 120）に基づいて対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員数については短期大学設置基準を満たしているものの、学習成果を高めるために重点的に強化すべき分野へ専任教員を配置できているかは、学外実習先や就職先、関連団体等とも連携して計画的に検討しなければならない。そのため、今後も全専任教員が学生の学習成果獲得を高める指導性を有する根拠として、専門性の向上に努めなければならない。

平成29年度はFD活動の改革に努め、高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-28、p.124）で「FD活動の心得9箇条」を掲げた。その心得に沿ったFD活動の推進と効果の検証が課題である。特に学生生活に対する満足度と学習成果の獲得がともに高まるよう、教員個人の指導力に重点を置いて考察しなければならない。研究面においても、引き続き紀要その他学会誌等への論文投稿件数、外部資金を獲得する教員数及び研究課題数の増加とその継続を目指した取組を工夫することが課題である。

SD活動についても、その内容が多岐にわたることから、FD委員会との合同も含めた教職員一体によるSD活動の向上が課題である。また、情報セキュリティ対策のさらなる強化を図るため、今後は情報管理に関する規程の見直しも課題である。今後の災害対策としても、非常用備蓄品や強化ガラス等の整備等を継続しなければならない。

こうした課題は、当然ながら、全教職員が高い志をもって高知学園就業規則を順守して職務に専念することが不可欠である。その上で、事業計画に合わせて重点的な配置を進めるなど、人事管理については適切に行う。また、引き続き各種法令や規程を確認し必要に応じて迅速に対応しなければならない。

生活科学学科

授業参観と事後検討会を開催し、授業改善に取り組んでいるもののその効果の検証については十分ではないため、PDCAサイクルの活用により、さらなる質の向上が必要である。また研究推進のための外部資金獲得ができておらず、論文投稿への積極的な取り組みは十分ではないため、全教員が自己研鑽に努める必要がある。

幼児保育学科

本学科の教員は、専門分野の枠を超えて教育活動のための共同研究を推進することが必要である。特に外部資金獲得や本学紀要投稿（備付-83～85）をより推進し、教育研究活動の活発化のため、教員同士の学習会を開催して相互支援を行うことが求められている。本学科で取り組む共同研究の具体的考察をさらに推し進め、教育効果の向上に向けて課題の分析と改善を行い、発展を目的に尽力することが大切である。

医療衛生学科医療検査専攻

本専攻では、効率的な教育研究体制を構築し、研究時間を確保することが課題となって

いる。そのためには、学内LANを有効活用できるように工夫し情報の共有化や連絡手段の合理化をさらに図る必要がある。また、学生と教職員の負担軽減のため臨地実習期間中の土曜日登校についても見直しを図る必要がある。

科学研究費補助金等の外部資金の獲得について、まだ申請が一部の教員に偏っており、経験者の具体的なアドバイスの下で挑戦する必要がある。また、高知新聞社の「生命の基金」等の外部資金獲得に申請することも重要である。さらに、本学の包括連携協定施設である高知医療センター（備付-13）と研究プロジェクトを組み、組織を挙げて社会的課題に応える研究をめざす活動や、毎年開催している本専攻の研究セミナーをさらに充実させ、学内外での共同研究を促進することも課題である。

教員はFD活動に参加して授業改善に取り組んでいるが、学生の学習意欲をさらに向上させ、学習成果を獲得できるよう各科目での改善が必要である。特に基礎学力不足の学生に対しては臨床検査学基礎実習を中心に対応しているが、組織的な対応も必要である。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻では、研究を活性化させるために海外派遣も考慮に入れているが、教員が教育者・研究者として発揮できる機会や研究活動に費やす時間の確保、体制づくりが継続した課題である。また、外部資金獲得に向けての積極的な申請が課題であるが、現状は前向きに努めている。今後も申請と採択の実績を上げることが課題である。学習成果の獲得が向上するように学外実習前や就職フェア（備付-74）等、キャリア教育の一環として社会的・職業的自立に向け、必要な基盤の指導を事務職員との連携をさらに深めることが課題である。

看護学科

本学科では、学生の個々を大切に、基礎学力から育てる取組を行っており、研究時間の確保が十分にできていない現状がある。今後、業務の効率化を図るために学科の教員の連携を強化し、協力して研究活動に取り組む必要がある。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

本専攻の各教員は、学生の修了研究の指導を行いながら、研究成果を集積している。各教員の研究テーマを横断的につなげることで、新たな研究の枠組みを作る可能性を模索している。平成29年度には、各教員が「生活習慣病」や「認知症」、「がん」等のテーマで個々に研究を行ったことから、今後、各教員の専門性を活かしながら、共同研究できる部分を検討して質の高い研究を企画し、外部資金獲得の実現性を高めていく。

専攻科地域看護学専攻（参考）

本専攻では、今後も研究ワーキンググループでの方針の下、所属学会等の全国学会に参加し、最新の研究内容について学ぶ機会を確保することが重要である。集中講義や実習指導等で参加が困難な時期もあるが、できるだけ輪番制で参加して報告会をもつなど、情報の共有に努めることが課題である。次年度でフィールドワークは3年目を迎えるが、引き続きフィールドワークの教育効果を検証するために研究活動にも取り組む計画である。さらに、修了生が本専攻での学びと取組の集大成として学会発表を行うこと、さらには学会等で賞を受賞することは、修了生の自信や教員自身の研究活動の活性化につながっていくため、卒業後も修了生に対して学会発表へのサポートを継続する必要がある。また、科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けても、引き続き取り組んでいく。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内2018アカデミックポリシー編、10 シラバス、15 大学案内2018、21 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 28 高知学園短期大学FD・SD活動報告書、91 火気取締責任者（平成29年度）、92 高知学園短期大学危機管理マニュアル、93 防災マニュアル、96 校地、校舎（図面）、97 図書館の概要に関する資料、98 図書館の広報に関する資料、103 防災講演会および避難訓練計画（平成29年度）、104 実験室安全のためのマニュアル、110 固定資産台帳及び備品台帳

備付資料・規程集 16 高知学園短期大学災害対策委員会規程、30 実験室安全管理委員会規程、33 図書館運営委員会規程、36 高知学園短期大学危機管理委員会規程、37 高知学園短期大学危機対策本部規程、58 高知学園短期大学図書館選書要領、59 高知学園短期大学図書館文献管理内規、82 高知学園短期大学危機管理規程、112 会計規程、124 会計規程施行細則、125 物品管理要領、126 物品購入審査規程（内規）、127 高知学園購買事務処理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

- ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

高知学園短期大学の学生定員は740名、専攻科を含めると770名である。本学の校地面積については49,531平方メートルであることから、短期大学設置基準第30条の規定を満たしている。運動場用地についても25,840平方メートルの適切な運動場が同一敷地内に設けており、短期大学設置基準第27条第2項の規定を満たしている。本学の校舎面積については14,014平方メートルであることから、短期大学設置基準第31条の規定も満たしている。なお、施設・設備・その他の物的資源の面積については579平方メートルである（備付-96）。校地と校舎の、障がい者対応については、1号館、3号館、5号館、6号館及び7号館の玄関口にスロープを整備し、車椅子用トイレを各1階に設置している。

また、短期大学設置基準第28条に基づいて講義室19室、演習室4室、実験・実習室27室、情報処理学習室に当たるパソコン実習室2室を有し、各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている（提出-1～2）。さらに、各学科・各専攻では短期大学設置基準第33条、施行規則等で指定された施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらに状況は、備品台帳等を通じて把握している（備付-110）。なお、本学は通信による教育課程及び学科は設置していない。また、本学では体育館を保有しておらず、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用している。

全学共通の施設として、本学では短期大学設置基準第28条及び第29条に基づき、図書館を有している。本学の図書館の面積は974平方メートルであり、閲覧・貸出・レファレンスサービス等が支障なく行えるよう施設面の配置について配慮している（備付-97）。図書館では、各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいた参考図書や専門図書及び関連図書、社会人の基礎として有効と思われる一般図書を常に整備している。本学では、図書館運営委員会規程（備付-規程集33）に基づいて図書館運営委員会を開催している。図書の選書に当っては、高知学園短期大学図書館選書要領（備付-規程集58）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て1年間に3回購入している。常に学習や研究に適切な資料を拡充できるよう、書架の配置やスペースを考慮し、利用価値が認められなくなった資料の除却を高知学園短期大学図書館文献管理内規（備付-規程集59）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て随時行っている。近年は、図書（製本雑誌を含む）の一部除却を行ない、書架スペースを確保して、専門領域の叢書類を貴重なコレクションとして購入したり、所蔵検索結果から資料の配架場所が確認できるようにしたり、また資料の予約や利用状況の確認等がオンラインでできる利用者ポータル機能や携帯OPAC機能を加えるなどにより、よりきめ細かな利用者サービスが提供できるように努めている。

また、図書館では図書館運営委員会が編集する図書館報「らぶっく」を発行している（備付-98）。「らぶっく」では、教員と学生が推薦図書の紹介、学習や研究に活用できる話題等について執筆し、新着図書の情報も記載するなど、図書館の利用を促進している。「らぶっく」で紹介された本は紹介文とともに展示している。平成29年度の蔵書数は表Ⅲ-B-1-1、過去3年間の図書館利用状況は表Ⅲ-B-1-2の通りである。

表Ⅲ-B-1-1 蔵書等の概要（平成30年3月31日現在）

	種類	冊数等
蔵書数	図書	83,940 冊
	雑誌（製本）	7,705 冊
年間受入数 （平成29年度）	図書	1,503 冊
	雑誌	77 種
	視聴覚資料	31 種
学術雑誌種類数		588 種
視聴覚資料数	DVDほか	1,415 種
AV設備	ビデオ視聴用機器	1 台
	CDプレイヤー	パソコンで代用（17台）
パソコン	蔵書検索専用	1 台
	一般用	17 台
座席		134 席

表Ⅲ-B-1-2 過去3年間の図書館利用状況（平成27年度～平成29年度）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開館日数（日）	270	264	263
入館者数（人）	67,491	63,764	52,865
貸出冊数（冊）	7,327	7,296	6,699

生活科学学科

生活科学学科では、教育課程編成・実施の方針に基づいた授業を行うための実験・実習室を整備している。実験・実習室としては、食品学実験室、食品学実習室、調理実習室、給食管理実習室、栄養指導実習室を整備している。さらに栄養士法施行規則で定められた機器・備品も整備し、定期的に補充、管理を行っている。平成29年度には、より実践的な授業内容を展開するために温冷配膳車を購入し活用し、学外実習につなげている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、演習室を造形演習室、音楽室、ピアノ練習室、ML教室、研修室のように分野別に整備している。また、身体表現等の実技では大講義室（7号館2階）の一部フロアを利用している（提出-1、p.67；提出-15、p.42）。さらに、本学科指定申請時に示した機器・備品や短期大学設置基準、指定保育士養成施設指定基準等に示された内容に関連するもの、及び教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則で定められた教育課程に必要な機器・備品についても整備している。なお、学校法人高知学園敷地内にある附属高知幼稚園との連携も密にし、幼稚園で実践的な演習授業も行っている（提出-15、p.14・p.16）。また、併設中学・高等学校の体育館も利用している（提出-10、p.40）。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻の学生定員は120名である（提出-1、p.23）。本専攻は、教育課程編成・実施の方針に基づいて臨床検査技術に関する多様な教育に対応できる講義室及び学生実習室（6室）、実験室（2室）、顕微鏡室（2室）、低温室（1室）を有し、必要機器を設置し教育を行っている（提出-1、p.65～75）。その他、学生ロッカー室（2室）設置している。また、臨床検査技師学校養成所ガイドラインで定められた教育上必要な機械器具

についても点検し整備している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻の実習室は、歯科臨床実習室、歯科基礎実習室、歯科実験室（2室）を整備している。歯科臨床実習室は18台の歯科診療台を設置し、歯科衛生士学校養成所指定規則にある教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を整備している。本専攻では、教育にかかわる機器備品や教育備品に関して、共同利用可能なものは教員間で相互に資源の配分を行い、調整して活用している。

看護学科

看護学科では、実習室は、基礎看護実習室、小児・母性看護実習室、成人看護実習室、老年・在宅看護実習室、精神看護実習室、モデル人形収納室、標本室を有している。各実習室には物品準備室を設け、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた機器・備品を整備している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づいて本専攻専用の講義室を整備している（備付-96）。演習や修了研究に使用する実験・実習室や機器・設備については、原則医療検査専攻との共用であるが、修了研究をスムーズに進めるため、一部の学生には指導教員の研究室の近くに実験やデータ整理を行える場所を備えている。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、保健師教育に必要な機器や備品を整備している。これは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則っている。学生の授業時間外の学習や研究活動については、ゼミ室を確保し、学習環境を整えることで、学生の主体的な学習を支えている。ゼミ室には、直接的に学習に必要な物品だけでなく、これまで修了生が修了記念として贈呈してくれた災害時のヘッドライトやインフルエンザ予防のための加湿器、温湿度計が整備されている。これは、学生の安全で安心した学習環境を支えるものとなっている。また、実習室においては、演習や実習に必要な機器や備品を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理については、各学科・各専攻からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、短期大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対処を要するものは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、寄附行為と表記）第

5章「資産及び会計」に基づいて維持管理している（提出-21）。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については、学校法人高知学園会計規程（備付-規程集 112）を整備している。さらに、学校法人高知学園会計規程施行細則（備付-規程集 124）、物品管理要領（備付-規程集 125）、物品購入審査規程（内規）（備付-規程集 126）、高知学園購買事務処理規程（備付-規程集 127）等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

また、本学では教職員を対象に火気取締責任者（備付-91）を指名し、防災に取り組んでいる。危機管理については高知学園短期大学危機管理規程（備付-規程集 82）を定め、高知学園短期大学危機管理マニュアル（備付-92）を作成して対応している。災害時の対応についても、高知学園短期大学危機管理委員会（備付-規程集 36）、高知学園短期大学危機対策本部規程（備付-規程集 37）を定めて対応することとしている。さらに、災害対策については高知学園短期大学災害対策委員会規程（備付-規程集 16）に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアル（備付-93）を作成している。火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年2回実施している。毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する講演会と避難訓練を実施している（備付-103）。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策としては情報企画部が中心になって対応している。

実験室及び実習室の安全対策については、実験室安全管理委員会規程（備付-規程集 30）に基づいて実験室安全管理委員会を設置し、実験室安全のためのマニュアル（備付-104）を作成している。マニュアルは入学生に配付して説明し、事故防止対策を講じている。また、省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全に関する周知や啓蒙については、節電や省エネの徹底を教授会や授業、さらにはメール・掲示等により行っている。なお、5月下旬～9月にはクールビズ、11月～3月にはウォームビズを全学的に実施している。

以上の取組については、個別の事案に対応する形となっていた。平成29年度には危機管理を総合的な視点から各担当部署の連携強化を図るよう取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の障がい者への対応としては玄関口のスロープや車椅子用トイレのみであり、その拡充が課題となっている。また、機器・備品については、今後も耐用年数・保守費用を考慮しながら、教育効果を維持・向上するよう計画的に運用しなければならない。

図書館については、入館者数、貸出冊数ともに減少傾向にあるため、利用者目線に立った図書館サービスの検討が課題である。また、10月1日からの開館時間の延長、12月から2月末までの土曜日、日曜日の開館も実行し、学習環境の確保を図っており、今後は学生同士が小グループでディスカッションができる設備等、図書館利用者の学習形態の多様化に応じた環境整備を検討する必要がある。

危機管理対策についても、災害対策や情報漏洩に対する最善策の検討を継続する。特に、危機管理が特殊な事案である場合を想定した個別マニュアルを策定することが課題である。

省エネルギーや省資源対策、新エネルギー対策としては、随時LEDや省エネタイプの機器を導入しているが、今後も施設・設備の改修等の際に導入していく。コンピュータ・ネ

ネットワークのセキュリティ対策については、ハード・ソフト両面の最新の動向に対応した情報セキュリティポリシーの策定、最新の内容に基づいた研修の実施が課題である。

生活科学学科

本学科では、給食管理実習室において、今後も実習効果を一層高めるための施設設備・改修を計画的に検討し、準備を図っていく必要がある。

幼児保育学科

今後も、施設設備や機器・備品については細部の点検を進め計画的に更新を図るなど、整備していくことが必要である。

医療衛生学科医療検査専攻

本専攻の機器・備品については、臨床検査技師学校養成所ガイドラインの改正に伴い、教育効果が向上するよう計画的な整備が必要である。また、近年の医療技術の進歩に見合う設備を整備し、先端的医療にも対応できる教育と研究を展開する必要がある。また、地震を想定しての実験・実習室の安全対策も重要な課題である。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻の歯科臨床実習室・歯科基礎実習室の出入り口には段差があり、障がい者への対応が不十分である。段差の改修が必要である。また、在宅訪問を想定した実習室（和室）の必要性も考えるなど、時代に即応した更新を計画的に検討することが課題である。

看護学科

本学科では、今後も点検を定期的に行い、学生の学習環境を整えていく必要がある。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

修了研究を実施するにあたり、学外で機器を借用して実験を行う研究もあることから、学内で実験試料を調整し、迅速に解析を行える環境を整備することが課題である。また、指導教員の研究室の近くで実験やデータ整理を行える場所を全学生に確保していく。

専攻科地域看護学専攻（参考）

実習室に整備している備品の中で、耐久年数が過ぎているものも出ている。引き続き定期点検を行い、学生数に見合った数の確保に努めていく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 3 大学案内2018アカデミックポリシー編、10 シラバス

備付資料 28 高知学園短期大学FD・SD活動報告書、48 オリエンテーション資料一式、105 学内LANの敷設状況、106 パソコン教室平面図、122 教授会議事録（平成28年度）、123 教授会議事録（平成29年度）

備付資料・規程集 31 情報企画委員会規程

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

高知学園短期大学は、技術サービス、専門的な支援、施設設備等の向上・充実を図るため、計画的な整備に努めている。全学共通の学生用コンピュータ環境に関しては、情報企画委員会規程（備付-規程集31）に基づいて情報企画委員会が整備・運営する体制になっている。各教員のパソコンは、教員の研究費や学科としての備品予算で個別に整備している。学生に対しては、全学科で情報科学に関する授業を開講し情報技術の向上に努めている。教職員に対しても、添付ファイルのセキュリティ強化を図るため、教授会でパスワードの徹底を促すなど、情報技術の向上に努めている（備付-122～123）。このように、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するとともに、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

また、学生の就職支援のためのITシステムを導入し、学生支援を充実させるために活用している。さらに、学内からCiNii ArticlesやJDreamⅢ、医中誌Web等のインターネット上オンラインデータベースサービスへのアクセスを提供している。学生はパソコン実習室、図書館、学生支援課、専攻科室等のパソコン端末から、さまざまな情報検索を行うことができ、教科の学習、課題の作成、研究活動、図書検索、就職活動等に活用している。

学内には、光ファイバーによる1000MbpsのLAN幹線が整備され、ほぼ全ての研究室・教室・実習室に100MbpsのイーサネットLANコネクタを提供している（備付-105）。この形態の学内有線LANにより、パソコン実習室、図書館、研究室、学内サーバ群、インターネットが相互に接続しており、教育に必要な学内LANを整備している。授業においても、教員は研修会等で身につけた情報技術を活用して、教育課程編成・実施の方針に基づいた情報技術の向上と活用に努めている。学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、

教育研究に資するスキャナーやデジタルカメラ等の情報機器を設置したパソコン実習室を2室整備している。各実習室で保有するパソコンの台数は、第1パソコン実習室が57台、第2パソコン実習室が47台である(備付-106)。専攻科室には6台のパソコンを整備している。

生活科学学科

生活科学学科では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、学習成果を獲得するために必要な実験・実習室及び機器・備品類を整備している。また、機器・備品類は、年度ごとに予算要求を行い、授業に対応できるよう機能維持と向上を図っている。特に栄養士及び栄養教諭では、情報技術が必須となる。情報技術の向上を図るため教養教育科目である「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」の必修化により基本的な情報技術を習得する。また、専門教育科目である「給食計画論実習」「栄養指導論実習Ⅱ」「教育の方法及び技術」等でパソコン実習室を用いた授業を行い、各専門に合わせた情報技術を習得するなど、情報技術の向上を図っている。技術的資源と設備の両面において、年度ごとの予算要求で計画的に維持、整備を図り、授業の実施に適切な状態を保持している。技術的資源の分配については教育に関わる備品は使用状況や耐用年数等を把握しながら常に見直し、あるいは可能なものは共有するなどの効率的な運用を図りつつ、計画的に活用している。さらに、臨床栄養学実習に現場経験豊富な教員が加わり、給食運営に関わるリスク管理等の指導を強化している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、教養教育の「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」を必修科目とし、専門教育では「教育媒体の研究」を開講するなど、情報技術の効果的な学習方法及び実践的な内容について、基礎から応用へと発展させ、制作体験やディスカッション、発表体験等体験型の学びを構成している。子どもの健康、運動遊びに関する科目では、模擬保育の様子をビデオ撮影することで授業分析を進め、子ども理解を深めている。また、幼児保育の現場で用いられる情報技術の習得を目指し動画編集や電子紙芝居の製作等を行い、技術と目的意識の向上を図った(提出-10)。FDにおいては、プレゼンテーションやマルチメディア機器の研修(事例報告)を行っている(備付-28、p.84)。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、設備の充実を図っており、情報系教員と情報管理の担当職員によって、情報技術の支援を受けている。また、技術的資源と設備に問題があれば、担当職員に相談して解決している。新規導入が必要な場合は、毎年予算要求を行い計画的に整備している。技術的資源については、機器・設備の配置を専攻内で公開しており、共同利用している。学内LANや情報機器を授業や大学運営へ活用し教育効果を上げている。特に平成29年度は形態検査学分野に顕微鏡投影システムが導入され教育効果を上げている(備付-125「医療検査専攻」)。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻の機器備品関係は整備できており、教育効果を発揮している。歯科臨床実習室にはテレビモニター実習システムを導入しており、学生は教員のデモンストレーションを各歯科診療台に設置したパソコンで見ることが可能である。その映像は繰り返し見ることができ、知識・技能が習得できるため教育効果も上がっている。また、学生には授業科目として「情報科学」を開講し、習得させている。コンピュータの活用が本専攻の教育課程編成・実施の方針に基づく学習成果の獲得につながっている(提出-2、p.49)。

教職員に対しては教員同士による技術向上に努め、情報担当教員や情報企画委員会等を通じて、新しい情報技術等の活用を行い、それらを基に効果的授業を行う努力をしている。

看護学科

看護学科では、技術的資源を活用する科目として、1年次に「情報科学Ⅰ」、2年次に「情報科学Ⅱ」を設け、パソコン実習室のパソコンを活用しながら看護師の業務に必要な情報通信技術の知識と技術及び情報モラルを習得している。学生は臨地実習に出る前に、電子カルテシステムを理解でき、レディネスを獲得している。また、情報獲得の手段として図書館のパソコンを使ったインターネットの積極的な利用を学生に説明し、1年前期には文献検索方法について、ゼミ活動ではグループ単位で図書課職員の指導を受けている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻の教育課程を実施するにあたり必要な機器は、医療検査専攻と共用している。学生には、修了研究の遂行上必須である文献検索に関して、入学時のオリエンテーションで事務職員から検索システムの説明等があり（備付-48）、学生の研究や課題に対する問題解決への支援となっている。また、本専攻の教育課程の中で「医療情報学」、「医療情報学演習」の授業及び修了研究を通して、情報リテラシーを必要とする課題を課し、学生の情報技術の向上を図っている（提出-10）。技術的資源と設備の両面における計画的な維持、整備に関しては医療検査専攻に準ずるが、平成29年度には本専攻に5台のパソコンが導入され、研究室に1台のパソコン配置の足掛かりとなった。技術的資源の分配に関して、共同利用可能な機器備品は各教員間で機器の保有状況の情報を交換し、資源分配を行っている。新しい情報技術等を活用した効果的な授業の実施に関しては、少人数ゼミ形式の授業でパソコンを活用したプレゼンテーションを行っている。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づき（備付-3、p.11）、公衆衛生看護実習室に必要な機材や物品を配置している。ゼミ室には学生の主体的な学習を支援できるよう、学生が自由に使用できるデスクトップパソコンとプリンタを整備している。また、看護学科との共用であるノートパソコンは、授業時間以外の課題作成や修了研究等、必要時に借用できるようになっている。「公衆衛生看護実践論」では信州大学と連携し、2年前から講義前の事前課題をインターネット上に提示して課題をクリアすれば次へ進むシステムを活用している。このシステムはインターネットが使用できる環境であれば、どこでもアクセスが可能であるため、学生の自主学習を促進する体制となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

各教員は、新しい技術に対応し活用できるよう、教職員の研鑽や指導力向上を目指した研修の企画や参加の推進、あわせて最新の実習機器の導入を計画的に導入していくことが課題である。特に、視聴覚機材を活用した授業の展開例の拡充、ICT技術の基礎学力定着への活用環境とコンテンツの構築を通じた教育効果の向上が課題となっている。

生活科学学科

生活科学学科では、科学の発展に伴い、これまで以上に科学的根拠に基づく「栄養の指導」の実践を向上させるため最新の実習器機等の導入計画を検討する必要がある。

幼児保育学科

ML教室と音楽室、小型備品や教育備品について、特にプレゼンテーションやマルチメディア機器の積極的な利用を進める必要がある。シラバスに示した授業時間外学習を促進させる情報機器活用の仕組みづくり、授業時間外学習用コンテンツの作成とその活用システムの構築を推進するため、より多くの事例の紹介と研究を進めることも課題である。

医療衛生学科医療検査専攻

現代医療に対応できる人材を育成するためには、臨床現場における情報システムの動向を注視しながら機器備品の点検と整備をしなければならない。また、教員は新しい情報技術を導入して効果的な授業を進めるために多様な活用法を習得する必要がある。学生の情報技術や情報倫理については、卒業後評価を確認し、卒前教育の見直しを図る必要がある。

医療衛生学科歯科衛生専攻

教員同士による技術向上に努め、新しい情報技術等を随時活用することが必要である。

看護学科

学生のパソコンやインターネットの効果的利用に個人差があり、学生個々の技術レベルの把握や効果的なトレーニングの方法が今後の課題である。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

修了研究で学生を配属する研究室に1台のパソコンの配置を行っていく。平成30年度には、修了研究の指導教員が増加するため、学生が実験やデータ整理等の研究活動を行える環境を確保していく。

専攻科地域看護学専攻（参考）

貸し出し用のノートパソコンでインターネットへの接続が可能な台数が限られているため、今後も計画的に拡充を検討していく。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]**<根拠資料>**

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、4 ウェブサイト、17 計算書類等の概要（過去3年間）、18 経営指針、19 事業報告書、20 事業計画書／収支予算書

備付資料 77 教員個人調書、80 専任教員年齢構成表、82 外部研究資金の獲得状況、107 財務情報（平成27年度）、108 財務情報（平成28年度）、109 財務情報（平成29年度）、110 固定資産台帳及び備品台帳、115 理事会議事録（平成27年度）、116 理事会議事録（平成28年度）、117 理事会議事録（平成29年度）

備付資料-規程集 110 退職手当に関する規程、112 会計規程、113 資産管理運用規程、130 学園幹部会規程（内規）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

高知学園短期大学における資金収支及び事業活動収支は、過去3年間に渡り均衡している（提出-17）。事業活動収支の収入超過は続いており、学生数確保が大きな要因である。貸借対照表においても、特定資産の積み増しを行いつつ、長期借入金を計画的に返還し、確実にその額を減らしており、健全に推移している。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程（内規）（備付-規程集 130）に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。

法人全体での3ヵ年計画の経営指針を策定し、この計画の実施により確実に長期借入金の圧縮ができており、学習資源への資金配分もできていることから、短期大学のみならず、法人全体の存続が可能な財政を維持している。退職給与引当金等は退職手当に関する規程（備付-規程集 110）に基づき、目的通りに引き当てている。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も学校法人高

知学園会計規程（備付-規程集 112）及び資産管理運用規程（備付-規程集 113）に基づき、安全を第一に適切に運用している。

教育研究経費比率については、3 ヶ年計画の経営指針の下で短期大学は決算ベースで 20.5～21.6 パーセント程度を推移し、学生の教育に必要な経費の資質に努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分についても、経営計画で適切に配分されている（備付-107～109「財産比率比較」）。本学園では公認会計士 4 名による体制で、学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年 2 回行われている。監査では、監事と学園本部職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。

過去 3 年における入学定員充足率の平均は 98 パーセント、収容定員充足率は 99.7 パーセントである。平成 27、28、29 年度における事業活動収支差額比率は、それぞれ 12.4 パーセント、6.8 パーセント、5.2 パーセントを推移し、事業活動収入超過である。このように、本学は収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

学校法人高知学園及び高知学園短期大学は、中・長期計画として経営指針（提出-18）に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意見を集約した上で（提出-20）、理事長が判断し、理事会の議を経て決定する（備付-115～117）。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産目録、計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している（提出-17、備付-107～109「財産目録」「財務比率比較」）。なお、本学における各年度の事業報告や事業計画の概要は、高知学園短期大学要覧（提出-1）で公表している。

また、資産は固定資産台帳及び備品台帳に基づいて管理している（備付-110）。資金（有価証券を含む）の運用も学校法人高知学園会計規程及び資産管理運用規程に基づいて、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても学校法人高知学園会計規程第 53 条に基づいて毎月作成し、本部長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2の現状＞

高知学園短期大学の将来像は、今後も平和と友愛の発展に貢献できる専門的職業人を育成することである。現在、高知県の地理的・経済的事情や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職指導の充実等振興策を講じることにより短期大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、将来像を具体化するよう、短期大学改革推進チームを組織し、大学改革推進室を設置して検討を進めている。

本学は、四年制大学と同じ資格を取得できる学科・専攻を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が抱える地理的・経済的課題によって、高知県外の四年制大学に進学する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門的職業人を育成し、将来にわたって高知県の食・教育・医療の発展に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。さらに、本学の専攻科は大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科の認可を受け、短期大学に在学しながら学士の学位を取得できるメリットも有している。

一方、本学の伝統へ過度に固執すると、少子高齢化の流れから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応するためにも、特に教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の採択件数が近年は停滞している点に弱みを感じている（備付-82）。

本学では、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして、経営実態や財務状況を把握し、その状況に基づいて経営計画を策定している。まず、学生募集対策として、オープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校へ出張講義や説明会、高等学校からの本学訪問、さらには大学説明会への参加を行っている。毎年度、高知県内3地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取組を中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、中途退学防止も挙げられる。本学では、各学科・各専攻と事務局、及び各種委員会や白菊寮（学生寮）が連携して①学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進、②教員の指導力の向上、③中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実、④学科・専攻内の全教員の共通理解に基づく指導、⑤経済的困難学生に対する相談体制の充実等に努めている。

人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている（備付-77、80）。施設設備の将来計画についても、各学科長・各専攻長からのヒヤリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科・各専攻の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。

本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれている。財務情報は学校法人高知学園のウェブサイト（提出-4「財務情報」）で公開している。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告され、危機意識の共有ができています。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

外部資金獲得として科学研究費補助金に申請するよう組織的に取り組んでいる。その結

果、着任して間もない教員の申請数は増えたものの、全体として十分とはいえない。研究業績の底上げと並行して、採択に結びつける組織的支援体制をさらに図らなければならない。各学科・各専攻の専門性を複合して新たな分野の開拓も望まれる。

他方、事業活動収支差額比率や経常収支差額比率の向上においても課題を残している。まずは遊休資産の処分や省エネ対策等、経費節減についても強化を図る。経費のバランスについても、入学定員充足率及び収容定員充足率の向上や人件費比率の改善に課題を残しているため、特に学生募集計画の見直しを図らなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回受審時には、教員配置に課題を残したことから、専門性を有する教員を確保できるよう計画を立案するため、各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員の分野別担当教員における教育研究分野を見直した。特に、FD 活動については授業改善におけるPDCAサイクルを整備し、中身の伴うFD活動を実現する準備が整いつつある。

施設設備については、実習室や中庭等を改修し、学習環境の整備に努めている。機器備品についても、耐用年数に鑑みて計画を立案して整備するよう取り組んでいる。

外部資金獲得については今も課題を残している。それでも、前回受審時は科学研究費申請を教員個人に委任した状態であった点に比べて、組織的に情報収集を行ったり、獲得に向けた対策を講じたりするよう取り組んでいる点は進歩の表れである。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「人的資源」については、研究活動の活性化と教育改善を図るため、一部の学科が組織的研究に取り組んでいる。今後も学科内での組織的研究を推奨し、学科で統一した問題解決を進めることが課題である。また「物的資源」については災害対策に必要な備蓄品等の点検を強化し、避難訓練のあり方も緊張感のある実践的なものへ工夫を図る必要がある。情報企画部では情報管理の向上を図るため、情報管理の方針を具体化するよう取り組むことも課題である。「技術的資源をはじめとする教育資源」については、引き続き各学科・各専攻の機器備品を本学予算内で計画性をもって整備していく。「財的資源」については、まず学生確保と定員充足を強化するよう、学生募集の工夫を追究する。そして、短期大学改革推進準備室を開設して大学改革をさらに推進する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

<根拠資料>

提出資料 4 ウェブサイト、5 学則、21 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 110 理事長の履歴書、115 理事会議事録（平成 27 年度）、116 理事会議事録（平成 28 年度）、117 理事会議事録（平成 29 年度）、118 理事・監事・評議員名簿

備付資料・規程集 96 高知学園理事会会議規則、97 組織規程、103 高知学園就業規則、112 学校法人高知学園会計規程

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

学校法人高知学園理事長は、高知学園出身者であるとともに、長期間行政の立場から高知学園を客観的に評価してきた（備付-111）。それゆえ、常に高知学園短期大学の建学の精神に基づいて教育目的を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為（提出-21）第14条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人本部を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。それゆえ、理事長は学校法人高知学園

の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している。また、寄附行為第13条第3項に基づいて、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに、学校法人高知学園会計規程（備付-規程集112）第4条及び寄附行為第34条に基づいて、理事長は会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。なお、事業報告と財務情報（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、財産比率比較等）は、私立学校法第47条に基づき、ウェブサイト（提出-4「財務情報」）で公開している。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第13条第7項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。過去の機関別認証評価は、事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。その後も継続して本学及び本学園の課題に基づき、理事会で迅速に改善へ努めている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長や本部長の見解を反映しながら進めている。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され（備付-115～117）、情報の伝達は円滑に行われている。関係法令の改正等、学外からの情報についても報告されており、理事会は情報を収集している。寄附行為第3条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や高知学園理事会会議規則（備付-規程集96）、高知学園短期大学学則（提出-5）、組織規程（備付-規程集97）、高知学園就業規則（備付-規程集107）等、学校法人運営や短期大学運営に必要な規定を整備している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第38条（役員を選任）に基づき、寄附行為第6条（理事の選任）を定めて、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している（備付-118）。また、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第12条（役員解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

現在、学校法人高知学園では、高知リハビリテーション学院の専門職大学化をはじめ、改革を進めている。そのため、今後も理事会を学校法人高知学園の意思決定機関として円滑に運営し、役割を適切に果たすよう取り組む。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修に手引き、5 学則

備付資料 119 学長の履歴書、121 教授会議事録（平成27年度）、122 教授会議事録（平成28年度）、123 教授会議事録（平成29年度）、124 各委員会議事録、130 評議会議事録（平成27年度）、131 評議会議事録（平成28年度）、132 評議会議事録（平成29年度）

備付資料・規程集 3 高知学園短期大学教授会規程、4 高知学園短期大学評議会規程、5 学科・専攻会議規程、6 専攻科専攻会議規程、7 個人情報保護委員会規程、8 学科改革検討会議規程、9 医療事故等対策会議規程、10 地域貢献推進会議規程、56 高知学園短期大学懲戒規程、64 高知学園短期大学人事委員会規程、83 高知学園短期大学コンプライアンス推進規程、103 高知学園就業規則、114 高知学園短期大学学長選考規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。

- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1の現状>

高知学園短期大学学長は、長年にわたる教育行政と教育活動の経験や研究蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している、また、その間の管理職の経験で得られた大学運営に関する見識に基づき（備付-119）、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、短期大学設置基準第22条の2を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質的保証と時代の変化に対応できる大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則（提出-5）第57条に基づいて高知学園短期大学懲戒規程（備付-規程集56）を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理責任者である学長（備付-規程集83）が、就業規則（備付-規程集92）及び学務分掌（提出-1、p.58～61）に基づいて統督している。

学長は、高知学園短期大学学長選考規程（備付-規程集114）に基づいて任命される。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、短期大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

短期大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園短期大学教授会規程（備付-規程集3）に基づき、教授会を短期大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第41条に定めるとともに、教授会に周知している。毎月1回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案し、構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針（提出-2、p.9～10）については、評議会で具体的に検討した上で教授会へ示していることから、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行うなど、適切な運営を行っており、学校教育法第93条及び学校教育法施行規則第143条を満たしている。

教授会における全ての審議内容は学長の指示により事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている（備付-121～123）。また、学長は高知学園短期大学評議会規程（備付-規程集4）に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている（備付-130～132）。評議会は個人情報保護委員会、学科改革検討会議、医療事故等対策会議、地域貢献推進会議、高知学園短期大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程（備付-規程集7～10、64）に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取し、把握することができている。

本学は、評議会の他に教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している（備付-124）。委員会での検討結果が学則第41条（教授会の審議事項）に該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知され

ることで、短期大学教学運営の一翼を担っている。また、学科・専攻会議規程（備付-規程集5）、専攻科専攻会議規程（備付-規程集6）に基づき、各学科・各専攻等に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科・専攻、専攻科の運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

開学50年を超えた本学では、教育分野が多様化していることから、本学の目的・目標を達成するためにも教員と事務職員の連携・協働体制をさらに充実させる。その一つとして、国の教育改革の取組等による法令改正に基づき、本学の規程等の見直しを図るため、教員と事務職員によるプロジェクトチームの検討を進めている。今後も、さらなる検討を進めることが課題である。さらに、現代社会の変化に伴う大学運営や教育力の向上を目指すため、短期大学改革推進準備室を開設して改革を進める。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 4 ウェブサイト、21 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 26 ウェブサイト、107 財務情報（平成27年度）、108 財務情報（平成28年度）、109 財務情報（平成29年度）、115 理事会議事録（平成27年度）、116 理事会議事録（平成28年度）、117 理事会議事録（平成29年度）、118 理事・監事・評議員名簿、127 評議員会議事録（平成27年度）、128 評議員会議事録（平成28年度）、129 評議員会議事録（平成29年度）

備付資料-規程集 112 学校法人高知学園会計規程

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、寄附行為（提出-21）第8条に基づいて選任され、職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている（備付-115～117、127～129）。また、学校法人高知学園会計規程（備付-規程集112）第4条及び寄附行為第34条に基づき、会計年度に監事監査の報告書を作成し、

5月末日までに理事会と評議員会に提出している（備付-107～109「監査報告書」）。このように寄附行為に基づいて適切に業務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は21名の評議員をもって組織することを寄附行為（提出-21）第20条で定めている。理事の定数が10名であることから（寄附行為第5条第1項）、評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し（備付-118）、寄附行為に基づいて開催している（備付-127～129）。また、私立学校法第42条に基づいて諮問事項を寄附行為第22条に定め、理事会の諮問機関として運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

高知学園短期大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、ウェブサイト（備付-26「情報の公表」）で公表している。また、財務情報は、私立学校法第47条に基づき、学校法人のウェブサイト（提出-4「財務情報」）で公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

今後も、監事が寄附行為に基づいて適切に業務を行えるよう、より理解しやすい学校会計報告書を作成して監事による監査業務の支援体制を整えることが課題である。また、評議員会が理事会の諮問機関として適切に機能するよう、私立学校法等各種法令に基づいて運営していく。そして、地域に根差し地域で安定した事業を今後も実施するため、情報公開を迅速に進めて、本学園に関する理解をさらに深めてもらうよう取り組んでいく。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回受審時以降、理事会と評議員会との意思疎通が円滑になるよう組織的に取り組んでいる。その結果、理事長のリーダーシップも発揮しやすい状況となっている。監事の監査業務に対する支援体制も向上している。短期大学では、学則及び教授会規程の改正等で学長の計画を遂行しやすい体制が整い、教職員一体となった教学運営が進んでいる。学生募集活動では定員確保に課題を残している。図書館では開館時間の延長を行い、学生の学習成果獲得を支援している。選書に関しても、本学の教育目的に鑑みて専門・教養・一般図書の実質が進んでいる。施設設備は、特に実習室や学生の憩いの場を計画的に順次整備して快適な学生生活を保障する環境整備を進めている。情報収集も組織を改組し、情報企画部や大学改革推進室を開設した。その結果、法令改正等に基づく対応が迅速になっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「理事長のリーダーシップ」の下、学校法人及び本学は社会情勢の変化に応じた教育環境を整備する。特に平成30年度は、高知リハビリテーション学院の専門職大学化に向けた準備を各学校が連携して取り組み、その成果を各学校へ反映できるよう努めていく。

高知学園短期大学としても「学長のリーダーシップ」の下で教職員が一体となり、教育、研究、地域貢献、他の機関との連携、将来構想の観点から改善を図っていく。具体的には、研究活動やFD活動の活性化、学会活動、自己研鑽、授業評価等を通じて教員及び本学の教育力の向上を図る。また、定員確保はもちろん、入学生・在学生オリエンテーションの実質も図らなければならない。特に、大学教育への導入、職業人としての貢献や誇り、自尊感情の確立、将来展望への期待感、学び続けることによる能力開発や人間的成長等を推進する。さらに、学生の意欲的な授業参加の姿勢を醸成するため、理解度を高める授業改善や学生の自主的な参加を促す授業も推進する。学生の円滑な人間関係を構築するため、ボランティア活動や社会奉仕活動の活性化、関連する授業科目における指導内容の工夫を図ることで、道徳性や倫理性、協働性、社会性、職業人としてのマナーを身につけることを目指していく。全学的な教育の展開として、健康教育の実質にも取り組む。研究活動においても、1人1研究を目指して学科内のグループ研究の奨励、他大学教員とのグループ研究への積極的参加、外部研究費の獲得、さらに研究経験豊富な教員の指導を積極的に受ける体制を構築する。地域貢献については、優れた専門的職業人を育成し、少子高齢化が進行する高知県を支える人財づくりに貢献する。高知県産学官民連携センター等を通じて本学の知的財産も提供していく。そして、本学にしかない特色を生かして高知県民に高等教育の機会を提供する。他の機関との連携についても、引き続き高知医療センター等との包括連携、北京大学との連携を推進していく。最後に、大学開設準備室を設置して本学が地域に貢献する高等教育機関として存在するための将来構想を具体化させる。

「ガバナンス」については、今後も学校法人及び短期大学の役割を常に確認して健全なガバナンスの体制の維持と向上に努める。そのためにも、監査に関する情報を監事が的確に収集できるよう、学校法人高知学園として今後も工夫を図って取り組んでいく。

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [平成 29 年度] p.1 2 学生生活と履修の手引き [平成 29 年度] p.3 3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編 [平成 29 年度] p.3～4 4 ウェブサイト 「歴史」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/history.html
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	5 学則
教育目的・目標についての印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [平成 29 年度] p.1～2 2 学生生活と履修の手引き [平成 29 年度] p.1 3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編 [平成 29 年度] p.5 4 ウェブサイト 「教育基本方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html
学習成果を示した印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [平成 29 年度] p.2～5 2 学生生活と履修の手引き [平成 29 年度] p.9 3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編 [平成 29 年度] p.6～7 4 ウェブサイト 「学習成果」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html 「事業報告」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_29/h29_zigyō.pdf
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	6 自己点検評価委員会規程 7 作業連絡会規程 8 自己点検評価検討会議規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [平成 29 年度] p.5～8 2 学生生活と履修の手引き [平成 29 年度] p.9

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編 [平成 29 年度] p.8 4 ウェブサイト 「卒業認定・学位授与の方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [平成 29 年度] p.8～12 2 学生生活と履修の手引き [平成 29 年度] p.9 3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編 [平成 29 年度] p.9～11 4 ウェブサイト 「教育課程編成・実施の方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html
入学者受入れの方針に関する印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [平成 29 年度] p.12～22 2 学生生活と履修の手引き [平成 29 年度] p.10 3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編 [平成 29 年度] p.12～17 4 ウェブサイト 「入学者受け入れの方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html 9 学生募集要項 [平成 29 年度] p.28～31
シラバス ■ 平成 29 年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	10 シラバス [平成 29 年度]
学年暦 ■ 平成 29 年度	11 行事予定表 [平成 29 年度] 12 時間割表 [平成 29 年度]
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	2 学生生活と履修の手引き [平成 29 年度]
短期大学案内 ■ 平成 29 年度入学者用及び平成 30 年度入学者用の 2 年分	13 大学案内 2017 [平成 28 年度] 14 大学案内 2017 アカデミックポリシー編 [平成 28 年度] 15 大学案内 2018 [平成 29 年度] 3 大学案内 2018 アカデミックポリシー編 [平成 29 年度]
募集要項・入学願書 ■ 平成 29 年度入学者用及び平成 30 年度入学者用の 2 年分	16 学生募集要項 2017 (入学願書含む) [平成 28 年度] 9 学生募集要項 2018 (入学願書含む) [平成 29 年度]

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
<p>「計算書類等の概要（過去 3 年間）」</p> <p>「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]、「財務状況調べ」[書式 4]</p>	<p>17 計算書類等の概要 [過去 3 年間]</p> <p>活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]</p> <p>事業活動収支計算書の概要 [書式 2]</p> <p>貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]</p> <p>財務状況調べ [書式 4]</p> <p>4 ウェブサイト</p> <p>「財務情報」</p> <p>http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf</p>
<p>資金収支計算書・資金収支内訳表</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）計算書類（決算書）の該当部分</p>	<p>17 計算書類等の概要</p>
<p>活動区分資金収支計算書</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）計算書類（決算書）の該当部分</p>	<p>17 計算書類等の概要</p>
<p>事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）計算書類（決算書）の該当部分</p>	<p>17 計算書類等の概要</p>
<p>貸借対照表</p> <p>■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）計算書類（決算書）の該当部分</p>	<p>17 計算書類等の概要</p>
<p>中・長期の財務計画</p>	<p>18 経営指針</p>
<p>事業報告書</p> <p>■ 過去 1 年間（平成 29 年度）</p>	<p>19 事業報告書 [平成 29 年度]</p> <p>4 ウェブサイト</p> <p>「平成 29 年度事業報告書」</p> <p>http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701jyugyou.pdf</p>
<p>事業計画書／予算書</p> <p>■ 認証評価を受ける年度（平成 30 年度）</p>	<p>20 事業計画書／予算書 [平成 30 年度]</p>

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	21 学校法人高知学園寄附行為

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う平成 29 年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける平成 30 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成 30 年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成 29 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 紙媒体で提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 9 の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1 高知学園短期大学開学 50 周年記念誌 2 入学式次第 3 卒業証書・学位記授与式次第 4 飛翔式次第 5 幼稚園教諭免許状授与式次第 6 宣誓式次第 7 継承式次第 8 戴帽式次第
地域・社会の各種団体との協定書等	9 災害時の歯科医療救護に関する協定書 10 歯科保健医療対策に関する協定書 11 協定書（一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園による歯科医学に関する基礎専門的知識の修学） 12 北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定書 13 高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定書 14 高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	15 高知学園短期大学公開講座・生涯学習 [平成 29 年度] 16 教員免許状更新講習実施要項 [平成 29 年度] 17 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得の特例の講習実施要項 [平成 29 年度] 18 イキイキ健康フェア [平成 29 年度] 19 本学が参加した学外行事に関する資料（リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2017、土佐茶ガールズ、RKC 子育て応援団すこやか 2017、第 74 回全国小学生歯みがき大会、歯っぴいスマイルフェア 2017、第 7 回キッズ☆バリアフリーフェスティバル、近隣清掃） [平成 29 年度]
B 教育の効果	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	20 高知学園短期大学ポリシー・マップ（生活科学学科、幼児保育学科、医療衛生学科医療検査専攻、専攻科応用生命科学専攻各ポリシー・マップ含む） 21 高知学園短期大学・シラバス作成要領 22 シラバス確認について
C 内部質保証	

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
過去3年間（平成27年度～平成29年度）に行なった自己点検・評価に係る報告書等	23 自己点検・評価報告書 [平成27年度] 24 自己点検・評価報告書 [平成28年度] 25 自己点検・評価報告書 [平成29年度] 26 ウェブサイト 「自己点検／評価報告書」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/own.html
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	該当なし
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	該当なし
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	26 ウェブサイト 「免許・資格取得状況」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_29/disclosure4/disclosure4_06.2.pdf 27 授業改善に向けた公開授業の進め方 28 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成29年度] 29 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定状況表 [様式18] ■ 認証評価を受ける前年度の平成29年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	30 単位認定状況表
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	28 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成29年度] p.96～103
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	31 短期大学生に関する調査研究 [平成29年度] p.18～22
職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	31 短期大学生に関する調査研究 [平成29年度] p.22～24
[報告書作成マニュアル]	32 キャリアデザイン・ノート、キャリアビジョン・ノート、

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
ル指定以外の備付資料]	キャリアチャレンジ・ノート 33 栄養士実力認定試験結果報告 34 幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック 35 幼児保育学科・ポートフォリオ年間予定 36 幼児保育学科・学外実習事前指導オリエンテーション資料 37 臨床検査技師国家試験正答率調査 38 医療衛生学科歯科衛生専攻・学内模擬試験結果
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	31 短期大学生に関する調査研究 [平成 29 年度] p.14～18 133 医療衛生学科医療検査専攻キャリア形成事業アンケート結果 [平成 29 年度]
就職先からの卒業生に対する評価結果	39 幼児保育学科実習巡視報告書 [平成 29 年度] 40 幼児保育学科実習懇談会記録 [平成 29 年度] 41 高知県歯科医師会と高知学園短期大学との打合わせ会および意見交換会
卒業生アンケートの調査結果	42 高知学園短期大学幼児保育学科卒業生対象調査 [平成 28 年度～平成 29 年度] 43 幼児保育学科生涯学習記録・終了後のアンケート結果 [平成 28 年度～平成 29 年度] 44 専攻科応用生命科学専攻修了生過去 5 年のアンケート調査
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	45 入学手続き他に関する資料一式
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	46 合格者登校日資料一式 47 各学科・各専攻合格者登校日資料一式
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	48 オリエンテーション資料一式
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	49 環境記録(様式)
進路一覧表等 ■ 過去 3 年間(平成 27 年度～平成 29 年度)	50 進路一覧表 [平成 27 年度～平成 29 年度]
GPA 等の成績分布	51 GPA 分布一覧 [平成 29 年度入学生]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	52 成績分布一覧 [平成 27 年度～平成 28 年度の入学生]
学生による授業評価票 及びその評価結果	53 授業アンケート (様式) 54 授業アンケート結果集計資料 55 授業アンケートに対する自己分析の報告資料
社会人受入れについて の印刷物等	56 学生募集要項 2018 (社会人選考) [平成 29 年度] p.18 (提出資料 9 再掲)
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについて の印刷物等	56 学生募集要項 2018 (留学生選考) [平成 29 年度] p.20 (提出資料 9 再掲)
[報告書作成マニュアル 指定以外の備付資料]	57 授業参観 58 授業参観アンケート 59 事後検討会報告書 60 授業改善計画報告書 61 図書館利用案内 (らぶつく+) 62 パスファインダー (CiNii、JDreamIII、医中誌 Web、系統別看護師国家試験問題 Web、OPAC 及び MyLibrary の使い方) 63 図書館利用に関する申込書一式 (学外文献複写申込書兼料金計算書、図書館所蔵文献複写申込書、資料借受申込書兼料金計算書) 64 教務課時間割・講義室簿 65 ニュース時事能力検定 67 給食管理実習訪問の報告書 68 栄養士実力認定試験準備講座、模擬試験の実施と補講 69 生活科学学科内就職説明会、生活科学学科就職合同説明会 70 日本健康マスター検定 71 幼児保育学科実習事後面談 72 幼児保育学科異学年相互交流学習会 73 幼児保育学科就職試験合格者による報告会 74 医療衛生学科歯科衛生専攻就職フェア 75 CLUB ガイダンス [平成 29 年度] 76 第 48 回天神祭 [平成 29 年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書	77 教員個人調書 [様式 19]
■ 教員個人調書 [様式 19] (平成 30 年 5	78 過去 5 年間 (平成 25 年度～平成 29 年度) の教育研究業績書 [様式 20]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
月 1 日現在) ■ 教育研究業績書 [様式 20] (過去 5 年間 (平成 25 年度～平成 29 年度))	
非常勤教員一覧表 [様式 21]	79 非常勤教員一覧表 [様式 21]
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去 3 年間 (平成 27 年度～平成 29 年度)	26 ウェブサイト 「教員紹介：生活科学学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/life_teacher.html 「教員紹介：幼児保育学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/infant_teacher.html 「教員紹介：医療衛生学科医療検査専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/m-inspection_teacher.html 「教員紹介：医療衛生学科歯科衛生専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/m-hygiene_teacher.html 「教員紹介：看護学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/nursing_teacher.html 「教員紹介：専攻科地域看護学専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/nursing_tiiki_teacher.html
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度 (平成 30 年 5 月 1 日現在)	80 専任教員年齢構成表
専任教員の研究活動状況表 [様式 22] ■ 過去 5 年間 (平成 25 年度～平成 29 年度)	81 専任教員の研究活動状況表 [様式 22]
外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23] ■ 過去 3 年間 (平成 27 年度～平成 29 年度)	82 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 23]
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (平成 27 年度～平成 29 年度)	83 高知学園短期大学紀要 [平成 27 年度] 84 高知学園短期大学紀要 [平成 28 年度] 85 高知学園短期大学紀要 [平成 29 年度]
教員以外の専任職員の	86 事務職員一覧表

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける 年度（平成 30 年 5 月 1 日現在）	
FD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年 度）	28 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成 29 年度] 87 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書 [平 成 27 年度] p.86 88 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書 [平 成 28 年度] p.88 89 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書 [平 成 29 年度] p.90
SD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年 度）	28 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成 29 年度] 87 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書 [平 成 27 年度] p.86 88 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書 [平 成 28 年度] p.88 89 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク活動報告書 [平 成 29 年度] p.90
[報告書作成マニユア ル指定以外の備付資料]	90 口腔健康指導（小学校） 91 火気取締責任者 [平成 29 年度] 92 高知学園短期大学危機管理マニュアル [平成 29 年度] 93 防災マニュアル [平成 29 年度] 94 教職員の健康診断 [平成 29 年度] 95 学校法人高知学園予算編成方針 [平成 29 年度]
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位 置を示す配置図、用 途（室名）を示した 各階の図面、校地間 の距離、校地間の交 通手段等	96 校地、校舎（図面） 26 ウェブサイト 「キャンパス案内」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/campus.html
図書館、学習資源センタ ーの概要 ■ 平面図等（冊子等も 可）	97 図書館の概要に関する資料（図書館概要、学外者のための 利用案内） 98 図書館の広報に関する資料（図書館報（らぶっく）、図書 館みに・にゅーす） 99 図書原簿 100 大学・短期大学・高専図書館（日本図書館協会）提出書

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	類 101 ウェブサイト 「図書館」 http://www.kochi-gc.ac.jp/toshokan/
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	102 各種料理コンテストへの参加実績 103 防災講演会および避難訓練計画 [平成 29 年度] 104 実験室安全のためのマニュアル [平成 29 年度]
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	105 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	106 パソコン教室平面図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）	107 財務情報「財産目録」 [平成 27 年度] p.14、「学校法人会計について」 [平成 27 年度] p.18～53 108 財務情報「財産目録」 [平成 28 年度] p.15、「学校法人会計について」 [平成 28 年度] p.19～55 109 財務情報「財産目録」 [平成 29 年度] p.16、「学校法人会計について」 [平成 29 年度] p.20～56
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	110 固定資産台帳及び備品台帳
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（平成 30 年 5 月 1 日現在）	111 理事長の履歴書
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）	112 学校法人実態調査表（写し） [平成 27 年度] 113 学校法人実態調査表（写し） [平成 28 年度] 114 学校法人実態調査表（写し） [平成 29 年度]
理事会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 27 年度～平成 29 年	115 理事会議事録 [平成 27 年度] 116 理事会議事録 [平成 28 年度] 117 理事会議事録 [平成 29 年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
度)	
諸規程集	※下記に別途記述
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	118 理事・監事・評議員名簿
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書	119 学長の履歴書 [様式 19]
■ 教員個人調書 [様式 19] (平成 30 年 5 月 1 日現在)	120 学長の教育研究業績書 [様式 20]
■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間 (平成 25 年度～平成 29 年度) の教育研究業績書 [様式 20]	
教授会議事録	121 教授会議事録 [平成 27 年度]
■ 過去 3 年間 (平成 27 年度～平成 29 年度)	122 教授会議事録 [平成 28 年度]
	123 教授会議事録 [平成 29 年度]
委員会等の議事録	124 各委員会議事録 [平成 29 年度]
■ 過去 1 年間 (平成 29 年度)	125 各学科・各専攻会議議事録 [平成 29 年度]
	126 生活科学学科学外実習反省会 (事前事後検討会含む) 議事録 [平成 29 年度]
C ガバナンス	
監事の監査状況	107 財務情報「監査報告書」 [平成 27 年度] p.15
■ 過去 3 年間 (平成 27 年度～平成 29 年度)	108 財務情報「監査報告書」 [平成 28 年度] p.16
	109 財務情報「監査報告書」 [平成 29 年度] p.17
評議員会議事録	127 評議員会議事録 [平成 27 年度]
■ 過去 3 年間 (平成 27 年度～平成 29 年度)	128 評議員会議事録 [平成 28 年度]
	129 評議員会議事録 [平成 29 年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	26 ウェブサイト 「情報の公表」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/disclosure.html 130 評議会議事録 [平成 27 年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	131 評議会議事録 [平成 28 年度]
	132 評議会議事録 [平成 29 年度]

※<諸規程集>

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の<根拠資料>（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
 - ・個々の規程を記述する場合は、「備付資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：備付資料-規程集 1 ○○委員会規程）。
 - ・基準Ⅲ（様式 7）のテーマ A「理事長のリーダーシップ」について、備付資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料-規程集」と記述してください。

番号	規程名
1	高知学園短期大学教育組織規程
2	高知学園短期大学の教育目的に関する規程
3	高知学園短期大学教授会規程
4	高知学園短期大学評議会規程
5	学科・専攻会議規程
6	専攻科専攻会議規程
7	個人情報保護委員会規程
8	学科改革検討会議規程
9	医療事故対策会議規程
10	地域貢献推進会議規程
11	高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
12	高知学園短期大学研究倫理審査申請要項
13	高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
14	高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程
15	高知学園短期大学研究不正に関わる調査委員会規程
16	高知学園短期大学災害対策委員会規程
17	学生委員会規程
18	カウンセリング委員会規程
19	入学試験募集委員会規程
20	専攻科入学試験募集委員会規程
21	就職委員会規程
22	セクシュアルハラスメント等に関する規程
23	倫理委員会規程
24	白菊寮運営委員会規程
25	教務委員会規程

高知学園短期大学

26	教職課程委員会規程
27	ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程
28	公開講座生涯学習委員会規程
29	健康教育委員会規程
30	実験室安全管理委員会規程
31	情報企画委員会規程
32	高知学園短期大学図書館規則
33	図書館運営委員会規程
34	紀要編集委員会規程
35	スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程
36	高知学園短期大学危機管理委員会規程
37	高知学園短期大学危機対策本部規程
38	高知学園短期大学コンプライアンス委員会規程
39	高知学園短期大学コンプライアンスに関わる調査委員会規程
40	高知学園短期大学通報調査委員会規程
41	高知学園短期大学 IR 推進室規程
42	広報活動並びに学生支援組織に関する規程
43	試験規程
44	再入学、転入学規程
45	転科（転専攻を含む）規程
46	高知学園短期大学学位規程
47	高知学園短期大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程
48	高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程
49	実技の単位計算方法の基準に関する規程
50	高知学園短期大学科目等履修生規程
51	高知学園短期大学卒後研修生規程
52	高知学園短期大学外国人留学生規程
53	高知学園短期大学学生表彰規程
54	専攻科規程
55	単位互換の実施に関する規程
56	高知学園短期大学懲戒規程
57	高知学園短期大学図書館細則
58	高知学園短期大学図書館選書要領
59	高知学園短期大学図書館文献管理内規
60	高知学園短期大学紀要投稿規程
61	高知学園短期大学紀要査読要領
62	高知学園短期大学紀要原稿執筆要領
63	高知学園短期大学の教員人事に関する規程

64	高知学園短期大学人事委員会規程
65	高知学園短期大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲について
66	高知学園短期大学教員資格
67	高知学園短期大学の教員の資格に関する内規
68	高知学園短期大学教員選考基準
69	高知学園短期大学期限付教育職員任用規程（内規）
70	高知学園短期大学非常勤講師規程
71	高知学園短期大学名誉教授規程
72	高知学園短期大学教育職員管理職規程（内規）
73	高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き
74	教員人事に係る選考委員会に関する規程
75	高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
76	高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
77	高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
78	高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
79	高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
80	高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
81	高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画
82	高知学園短期大学危機管理規程
83	高知学園短期大学コンプライアンス推進規程
84	高知学園短期大学通報処理規程
85	高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン
86	高知学園短期大学研究倫理指針
87	高知学園短期大学学外交流倫理基準
88	生活科学学科における CAP 制に関する内規
89	幼児保育学科における CAP 制に関する内規
90	医療衛生学科（医療検査専攻）における CAP 制に関する内規
91	医療衛生学科（歯科衛生専攻）における CAP 制に関する内規
92	看護学科における CAP 制に関する内規
93	専攻科応用生命科学専攻における CAP 制に関する内規
94	専攻科地域看護学専攻における CAP 制に関する内規
95	ファカルティ・ディベロップメント委員会とスタッフ・ディベロップメント委員会との合同会議に関する内規
96	高知学園理事会会議規則
97	組織規程
98	高知学園文書取扱規程
99	高知学園公印取扱規程
100	高知学園文書保存規程

高知学園短期大学

101	個人情報の保護に関する規程
102	個人番号及び特定個人情報取扱規程
103	高知学園就業規則
104	育児・介護休業に関する規程
105	定年に関する規程
106	継続雇用に関する規程
107	高知学園ハラスメントの防止等に関する規程
108	給与規程
109	旅費規程
110	退職手当に関する規程
111	役員等の給与及び旅費に関する規程
112	会計規程
113	資産管理運用規程
114	高知学園短期大学学長選考規程
115	停年に関する内規
116	新採職員選考委員会内規
117	高知学園特別教員任用規程
118	高知学園嘱託職員雇用規程
119	時間外勤務の管理に関する内規
120	高知学園職員の長期研修に関する規程
121	海外教育視察助成要項
122	学校法人高知学園顧問設置規程
123	ストレスチェック制度実施規程（内規）
124	会計規程施行細則
125	物品管理要領
126	物品購入審査規程（内規）
127	高知学園購買事務処理規程
128	学校長の発する証明書の取扱い並びに手数料に関する規程
129	赴任旅費支給要領
130	学園幹部規程（内規）
131	高知学園建築委員会設置規程
132	一貫教育委員会規程
133	高知学園広報委員会設置規程
134	学校等連絡協議会内規
135	高知学園事務能率化委員会設置規程（内規）
136	高知学園労使懇話会会則
137	高知学園衛生管理規程（内規）
138	個人情報保護委員会規程（内規）

139	ハラスメント相談員及び倫理委員会設置細則（内規）
140	高知学園施設使用規程
141	高知学園規則等の呼称及び番号を定める規程
142	学校法人高知学園職員録発行要領
143	高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程
144	高知学園内進学者の入学金減免規程
145	同窓会規定
146	生活科学学科 給食管理実習に関する内規
147	生活科学学科 栄養教育実習に関する内規
148	幼児保育学科・学外実習に関する内規
149	医療衛生学科医療検査専攻 臨地実習の履修基準
150	医療衛生学科歯科衛生専攻 臨床・臨地実習に関する内規
151	看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集
152	情報公開規程
153	公益通報に関する規程
154	高知学園非常勤職員取扱要綱
155	高知学園臨時的任用職員取扱要綱
156	内部監査細則
157	就職斡旋内規

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う平成 29 年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける平成 30 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、平成 30 年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う平成 29 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 紙媒体で提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 10 の通しページを付してください。

基礎データ

高知学園短期大学

様式	資料名
11	短期大学の概要
12	学生数
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	教育課程に対応した授業科目担当者一覧
16	理事会の開催状況
17	評議員会の開催状況

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式12及び様式14(①～⑤)には、「長期履修生」が含まれます。

事項		記入欄		備考								
短期大学の名称		高知学園短期大学										
学校本部の所在地		高知県高知市北端町100										
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日	所在地	備考							
	専攻科	生活科学学科	昭和42年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26	家政関係 教育学・保育学関係 保健衛生学関係(看護学関係を除く。) 保健衛生学関係(看護学関係を除く。) 保健衛生学関係(看護学関係)							
		幼児保育学科	昭和44年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26								
		医療衛生学科医療検査専攻	昭和43年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26								
医療衛生学科歯科衛生専攻 看護学科		昭和45年4月1日 平成20年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26 高知県高知市旭天神町292番地26									
別科等	専攻科	専攻の名称	開設年月日	所在地	備考							
	別科等	応用生命科学専攻	平成13年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26								
		地域看護学専攻	平成23年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26								
—	—	—	—	—	—							
学生募集停止中の学科・専攻科等		—										
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等						非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数				うち教授数
		生活科学学科	2人	4人	1人	0人	7人	5	2	3	15	13
		幼児保育学科	5	3	2	0	10	8	3	0	21	17
		医療衛生学科医療検査専攻	3	6	0	1	10	6	2	0	27	14
		医療衛生学科歯科衛生専攻	2	1	2	3	8	6	2	0	18	11
	看護学科	6	3	3	1	13	10	3	3	27	13	
	(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	5	2	—	—	—	
	計	18	17	8	5	48	35	12	6	108		
	専攻科	専攻の名称	専任教員等						非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備考	
教授			准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
応用生命科学専攻		—人	—人	—人	—人	—人	—	—	—人	5	—	
地域看護学専攻		1	1	2	0	4	—	—	1	10	5	
計	1	1	2	0	4			1	15			
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考				
		校舎敷地面積	—	22,691 m ²	m ²	m ²	22,691 m ²					
		運動場用地	—	25,840	0	0	25,840					
		校地面積計	7,700 m ²	48,531	0	0	48,531					
		その他	—	579	0	0	579					
	校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計					
		校舎面積計	8,650 m ²	14,014 m ²	m ²	m ²	14,014 m ²					
		学科・専攻等の名称	室数									
		生活科学学科	10	室								
		幼児保育学科	9									
医療衛生学科医療検査専攻	10											
医療衛生学科歯科衛生専攻	8											
看護学科	20											
専攻科地域看護学専攻	1											
教室等施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
	旭天神町キャンパス	20室	4室	27室	2室	0室						
	—	—	—	—	—	—						
	—	—	—	—	—	—						
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数									
	高知学園短期大学図書館	974 m ²	134席									
	—	—	—									
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕								
	高知学園短期大学図書館	85,218 [3,249] 冊	587 [22] 種	1 [1] 種								
—	— []	— []	— []									
計	85,218 [3,249]	587 [22]	1 [1]									
体育館その他の施設	体育館面積											
	—	—	m ²									
	—	—										

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数）」の欄は「一」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」については含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

(平成30年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	入学定員に対する平均比率	備考
生活科学学科	志願者数	84	84	50	68	69	81%	
	合格者数	83	82	49	66	69		
	入学者数	73	76	47	62	64		
	入学定員	80	80	80	80	80		
	入学定員充足率	91%	95%	59%	78%	80%		
	在籍学生数	147	150	125	112	125		
	収容定員	160	160	160	160	160		
幼児保育学科	志願者数	139	129	99	92	91	107%	
	合格者数	88	86	90	91	87		
	入学者数	87	85	83	88	83		
	入学定員	80	80	80	80	80		
	入学定員充足率	109%	106%	104%	110%	104%		
	在籍学生数	166	168	167	171	167		
	収容定員	160	160	160	160	160		
医療衛生学科 (医療検査専攻)	志願者数	66	59	69	57	65	118%	
	合格者数	60	49	55	50	56		
	入学者数	48	46	49	42	51		
	入学定員	40	40	40	40	40		
	入学定員充足率	120%	115%	123%	105%	128%		
	在籍学生数	140	142	139	134	144		
	収容定員	120	120	120	120	120		
医療衛生学科 (歯科衛生専攻)	志願者数	37	34	38	38	29	84%	
	合格者数	36	34	38	38	28		
	入学者数	34	34	36	35	28		
	入学定員	40	40	40	40	40		
	入学定員充足率	85%	85%	90%	88%	70%		
	在籍学生数	95	84	97	104	91		
	収容定員	120	120	120	120	120		
看護学科	志願者数	187	160	114	119	104	119%	
	合格者数	85	86	79	92	73		
	入学者数	78	72	66	73	67		
	入学定員	60	60	60	60	60		
	入学定員充足率	130%	120%	110%	122%	112%		
	在籍学生数	227	230	221	214	206		
	収容定員	180	180	180	180	180		
学科(専攻課程)合計	志願者数	513	466	370	374	358	100%	
	合格者数	352	337	311	337	313		
	入学者数	320	313	281	300	293		
	入学定員	300	300	300	300	300		
	入学定員充足率	107%	104%	94%	100%	98%		
	在籍学生数	775	774	749	735	733		
	収容定員	740	740	740	740	740		
専攻科 応用生命科学専攻	入学定員	10	10	10	10	10		
	入学者数	10	12	11	11	11		
	収容定員	10	10	10	10	10		
	在籍学生数	10	12	11	11	11		
専攻科 地域看護学専攻	入学定員	20	20	20	20	20		
	入学者数	21	20	22	18	21		
	収容定員	20	20	20	20	20		
	在籍学生数	21	20	22	18	21		

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
ただし、学科・専攻等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。

教員以外の職員の概要(人)

(平成30年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	16	8	24
技術職員			0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1		1
その他の職員			0
計	17	8	25

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活科学学科	85	69	69	75	49
幼児保育学科	84	77	81	84	79
医療衛生学科					
医療検査専攻	36	36	44	37	38
歯科衛生専攻	38	41	19	23	35
看護学科	75	66	72	77	71

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活科学学科	6	4	4	0	3
幼児保育学科	5	6	3	1	8
医療衛生学科					
医療検査専攻	8	8	7	9	2
歯科衛生専攻	2	4	4	5	6
看護学科	4	3	3	3	4

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活科学学科	1	1	7	1	1
幼児保育学科	4	1	1	0	3
医療衛生学科					
医療検査専攻	13	6	14	11	5
歯科衛生専攻	1	0	7	1	3
看護学科	2	1	5	7	12

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活科学学科	67	65	55	72	46
幼児保育学科	81	77	77	82	74
医療衛生学科					
医療検査専攻	23	19	28	16	21
歯科衛生専攻	35	39	17	22	32
看護学科	53	42	50	53	47

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活科学学科	2	0	6	5	1
幼児保育学科	0	0	1	1	3
医療衛生学科					
医療検査専攻	10(10)	13(12)	11(11)	13(11)	12(11)
歯科衛生専攻	0	0	0	0	0
看護学科	21(21)	20(19)	21(21)	18(18)	19(19)

※()内数字は本学専攻科進学者

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活科学学科	2	5		1	1
幼児保育学科	1				
医療衛生学科					
医療検査専攻			1	1	
歯科衛生専攻					
看護学科		1	1		

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の平成29年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。

教育課程に対応した授業科目担当者一覧

学科名等 生活科学学科

(平成29年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教養教育科目	哲学	講師	山岡 匡		非常勤
	国語・国文学	講師	田鎖 数馬		非常勤
	日本の伝統美学Ⅰ	講師	岡崎 久美子		非常勤
	日本の伝統美学Ⅱ	講師	川村 真紀子		非常勤
	史学	講師	大櫛 敦弘		非常勤
	法学	講師	渡邊 富一		非常勤
	日本国憲法	講師	渡邊 富一		非常勤
	社会学	講師	遠山 茂樹		非常勤
	心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	化学	講師	西沢 均		非常勤
	生物学	講師	手林 慎一		非常勤
	物理学	講師	岩崎 正春		非常勤
	情報科学Ⅰ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴		医療衛生学科
	情報科学Ⅱ	准教授	寺尾 康		幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴		医療衛生学科
	文化比較	講師	公文 素子		非常勤
	英語ゼミⅠ	講師	片山 美穂	教育学	
	スポーツ科学ゼミⅠ	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	情報科学ゼミⅠ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	英語ゼミⅡ	講師	片山 美穂	教育学	
	スポーツ科学ゼミⅡ	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	情報科学ゼミⅡ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	英語ゼミⅢ	講師	片山 美穂	教育学	
	スポーツ科学ゼミⅢ	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	情報科学ゼミⅢ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	英語Ⅰ	講師	片山 美穂	教育学	
	英語Ⅱ	講師	クレイグ・ディレイニ		非常勤
	現代スポーツ論	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
運動と健康	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科	
生涯スポーツ実技	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科	
キャリア形成演習	准教授	坂本 ひとみ	教育・保育学	幼児保育学科	
専門教育科目	栄養学Ⅰ	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	栄養学Ⅱ	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	栄養学実習	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	臨床栄養学概論Ⅰ	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	臨床栄養学概論Ⅱ	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	臨床栄養学実習	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	同上	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	公衆栄養学概論	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	食品学Ⅰ	教授	中山 和子	食品学	
	食品学Ⅱ	教授	中山 和子	食品学	
	食品学実験	教授	中山 和子	食品学	
	食品衛生学	教授	中山 和子	食品学	
	食品衛生学実験	教授	中山 和子	食品学	
	公衆衛生学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	医療衛生学科
	社会福祉概論	講師	西村 昇		非常勤
	栄養指導論Ⅰ	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	栄養指導論Ⅱ	講師	森岡 美帆	栄養調理学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	栄養指導実習Ⅰ	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	栄養指導実習Ⅱ	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	給食計画論	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	給食実務論	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	給食計画論実習	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	給食実務論実習	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	給食管理実習Ⅰ	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	給食管理実習Ⅱ	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	同上	教授	谷 智子	教育学	
	調理学	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	調理学実習Ⅰ	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	調理学実習Ⅱ	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	調理学実習Ⅲ	講師	森岡 美帆	栄養調理学	
	同上	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	解剖学	講師	川淵 優		非常勤
	生理学	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	解剖生理学実習	講師	森山 ゆり		非常勤
	病理学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	医療衛生学科
	生化学	教授	中山 和子	食品学	
	生化学実験	教授	中山 和子	食品学	
	運動生理学	講師	中村 哲夫		非常勤
	食料経済	講師	岩佐 和幸		非常勤
	経営学	講師	生島 淳		非常勤
	情報処理論	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	学校栄養教育概論	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	事務管理	准教授	坂本 ひとみ	教育・保育学	幼児保育学科
	会計学	講師	高橋 浩二		非常勤
	人間関係論	教授	小島 一久	教育学	専攻科
	薬理学	講師	岡村 幸憲		非常勤
	健康教育演習Ⅰ	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科
同上	准教授	山本 和代	学校保健	看護学科	
健康教育演習Ⅱ	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科	
同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学		
同上	准教授	下元 智世	栄養調理学		
同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科	
同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	医療衛生学科	
同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	医療衛生学科	
同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科	
同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科	
同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科	
同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科	
同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科	
同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科	
同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	看護学科	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門 教育科目	臨床医学総論	講師	松浦 喜美夫		非常勤
	同上	講師	並川 努		非常勤
	同上	講師	岡本 健		非常勤
	医療文書実務	講師	宮城 嗣春		非常勤
	同上	講師	豊島 正		非常勤
	医療管理学	講師	尾崎 好子		非常勤
	医療管理特別講座	講師	尾崎 好子		非常勤
	病歴管理特別講座	講師	岡田 雅樹		非常勤
	看護学	講師	中村 ささみ		非常勤
	薬局概論	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	医療衛生学科
	同上	講師	石崎 宏人		非常勤
	同上	講師	岡本 孝彦		非常勤
	同上	講師	伊内 秋夫		非常勤
	同上	講師	岡林 幸男		非常勤
	薬局実習	教授	中山 和子	食品学	
	医療情報学	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	教職 専門科目	教職論	教授	小島 一久	教育学
同上		教授	谷 智子	教育学	
教育原理		教授	谷 智子	教育学	
教育心理学		教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
教育課程総論		教授	谷 智子	教育学	
道德教育の指導法		講師	田邊 重任		非常勤
特別活動の指導法		教授	谷 智子	教育学	
教育の方法及び技術		助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
生徒指導の理論と方法		准教授	浜田 幸作	教育・保育学	幼児保育学科
教育相談		教授	谷 智子	教育学	
教職実践演習(栄養教諭)		教授	谷 智子	教育学	
同上		准教授	下元 智世	栄養調理学	
栄養教育実習事前事後指導		教授	谷 智子	教育学	
栄養教育実習		教授	谷 智子	教育学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置	
教養教育科目	哲学	講師	山岡 匡		非常勤	
	国語・国文学	講師	田鎖 数馬		非常勤	
	日本の伝統美学Ⅰ	講師	岡崎 久美子		非常勤	
	日本の伝統美学Ⅱ	講師	川村 真紀子		非常勤	
	日本国憲法	講師	渡邊 富一		非常勤	
	心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学		
	情報科学Ⅰ	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科	
	情報科学Ⅱ	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科	
	文化比較	講師	公文 素子		非常勤	
	英語ゼミⅠ	講師	片山 美穂	教育学	生活科学学科	
	スポーツ科学ゼミⅠ	准教授	山本 英作	保育表現学		
	情報科学ゼミⅠ	准教授	寺尾 康	保育方法学		
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科	
	英語ゼミⅡ	講師	片山 美穂	教育学	生活科学学科	
	スポーツ科学ゼミⅡ	准教授	山本 英作	保育表現学		
	情報科学ゼミⅡ	准教授	寺尾 康	保育方法学		
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科	
	英会話Ⅰ	講師	クレイグ・ディレイニ		非常勤	
	英会話Ⅱ	講師	片山 美穂	教育学	生活科学学科	
	現代スポーツ論	准教授	山本 英作	保育表現学		
	運動と健康	准教授	山本 英作	保育表現学		
	生涯スポーツ実技	教授	池澤 眞由美	保育表現学		
	同上	准教授	山本 英作	保育表現学		
	キャリア形成演習	准教授	坂本 ひとみ	教育・保育学		
	専門教育科目	社会福祉	准教授	祐東 孝好	保育方法学	
		相談援助	准教授	祐東 孝好	保育方法学	
		児童家庭福祉	准教授	祐東 孝好	保育方法学	
保育原理Ⅰ		准教授	有田 尚美	保育方法学		
保育原理Ⅱ		准教授	有田 尚美	保育方法学		
社会的養護Ⅰ		准教授	祐東 孝好	保育方法学		
社会的養護Ⅱ		准教授	祐東 孝好	保育方法学		
教育原理		准教授	浜田 幸作	教育・保育学		
発達心理学Ⅰ		教授	吉村 斉	教育・保育学		
発達心理学Ⅱ		教授	吉村 斉	教育・保育学		
教育心理学		教授	吉村 斉	教育・保育学		
臨床心理学		講師	金山 佐喜子		非常勤	
子どもの保健Ⅰ		准教授	山本 和代	学校保健	看護学科	
子どもの保健Ⅱ		講師	山本 美恵子		非常勤	
子どもの食と栄養		講師	橋村 夏世		非常勤	
家庭支援論		講師	川崎 育郎		非常勤	
保育内容総論Ⅰ		准教授	有田 尚美	保育方法学		
保育内容総論Ⅱ		准教授	有田 尚美	保育方法学		
保育内容(健康)		准教授	山本 英作	保育表現学		
保育内容(人間関係)		教授	吉村 斉	教育・保育学		
保育内容(環境)		教授	吉村 斉	教育・保育学		
同上		准教授	有田 尚美	保育方法学		
同上		講師	山下 文一		非常勤	
保育内容(言葉)		講師	片山 美穂	教育学	生活科学学科	
保育内容(表現)		教授	末田 光一	保育表現学		
同上		教授	竹村 正	保育表現学		
同上		教授	池澤 眞由美	保育表現学		
保育内容(身体表現)		教授	池澤 眞由美	保育表現学		
保育内容(造形表現)		教授	末田 光一	保育表現学		
乳児保育Ⅰ		講師	明神 紀代子		非常勤	
乳児保育Ⅱ	講師	明神 紀代子		非常勤		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門 教育 科目	障害児保育	准教授	祐東 孝好	保育方法学	
	社会的養護内容	准教授	祐東 孝好	保育方法学	
	保育相談支援	准教授	有田 尚美	保育方法学	
	音楽Ⅰ(通論)	教授	竹村 正	保育表現学	
	音楽Ⅰ(声楽)	講師	秀浦 陽子		非常勤
	音楽Ⅰ(器楽)	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	講師	門脇 加江子		非常勤
	同上	講師	小佐井 淑子		非常勤
	同上	講師	野村 京子		非常勤
	同上	講師	宮地 公美子		非常勤
	同上	講師	宮本 由美子		非常勤
	同上	講師	山本 扶美		非常勤
	音楽Ⅱ(器楽・表現)	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	講師	宮地 公美子		非常勤
	同上	講師	野村 京子		非常勤
	同上	講師	小佐井 淑子		非常勤
	同上	講師	山本 扶美		非常勤
	同上	講師	秀浦 陽子		非常勤
	基礎造形	教授	末田 光一	保育表現学	
	造形	教授	末田 光一	保育表現学	
	造形特論	教授	末田 光一	保育表現学	
	体育	教授	池澤 真由美	保育表現学	
	同上	准教授	山本 英作	保育表現学	
	遊びと運動	教授	池澤 真由美	保育表現学	
	国語	講師	今井 多衣子		非常勤
	教師論	教授	小島 一久	教育学	専攻科
	同上	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	幼児理解と教育相談	講師	池 雅之		非常勤
	教職実践演習(幼稚園)	教授	末田 光一	保育表現学	
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	同上	准教授	有田 尚美	保育方法学	
	同上	准教授	山本 英作	保育表現学	
	教育媒体の研究	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	同上	准教授	寺尾 康	保育方法学	
	保育指導法	准教授	有田 尚美	保育方法学	
	教育課程概論	教授	小島 一久	教育学	専攻科
	同上	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	山下 文一		非常勤
	教育実習の研究	教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	堂本 真実子		非常勤
	教育実習	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	保育実習指導Ⅰ-1	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	山中 淳江		非常勤
	保育実習指導Ⅰ-2	准教授	祐東 孝好	保育方法学	
	保育実習Ⅰ-1	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	保育実習Ⅰ-2	准教授	祐東 孝好	保育方法学	
	保育実習指導Ⅱ	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	山中 淳江		非常勤
	保育実習Ⅱ	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	
健康教育演習Ⅰ	教授	吉村 斉	教育・保育学		
同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科	
同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科	
同上	教授	竹村 正	保育表現学		
同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	医療衛生学科	
同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	医療衛生学科	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	准教授	山本 和代	学校保健	看護学科
	健康教育演習Ⅱ	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	医療衛生学科
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	看護学科

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
基礎分野	化学	講師	米村 俊昭		非常勤
	生物学	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	物理学	講師	岩崎 正春		非常勤
	統計学	講師	藤原 憲一郎		非常勤
	情報科学	助教	濱田 美晴	情報科学	
	生命倫理学	講師	高橋 功		非常勤
	国語・国文学	講師	田鎖 数馬		非常勤
	日本の伝統美学Ⅰ	講師	岡崎 久美子		非常勤
	日本の伝統美学Ⅱ	講師	川村 真紀子		非常勤
	史学	講師	大槲 敦弘		非常勤
	法学	講師	渡邊 富一		非常勤
	社会学	講師	遠山 茂樹		非常勤
	運動と健康	教授	池澤 真由美	保育表現学	幼児保育学科
	生涯スポーツ実技	教授	池澤 真由美	保育表現学	幼児保育学科
	総合英語	講師	那須 恒夫		非常勤
	総合英語演習	講師	クレイグ・ディレイニ		非常勤
	医学英語演習	講師	ジョアンナ・ドロシー・ヘアー		非常勤
	キャリア形成演習	准教授	坂本 ひとみ	教育・保育学	幼児保育学科
専門基礎分野	解剖学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	解剖学実習	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	生理学	講師	今井 正		非常勤
	生化学	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	生化学実習	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	同上	講師	都留 英美		非常勤
	臨床検査学基礎実習	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	同上	講師	都留 英美		非常勤
	健康食品総論	講師	邑岡 麻子		非常勤
	病理学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	微生物学	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	血液学	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	免疫学	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	遺伝学	講師	吾妻 健		非常勤
	薬理学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	公衆衛生学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	公衆衛生学実習	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	保健医療福祉学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	関係法規	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	医療統計学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	健康教育演習Ⅰ	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科	
同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科	
同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学		
同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学		
同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門基礎分野	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	准教授	山本 和代	学校保健	看護学科
	健康教育演習Ⅱ	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	看護学科
	医療工学概論	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	医療工学特論	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
情報処理論	准教授	寺尾 康	保育表現学	幼児保育学科	
専門分野	臨床医学総論	講師	松浦 喜美夫		非常勤
	同上	講師	並川 努		非常勤
	同上	講師	岡本 健		非常勤
	臨床検査医学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	臨床病理学総論	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	同上	講師	浅羽 宏一		非常勤
	同上	講師	高橋 謙介		非常勤
	臨床病理学演習	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	病理検査学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	病理検査学演習	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	病理検査学実習	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	血液検査学	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	血液検査学演習	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	血液検査学実習	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	医動物学	講師	是永 正敬		非常勤
	医動物学演習	講師	是永 正敬		非常勤
	細胞検査学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
臨床化学Ⅰ	教授	富永 麻理	生物化学分析学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	臨床化学Ⅱ	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	臨床化学演習	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	臨床化学実習Ⅰ	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	講師	福永 佐枝		非常勤
	臨床化学実習Ⅱ	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	講師	福永 佐枝		非常勤
	放射性同位元素検査学	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	臨床検査学総論	講師	森田 博		非常勤
	臨床検査学実習	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	同上	講師	森田 博		非常勤
	機器分析学	講師	小倉 克巳		非常勤
	同上	講師	土居 忠文		非常勤
	微生物検査学	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	微生物検査学演習	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	微生物検査学実習	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	免疫検査学	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	免疫検査学演習	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	免疫検査学実習	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	輸血・移植検査学	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	遺伝子・染色体検査学	講師	竹内 啓晃		非常勤
	遺伝子・染色体検査学実習	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	生理検査学	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	生理検査学実習	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	生理検査学演習Ⅰ	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	生理検査学演習Ⅱ	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	澤田 正一		非常勤
	同上	講師	橋田 正継		非常勤
	生理機能検査学	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	谷内 亮水		非常勤
	同上	講師	土居 忠文		非常勤
	同上	講師	宮尾 恵示		非常勤
	画像診断検査学	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	画像診断検査学実習	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	長山 恵美		非常勤
	救急救命法	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	医療検査情報システム演習	講師	久原 太助		非常勤
	検査管理総論	講師	小谷 準		非常勤
	検査管理学演習	講師	小谷 準		非常勤
	医療情報管理学	講師	小倉 克巳		非常勤
	同上	講師	竹内 啓晃		非常勤
臨床検査セミナー	教授	高岡 榮二	病態学・形態学		
同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学		
同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学		
同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学		
同上	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学		
同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学		
同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学		
同上	准教授	三木 友香理	病態学・形態学		
同上	講師	前田 淳子		非常勤	
同上	講師	今井 正		非常勤	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
	医療安全管理学	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	小倉 克巳		非常勤
	同上	講師	森本 徳仁		非常勤
	臨地実習	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
基礎分野	化学	講師	西沢 均		非常勤
	生物学	講師	峯 一朗		非常勤
	物理学	講師	岩崎 正春		非常勤
	倫理学	講師	山岡 匡		非常勤
	社会学	講師	遠山 茂樹		非常勤
	心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	法学	講師	渡邊 富一		非常勤
	日本国憲法	講師	渡邊 富一		非常勤
	情報科学	助教	濱田 美晴	情報科学	
	英語 I	講師	クレイグ・ディレイニ		非常勤
	英語 II	講師	片山 美穂	教育学	生活科学学科
	運動と健康	教授	池澤 真由美	保育表現学	幼児保育学科
	生涯スポーツ実技	教授	池澤 真由美	保育表現学	幼児保育学科
	キャリア形成演習	准教授	坂本 ひとみ	教育・保育学	幼児保育学科
専門基礎分野	解剖学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	生理学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	口腔解剖学 I	講師	前田 好正		非常勤
	口腔解剖学 II	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	栄養学・生化学	講師	森岡 美帆	栄養調理学	生活科学学科
	病理学	講師	國藤 邦彦		非常勤
	微生物学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	薬理学	講師	岡村 幸憲		非常勤
	口腔衛生学 I	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	口腔衛生学 II	講師	沖 義一		非常勤
	衛生学・公衆衛生学	講師	澤田 満		非常勤
衛生行政	講師	石井 隆夫		非常勤	
社会福祉	講師	西村 昇		非常勤	
専門分野	歯科衛生士概論	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	保存修復学・歯内療法学	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	講師	佐々木 幸生		非常勤
	歯周治療学 I	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	歯周治療学 II	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	歯科補綴学 I	講師	國藤 邦彦		非常勤
	歯科補綴学 II	講師	國藤 邦彦		非常勤
	口腔外科学	講師	岩田 耕三		非常勤
	小児歯科学 I	講師	下野 勉		非常勤
	小児歯科学 II	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	講師	下野 勉		非常勤
	矯正歯科学 I	講師	秋山 元康		非常勤
	矯正歯科学 II	講師	秋山 元康		非常勤
	歯科予防処置基礎実習	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	う蝕予防処置	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	歯周病予防処置	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	口腔保健管理法	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	歯科保健指導	講師	堤 智子		非常勤
歯科保健指導基礎実習	教授	大野 由香	口腔疾患学		
同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	歯科保健指導実習	講師	堤 智子		非常勤
	栄養指導	講師	五藤 泰子		非常勤
	健康教育	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	診療補助基礎	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	歯科材料学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	高齢者・障害者介補技術	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	診療補助実習Ⅰ	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	診療補助実習Ⅱ	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	講師	島内 理子		非常勤
	診療補助実習Ⅲ	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	診療補助実習Ⅳ	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	講師	島内 理子		非常勤
	医療保険	講師	久保 ゆかり		非常勤
	オーラルヘルスケアテクニック	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	臨床実習(基礎)	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	臨床実習(Ⅰ期)	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔保健学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	臨床実習(Ⅱ期)	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	臨床・臨地実習	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
同上	講師	下野 勉		非常勤	
臨地実習	教授	大野 由香	口腔疾患学		
同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学		
同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学		
同上	講師	野村 加代	口腔保健学		
同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
選択必修分野	課題研究	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	
	総合講義	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	講師	秋山 元康		非常勤
	同上	講師	沖 義一		非常勤
	同上	講師	岡村 幸憲		非常勤
	同上	講師	國藤 邦彦		非常勤
	同上	講師	島内 理子		非常勤
	同上	講師	堤 智子		非常勤
	同上	講師	前田 好正		非常勤
	健康教育演習 I	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	教授	山本 和代	学校保健	看護学科
	健康教育演習 II	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	看護学科
	臨床心理学	講師	中野 良哉		非常勤
	運動機能学	講師	淡野 義長		非常勤
	看護学	講師	中村 ささみ		非常勤
	高齢者歯科学	講師	國藤 邦彦		非常勤
	障害者歯科学	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	下野 勉		非常勤
災害と支援活動法	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学		
臨床検査学	教授	高岡 榮二	病態学・形態学		
同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学		
臨床社会学	准教授	中石 裕子	口腔保健学		
リハビリテーション概論	講師	片山 訓博		非常勤	
摂食・嚥下機能学	講師	石川 裕治		非常勤	

学科名等 看護学科

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教養教育科目	倫理学	講師	山岡 匡		非常勤
	国語・国文学	講師	田鎖 数馬		非常勤
	日本の伝統美学Ⅱ	講師	川村 真紀子		非常勤
	国際文化比較	講師	公文 素子		非常勤
	化学	講師	西沢 均		非常勤
	生物学	講師	手林 慎一		非常勤
	物理学	講師	岩崎 正春		非常勤
	栄養学(食品学含む)	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	社会学	講師	遠山 茂樹		非常勤
	日本国憲法	講師	渡邊 富一		非常勤
	法学	講師	渡邊 富一		非常勤
	英会話	講師	片山 美穂	教育学	生活科学学科
	生涯スポーツ実技	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	生涯スポーツ実技	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
キャリア形成演習	准教授	坂本 ひとみ	教育・保育学	幼児保育学科	
専門教育科目	生活と環境	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	保健統計学	講師	野村 美紀	基礎看護学	
	同上	講師	井上 正隆		非常勤
	情報科学Ⅰ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	情報科学Ⅱ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	講師	宮城 嗣春		非常勤
	医療英語	講師	片山 美穂	教育学	生活科学学科
	心理学(発達心理学含む)	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	人間関係論(コミュニケーション含む)	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	健康・スポーツ科学	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	平和と友愛論	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	幼児保育学科
	人体の構造と機能Ⅰ	教授	弘田 克彦	人体構造学	医療衛生学科
	人体の構造と機能Ⅱ	教授	弘田 克彦	人体構造学	医療衛生学科
	医学概論	講師	大黒 隆司		非常勤
	症候と病態	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	医療衛生学科
	治療学総論	講師	久 晃生		非常勤
	同上	講師	西岡 明人		非常勤
	同上	講師	澁谷 祐一		非常勤
	同上	講師	中内 昌仁		非常勤
	同上	講師	石川 裕治		非常勤
	同上	講師	山本 新九郎		非常勤
	同上	講師	芝 佑平		非常勤
	治療援助学Ⅰ	講師	大黒 隆司		非常勤
	同上	講師	池田 光徳		非常勤
	同上	講師	久 晃生		非常勤
	治療援助学Ⅱ	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	同上	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	同上	講師	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	生化学	教授	富永 麻理	生物化学分析学	医療衛生学科
	臨床薬理学	講師	田中 照夫		非常勤
	微生物学・免疫学	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	医療衛生学科
	臨床検査学総論	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	医療衛生学科
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	臨床栄養学	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	高次脳機能障害論	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	講師	石川 裕治		非常勤

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門 教育 科目	同上	講師	森岡 美帆	栄養調理学	生活科学学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	高次脳機能生涯のケア	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	講師	石川 裕治		非常勤
	同上	講師	森岡 美帆	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	中村 里江		非常勤
	同上	講師	岡部 美枝		非常勤
	公衆衛生学(衛生学及び予防医学含む)	講師	田口 徹也		非常勤
	看護と福祉	講師	福間 隆康		非常勤
	看護と政策	講師	岡谷 恵子		非常勤
	医療と経済	講師	宮井 千恵		非常勤
	医療と安全	准教授	井上 美智子	成人看護学老年看護学	
	看護学概論	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	准教授	大西 昭子	基礎看護学	
	看護過程論	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	基礎看護援助方法論Ⅰ	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	講師	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	基礎看護援助方法論Ⅱ	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	看護と倫理	教授	高藤 裕子	精神看護学在宅看護学	
	フィジカルアセスメント	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	井上 美智子	成人看護学老年看護学	
	家族看護学	講師	坂元 綾		非常勤
	同上	講師	岩井 弓香理		非常勤
	同上	講師	山口 智治		非常勤
	基礎看護実習	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	井上 美智子	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	急性期看護学概論	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	井上 美智子	成人看護学老年看護学	
	急性期看護援助論	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	井上 美智子	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	野田 幸作		非常勤
	同上	講師	八井田 昌志		非常勤
	回復期看護論	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	慢性期看護学概論	講師	三浦 かず子		非常勤
慢性期看護援助論Ⅰ	講師	三浦 かず子		非常勤	
慢性期看護援助論Ⅱ	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学		
終末期看護論	講師	山西 亜紀子	基礎看護学		
老年看護学概論	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学		
老年看護援助論Ⅰ	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学		
老年看護援助論Ⅱ	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学		
小児看護学概論	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学		
同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学		
小児保健	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学		
同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学		
小児疾患学	講師	前田 賢人		非常勤	
同上	講師	佐藤 哲也		非常勤	
小児看護援助論	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	母性看護学概論	准教授	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	母性学	講師	瀬沼 美保		非常勤
	母性看護援助論Ⅰ	講師	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	母性看護援助論Ⅱ	講師	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	精神看護学概論	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	精神看護援助論Ⅰ	講師	山崎 正雄		非常勤
	精神看護援助論Ⅱ	教授	和泉 明子	成人看護学老年看護学	
	急性期看護実習	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	井上 美智子	成人看護学老年看護学	
	慢性期看護実習	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
	老年看護実習	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	小児看護実習	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	母性看護実習	講師	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	精神看護実習	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	在宅看護学概論	教授	高藤 裕子	精神看護学在宅看護学	
	在宅看護援助論	教授	高藤 裕子	精神看護学在宅看護学	
	看護研究	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	看護管理論	講師	松永 智香		非常勤
	災害看護学	講師	竹崎 久美子		非常勤
	同上	講師	尾谷 智加		非常勤
	看護技術評価	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	同上	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	同上	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	講師	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	健康教育演習Ⅰ	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	准教授	山本 和代	学校保健	
	健康教育演習Ⅱ	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	医療衛生学科
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
同上	講師	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科	
同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科	
同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科	
同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学		
在宅看護実習	教授	高藤 裕子	精神看護学在宅看護学		
総合看護実習	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	井上 美智子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	同上	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	小野 文子	小児看護学母性看護学	
	同上	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
教職専門科目	養護概説	准教授	山本 和代	学校保健	
	教育心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	教育課程総論	教授	谷 智子	教育学	生活科学学科
	教職論	教授	小島 一久	教育学	専攻科
	同上	教授	谷 智子	教育学	生活科学学科
	教育原理	教授	谷 智子	教育学	生活科学学科
	教育の方法及び技術	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	教育相談	准教授	山本 和代	学校保健	
	道德教育の指導法	講師	田邊 重任		非常勤
	特別活動の指導法	教授	谷 智子	教育学	生活科学学科
	生徒指導の理論と方法	准教授	浜田 幸作	教育・保育学	幼児保育学科
	学校保健	准教授	山本 和代	学校保健	
	養護実習事前事後指導	准教授	山本 和代	学校保健	
	教職実践演習(養護教諭)	准教授	山本 和代	学校保健	
養護実習	准教授	山本 和代	学校保健		

[注]

- 「区分」には、教育課程表に沿って「共通科目」、「専門科目」等の科目群名を記入してください。
- 一つの授業科目を複数の教員が担当する場合、「授業科目」を記入の上、次行以降は「同上」とし、全ての担当教員について記入してください。
- 「教員配置」には、以下のように記載してください。
 - 当該学科所属教員は空欄としてください。
 - 他学科所属教員は「学科名」を記載してください。
 - 非常勤・併設大学所属教員は「非常勤」と記載してください。
 - (「非常勤」教員は様式21「非常勤教員一覧表」にも記載してください。)
- 全学科共通の科目群についてはタイトルを「全学科共通」等、複数学科共通の科目群等がある場合にはタイトルを「○○学科・○○学科共通科目」等とし、単独の表を作成してください。

理事会の開催状況(平成27年度～平成29年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
10人	10人	平成27年 5月29日 10:30～11:30 12:50～13:05	10人	100.0%	0人	2/2
	10人	平成27年10月16日 11:10～11:20	7人	70.0%	3人	2/2
	10人	平成28年 1月28日 11:55～12:15	7人	70.0%	2人	2/2
	9人	平成28年 3月24日 14:45～15:30	8人	88.9%	1人	2/2
	9人	平成28年 5月30日 10:00～10:45 12:10～12:15	8人	88.9%	1人	2/2
	9人	平成28年 8月29日 10:30～10:35 11:05～11:20	8人	88.9%	0人	2/2
	10人	平成28年 8月29日 11:25～11:35	9人	90.0%	0人	2/2
	10人	平成29年 1月27日 15:00～15:25	10人	100.0%	0人	2/2
	10人	平成29年 3月28日 11:10～11:50	8人	80.0%	2人	2/2
	10人	平成29年 5月31日 14:00～17:45	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	平成29年11月 7日 10:50～11:10	8人	80.0%	1人	2/2
	10人	平成30年 2月 5日 11:05～11:25	9人	90.0%	0人	2/2
	10人	平成30年 3月22日 15:00～15:50	9人	90.0%	1人	2/2

評議員会の開催状況(平成27年度～平成29年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
21人	21人	平成27年 5月29日 11:30 ~ 12:50	20人	95.2%	1人	2/2
	21人	平成27年10月16日 10:30 ~ 11:00	14人	66.7%	5人	2/2
	21人	平成28年 1月28日 10:30 ~ 11:50	16人	76.2%	5人	2/2
	20人	平成28年 3月24日 14:00 ~ 14:40	17人	85.0%	3人	2/2
	20人	平成28年 5月30日 10:50 ~ 12:05	17人	85.0%	3人	2/2
	20人	平成28年 8月29日 10:40 ~ 11:00	18人	90.0%	1人	2/2
	21人	平成29年 1月27日 14:00 ~ 14:55	20人	95.2%	1人	2/2
	21人	平成29年 3月28日 10:00 ~ 11:05	18人	85.7%	2人	2/2
	21人	平成29年 5月31日 15:15 ~ 17:20	18人	85.7%	1人	2/2
	21人	平成29年11月 7日 10:00 ~ 10:45	16人	76.2%	2人	2/2
	21人	平成30年 2月 5日 10:00 ~ 10:55	18人	85.7%	2人	2/2
	21人	平成30年 3月22日 14:00 ~ 14:55	17人	81.0%	4人	2/2